



Mizuho Financial Group CSR REPORT 2006

みずほフィナンシャルグループ CSRレポート 2006

事業概要

◎ グループ概要

みずほフィナンシャルグループは、2000年9月に第一勧業銀行・富士銀行・日本興業銀行の3行を子会社とする持株会社みずほホールディングスの設立により正式発足し、現在は株式会社みずほフィナンシャルグループを金融持株会社とする銀行、証券、信託、資産運用などの総合金融サービスを提供する企業グループです。

また、2005年10月1日にはグループ各社の主要な銀行・証券・信託・資産運用機能を、みずほコーポレート銀行を中核として大企業・金融法人などのお客さまにボーダーレスなサービスを提供する「グローバルコーポレートグループ」、みずほ銀行を中核として個人や中堅・中小企業などのお客さまにサービスを提供する「グローバルリテールグループ」、資産管理および資産運用を中心にサービスを提供する「グローバルアセット&ウェルスマネジメントグループ」の3つのグローバルグループに再編し、お客さまの多様なニーズに的確かつ迅速にお応えする体制へと移行しました。

会社名	株式会社 みずほフィナンシャルグループ
本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-5
設立	2003年1月
社員数(連結)	45,758人 (執行役員、嘱託および臨時従業員を含まない就業人員)
総資産(連結)	149兆6,127億円
自己資本比率(連結)	11.59%
発行済株式総数	13,284,425.49株
普通株式	12,003,995.49株
優先株式	1,280,430株

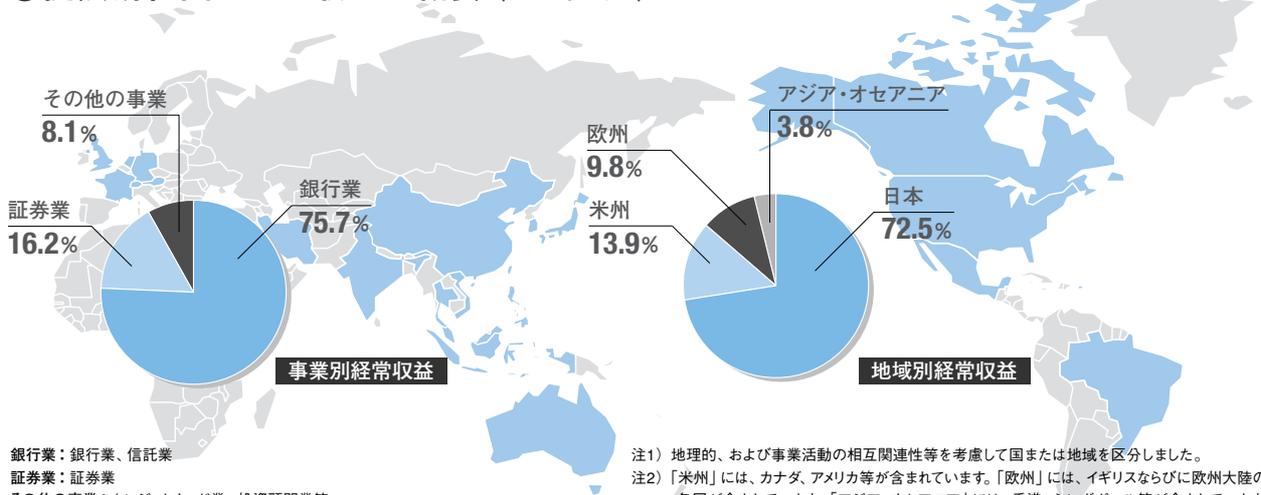
(2006年3月末現在)

◎ グループ事業一覧

持株会社	
みずほフィナンシャルグループ	みずほフィナンシャルグループの各社を経営管理する金融持株会社
グローバルコーポレートグループ	
みずほコーポレート銀行	大企業(一部上場企業等)、金融法人およびそのグループ会社、公団・事業団、海外の日系・非日系企業を主要なお客さまとし、コーポレートファイナンスを主体とする銀行
みずほ証券	国内外の機関投資家や事業法人・金融法人・公共法人等を主要なお客さまとするホールセール証券会社
グローバルリテールグループ	
みずほ銀行	個人、中堅・中小企業を中心とした国内一般事業法人、地方公共団体を主要なお客さまとする銀行
みずほインベスターズ証券	グループのお客さま対応中心の証券会社
ユーシーカード	クレジットカード加盟店・プロセッシング会社
みずほキャピタル	グループの有効ベンチャーキャピタル会社
新光証券	
	ミドル・リテール業務を中心とした総合証券会社
グローバルアセット&ウェルスマネジメントグループ	
みずほ信託銀行	法人・個人取引両分野に強みを持つ信託銀行
みずほプライベートウェルス・マネジメント	ウルトラハイネットワースのお客さまの多様な金融/非金融サービスに関するニーズにお応えする総合コンサルティング会社
資産管理サービス信託銀行	高い専門性を持つ資産管理専門信託銀行
第一勧業アセットマネジメント	資産運用会社
富士投信投資顧問	資産運用会社
興銀第一ライフ・アセット・マネジメント	資産運用会社
*当グループに極めて多額の運用資産をお預けいただいているお客さま	
グループ戦略子会社	
みずほフィナンシャル・ストラテジー	地域金融機関の再編・再生ニーズ等に対し、ノウハウを提供するアドバイザリー会社
みずほ総合研究所	シンクタンク
みずほ情報総研	ITを軸とした総合情報会社

(2006年3月現在：2005年10月に上記主要3事業グループに再編いたしました)

◎ 拠点所在国および収益の概要 (2006年3月期)



編集方針

本報告書は、当グループのCSR(Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任)活動に関する報告書です。CSRに対する考え方、方針、計画および取り組み実績などをステークホルダーの皆さまにご報告し、コミュニケーションを図りながら当グループの取り組み状況を見直していくことを、本報告書の目的としています。

本報告書は、以下の構成となっています

特集:「金融とCSR」では、金融が持つ諸機能を前提として当グループが社会からどのような役割期待を負っているかを整理しています。また、これに続く個別テーマでは、当グループが進めるCSR活動の重点取り組み分野である「金融教育」の具体的な取り組み事例と「環境問題への取り組み」を中心に本業における活動を取り上げました。

ガバナンス&マネジメント:当グループの、経営にあたっての理念や方針とCSRの全体像を示し、それを推進していくための体制について説明しています。

経済性報告:当グループの事業の概況を示すデータ類を中心に現在の事業の状況を報告しています。

社会性報告:ステークホルダーのうち、お客さま、株主・投資家の皆さま、社員、地域社会の4者とのかわりについて、当グループの取り組みを報告しています。

環境報告:当グループの環境への取り組み方針や体制および、本業における取り組み、当グループ自身の事業活動にともなう環境負荷低減の取り組みについて報告しています。

コミュニケーション:当グループのCSRの取り組みについて、社外の有識者の方々と実施したステークホルダーダイアログについて報告しています。

第三者意見書:当グループのCSRへの取り組み全体について、第三者の方から評価と提言をいただきました。

本報告書の作成にあたっては、GRI*の「Sustainability Reporting Guidelines 2002」および「Financial Services Sector Supplement」を参考にしました。

リスクマネジメントや資産内容改善の取り組みを含む財務情報については、別途「ディスクロージャー誌」を発行していますので、併せてご覧ください。

* GRI: Global Reporting Initiative. 企業などが発行する「持続可能性報告」に関する世界的なガイドラインの作成を目的に1997年に設立された国際的な組織。

対象範囲: 本報告書では、対象範囲にかかわる用語について、次のように定義しています。

「みずほフィナンシャルグループ」

株式会社みずほフィナンシャルグループ単体を指します。

「当グループ」または「くみずほ」

株式会社みずほフィナンシャルグループおよび国内外の主要なグループ会社を指します。(みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ証券、みずほ信託銀行、みずほインベスターズ証券、資産管理サービス信託銀行、第一勧業アセットマネジメント、富士投信投資顧問、興銀第一ライフ・アセットマネジメント、みずほ総合研究所、みずほ情報総研、みずほフィナンシャルストラテジー、みずほプライベートウェルスマネジメント)

「社員」

執行役員、嘱託および臨時従業員を除く、国内外の当グループで働く従業員すべての総称です。

対象期間:

2005年4月1日～2006年3月31日を主な報告対象とし、2006年4月以降の重要な情報を反映しています。

発行情報:

発行日: 2006年10月

次回予定: 2007年7月(前回: 2006年2月)

CONTENTS

事業概要	2
編集方針	3
▶ トップコミットメント	4

特集

金融とCSR	8
金融教育	10
より良い未来を創造する金融	16

ガバナンス&マネジメント

くみずほのCSR	22
コーポレートガバナンス	24
業務執行	25
リスク管理	26
コンプライアンス	28
くみずほのステークホルダー	30

経済性報告

くみずほの経済的パフォーマンス	32
-----------------	----

社会性報告

お客さまとのかわり	34
株主・投資家の皆さまとのかわり	40
社員とのかわり	42
地域社会とのかわり	46

環境報告

環境方針と体制	52
本業における取り組み	54
事業活動における取り組み	56

コミュニケーション

くみずほに期待されるCSRとは	60
-----------------	----

GRIガイドライン対照表	64
--------------	----

▶ 第三者意見書	68
----------	----

Top Commitment

当グループは、「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャルパートナー」を目指し、2005年4月に事業戦略『“Channel to Discovery” Plan』を策定しました。この事業戦略のなかで、CSRへの取り組みを「新たな企業価値の創造と発展に向けた企業行動の主軸」と位置づけ、中長期的な視点から「CSRの重点取り組み分野」を明確化し、各分野で具体的な施策の実施を開始しました。

事業活動の持続性に向けて —— 公的資金の完済 ——

事業戦略の柱である「ビジネスポートフォリオ戦略」と「コーポレートマネジメント戦略」を着実に推進した結果、2005年度決算において、前年度に引き続き収益改善を実現すると同時に、財務の健全性をさらに向上させました。このような安定した収益の確保と財務の健全性の向上を受け、2006年7月、公的資金の返済を完了いたしました。私どもは、1998年3月および1999年3月に、総額2兆9,490億円の公的資金によるご支援をいただき、以降8年余りの長きにわたり公的資金に支えていただいたことで、経営の健全化に努めることができました。こうしたみなさまのご理解とご支援に対しまして、心より、厚く御礼申し上げます。

本業を通じて得たノウハウを次世代の育成に活かす —— 金融教育の支援 ——

〈みずほ〉では、CSRの重点取り組み分野のひとつとして「金融教育の支援」を掲げました。

金融教育は、〈みずほ〉が本来業務である“金融”を通じて得たノウハウを社会に還元するという、極めて理にかなった活動であると考え、2006年度より具体的な取り組みを進めています。

まず、高等教育の分野では、一橋大学、早稲田大学、慶應義塾大学への寄付講義・寄付講座を設置しました。講師にはグループ各社から実務を担う役職員を派遣し、

金融に関する教育・研究活動の増進を図るとともに、将来を担う人材育成を支援しています。来年度には、東京大学にも寄付講座を設置することで合意をしています。

また、初等・中等教育の分野では、みずほフィナンシャルグループとみずほ総合研究所が中心となり、東京学芸大学との金融教育に関する共同研究を開始しました。初等・中等教育で有効な金融教育を行っていくためには、教育現場の実情を踏まえた取り組みが必要であるとの認識から、わが国の教員養成の基幹大学である東京学芸大学との共同研究を通じて、子どもたちに求められる金融教育を支援していきます。

このような初等・中等教育から高等教育までの幅広い年齢層に対する支援を通じて、社会インフラである金融に関する理解を深め、金融のルールを知ってもらうことで、生活に密着した“生きた金融”を伝えることができればと考えています。

金融の仕組みで事業や環境をサポート —— 環境問題への取り組み ——

環境には国境がありません。したがって、温暖化問題をはじめとする環境の諸問題を考える場合には、地球規模の視点で捉える必要があります。日本は公害問題や2度のオイルショックを経験したことで、環境先進国として誇れる技術を多数持っています。このような優れた環境技術を持つ企業や環境に配慮した経営を行っている企業を金融面からサポートし、産業界とより緊密な連携をとることで、日本は環境の分野で世界により一層の貢献ができるのではないかと考えています。みずほコーポレート銀行がエクエーター原則の採択を通じて、大規模プロジェクトへの融資を環境・社会の両面からスクリーニングする取り組みや、みずほ銀行が商品化した環境配慮型企業向け融資制度など、〈みずほ〉としての取り組みはまだ始まったばかりです。しかしながら、中長期的な商品開発の積み重ねやグローバルなイニシアティブへの参加などを通

じて、金融機関としての自らの能力を高めることで、総合金融グループとしての経営資源を活用し、社会のニーズに応えていきたいと考えています。

——ステークホルダーとの継続的対話
——高感度コミュニケーションの実現——

〈みずほ〉のCSRへの取り組みについてステークホルダーの皆さまと情報共有を図る目的で、昨年度に当グループとしては初めてのCSRレポートを発刊しました。これを踏まえ、今年度には金融や環境、CSRの専門家の方々をお招きし、当グループに期待されるCSRについて示唆に富んだ貴重なご意見をいただきました。また、みずほ銀行では、外部の方々をアドバイザーとしてお招きし、店舗などのバリアフリー化（「ハートフルプロジェクト」）を進めるうえでご意見をいただいています。今後とも、さまざまな形でステークホルダーの皆さまとの対話を継続し、新たな取り組みへの糧として、CSRを推進していきたいと考えています。

私どもみずほフィナンシャルグループは、金融機関としての公共性を十分認識しつつ、企業価値の向上に努め、お客さまのニーズにお応えできる商品・サービスの提供、社会との共生を目指したCSRへの取り組みを通じ、さまざまな形で社会のお役に立ちたいと考えております。第2号となる本レポートをお読みいただき、皆さまの忌憚のないご意見、ご指導を賜りますよう、引き続き宜しくお願い致します。

株式会社みずほフィナンシャルグループ
取締役社長

前田晃伸





■ 金融とCSR	8
■ 金融教育	10
■ より良い未来を創造する金融	16



**金融機関である当グループの社会的責任を
考える一助として特集を組みました。**

金融とCSR

銀行や証券会社などの金融機関は、お金を融通すること(金融)を本業としています。お金は経済における血液といわれるように、お金の流れが円滑かどうかは経済社会の発展に大きく影響します。金融機関はその役割を担っており、公共的性格を併せ持つ企業といえます。したがって金融機関にはその役割に見合った社会的責任があると考えられます。

金融の機能

銀行、証券会社などの金融機関は、それぞれお金を融通する機能を担っています。

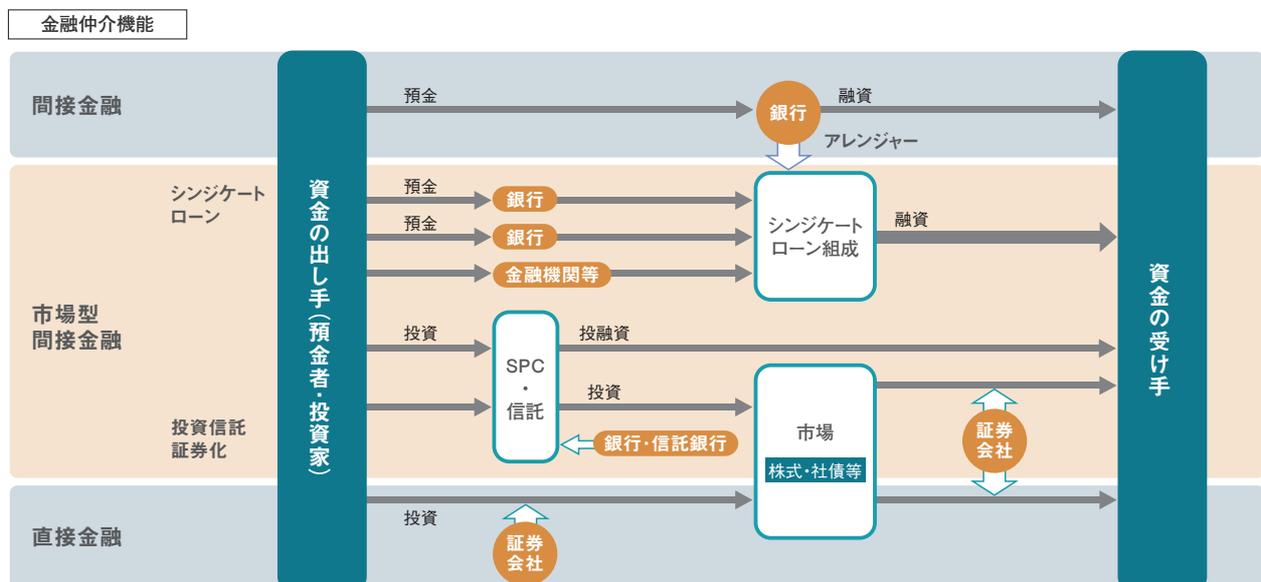
銀行は、個人や企業の資金を預金として預かり、資金を必要としているほかの個人や企業に再び貸し出します。その際には貸出先の返済能力について審査を行い、銀行自身がリスクを管理します。銀行はその見返りとして金利を受け取り、一部を預金者に支払います。これを間接金融と呼んでいます。

これに対して証券会社は、企業や国、地方公共団体が発行した株式や債券について、発行の引受けやその売買取引の仲介を行っています。この場合には、資金の出し手である投資家が、証券市場における価格変動の最終リスクを引き受ける見返りとして、配当や利子を直接受け取ります。また、売買取引の仲介をした証券会社は、その仲介手数料を受け取ります。これを直接金融と呼んでいます。

現在では、従来からの機能に加え、多様な資金調達ニーズに対応するため、シンジケートローンをはじめとし

た間接金融と直接金融を組み合わせた市場型間接金融と呼ばれる新しい手法が用いられることも多くなりました。資金の出し手と受け手の間でお金を融通するこれらの機能を、まとめて「金融仲介機能」と呼んでいます。

「金融仲介機能」のほかに金融が持つ機能としては、「決済機能」があります。決済とは、モノやサービスの購入に際して対価を支払うことで、銀行振り込みやクレジットカードのほか、企業間の取引としては小切手や手形という手段も用いられています。これらの決済は、銀行などの口座を通じて行われることから、金融機関が提供する機能とされています。決済を安全・確実に行うことでお金の流れを円滑にするインフラの役割を金融機関は担っています。



金融機関の公共性

金融機関のなかでも、生活者にとっていちばん身近な銀行は、貯蓄の手段である預金のサービスを提供し、資金仲介機能とともに、決済機能を提供しています。銀行が経営に行き詰まると、預金者のみならず、借入をしている企業とその取引先にまで影響が及びます。さらに銀行間においても大量の資金を融通し合っていることから、ひとつの銀行の破綻が他の銀行の破綻を連鎖的に引き起こす可能性もあります。

このような理由から、預金者の保護と信用秩序の維持のために、銀行の経営にはほかの企業にも増して「健全

性」が強く求められています。バブル崩壊後に生じた経営危機の際、銀行に対して公的資金が注入されたのも、銀行が公共的性格を有しているからといえます。

銀行に限らず、すべての金融機関は、資産の保護、資金の仲介、決済機能の提供等を行い、経済の血液であるお金を社会の隅々にまでスムーズに流すことを通じて「金融の円滑化」を図っています。したがって、金融機関は個人あるいは企業の日常的な経済的活動において、さまざまな局面で接点を持ち得るという意味で、社会に対する影響がとて大きい産業だといえます。

金融機関のCSR

こうした公共的性格を持つ金融機関にとっての社会的責任とはどのようなものでしょうか。

一つ目は、信用秩序を維持し預金者等の保護を確保するために「健全な経営を行うこと」です。これは、経済社会の基盤である金融機関の経営の安定性が、経済の発展にも影響を及ぼすからです。また、社会的に必要とされる分野に資金を滞りなく供給し、「金融の円滑化を図ること」も重要です。〈みずほ〉は、これらを「本業における本源的責任」と呼んでいます。

二つ目は、本業において「持続可能な発展を支える責任ある投融資を行うこと」です。換言するならば、より良い未来を築くために金融の仕組みを社会に活かすことです。さまざまな経済主体と接点を持つ金融機関の行動が、多くの企業や個人の行動にも影響をもたらし、持続可能な社会の実現に近づけることが期待されています。また、企業市民としての取り組みでは、本業だけではなし得な

い社会貢献活動をきめ細かく行うことで、人々が希望を持ち安心して暮らせる社会の創造に貢献することです。〈みずほ〉は、責任ある投融資行動として、環境ファイナンスをはじめ社会問題にも配慮した投融資を進める一方、社会貢献活動として、本業で得たノウハウを次世代の育成に還元すべく、金融教育の支援を重点的に推進しています。

三つ目は、これらCSR活動の実効性を確保するために、企業経営の質を高めることです。具体的には、迅速・的確な意思決定を行い、各種施策を全社に確実に展開していく持株会社を中心としたガバナンス体制の構築と同時に、ステークホルダーとの対話を重視し、企業としての透明性と信頼性を確保することです。〈みずほ〉はガバナンスの高度化と高感度コミュニケーションの実現を進めています。

金融機関のCSRと〈みずほ〉のCSR重点分野

金融機関のCSR

- 1 信用秩序を維持し預金者等の保護を確保すること
 - ・健全な経営
 - ・金融の円滑化
- 2 未来をかたちづくる金融であること
 - ・持続可能な発展を支える責任ある投融資行動
 - ・本業だけではなし得ないきめ細やかな社会貢献活動
- 3 CSR活動の本質的推進のために企業経営の質を高めていくこと
 - ・ガバナンスの高度化
 - ・ステークホルダーとの対話

〈みずほ〉のCSR重点分野

本業における本源的責任

環境への取り組み

金融教育の支援

ガバナンスの高度化

高感度コミュニケーションの実現

金融教育

当グループはその本来業務を展開するなかで蓄積した金融に関する幅広い実務知識・ノウハウを活かし、金融に関する教育を支援しています。こうした取り組みを通じて、金融知識の習得のみならず、日常生活で直面する諸課題に対応できる能力の育成、最先端の金融実務知識の普及や金融関連の学術研究の活性化に貢献しています。

東京学芸大学との共同研究

大学生や社会人だけでなく、小中学生にとっても「お金（金融）」を通じた社会との接触は避けられません。したがって、学校教育の早い段階から「お金（金融）」の知識を習得することは、将来を担う子どもたちの健全な育成にとって極めて大切です。

そのような認識のもと、当グループは、2006年4月より、教員養成の基幹大学である東京学芸大学と、金融教育を学校や社会で適切に行っていくための共同研究を開始しました。

金融教育は、今日の社会現象である多重債務や金融犯罪被害の回避、将来の人生設計への活用という金融サービスの利用方法だけでなく、社会生活にとって最も基本的な債務履行（約束を守ること）の重要性という道徳的観点や人生観・職業観の醸成といったキャリア教育的側面まで多岐にわたります。学校の教科・科目では、社会科、公民（政治・経済、倫理、現代社会）、家庭科、道徳など幅広く関係するため、この共同研究では東京学芸大学からは、研究の目的に合致した幅広い分野の先生方が参加しています。

共同研究期間は2008年度までの3年間で、初等・中等教育向けの金融教育テキスト、その他の教育用ツールの開発、東京学芸大学の附属学校や近隣の学校等での金融教育の実践、金融教育に関する公開講座の実施などを行っていきます。この共同研究を通じて、教育現場での有効な教育方法と教育ツールを開発し、成果を都度公表し、社会に還元していきたいと考えています。



研究開始の発表を行った東京学芸大学鷲山恭彦学長（左）とみずほフィナンシャルグループ社長前田晃伸（右）

金融教育を共同で進めていきます

このたびの金融教育に関する〈みずほ〉との共同研究は、わが国の教育ニーズにまさに合致するものであるとともに、東京学芸大学が持つ幅広い研究・教育分野のノウハウ、多くの附属学校、各教育機関との広いリレーションを、今までにない形で総合的に活用するものとして大変期待しています。

〈みずほ〉からの真摯な共同研究の提案を検討する過程で、本学に産学連携推進本部設置を検討し、4月に設置しました。

今後積極的な産学連携を進めていくために、まずこの共同研究を本学の新しい産学連携のモデルケースとして、進めていきたいと考えています。



東京学芸大学
産学連携推進本部長
長谷川 貞夫 教授

初等・中等教育用のテキストの開発

小・中学校の児童・生徒の皆さんに、銀行機能などの金融の役割をわかりやすく学んでもらうためのテキストを、学校教育と金融実務のノウハウを融合して作成しました。

このテキストは、銀行の店舗などで小中学生の職場訪問学習を受け入れる際に使用するほか、東京学芸大学の附属学校や近隣学校での教育にも使用し、今後教育現場での活用実績を踏まえ、テキスト内容を漸次レベルアップしていきます。



共同研究で作成したテキスト「お金のお仕事」

テキスト「お金のお仕事」のもくじ (CONTENTS)

1 お金の仕組み

- ・お金ってなんだろう
- ・お金にはどんな種類があるんだろう
- ・新しいお金を使いたい
- ・お金の流れ方

2 銀行の役割

- ・お金を預けるには
- ・お金を借りるには
- ・お金を送るには
- ・かんたんに支払いをすますには
- ・外国のお金に替えるには
- ・国もお金を借りている

3 身のまわりのお金

- ・変な電話がかかってきた
- ・キャッシュカードをなくしたら
- ・クレジットカードで買い物
- ・円高・円安とはどういうこと
- ・値段が上がる、値段が下がる
- ・景気がいいとはどういうこと

〈お金のお仕事クイズ〉

〈お金の流れ図〉

東京学芸大学附属竹早中学校での金融教育

2006年7月、〈みずほ〉は、共同研究の一環として、東京学芸大学附属竹早中学校（東京都文京区）の公民の授業に協力しました。当日は、共同研究で作成したテキストの一部を使用し、竹早中学の先生が銀行の役割を講義、そのあと生徒からの質問に答える形で、〈みずほ〉の社員が授業に参加しました。



東京学芸大学附属竹早中学校での授業風景

金融教育に関する公開講座の実施

教職員の皆さまを主な対象として、教育現場での金融教育の具体的実践方法について考えるための公開講座「教育現場でしましょうお金のななし—これからの金融教育—」を開催しました。2006年8月24日に東京の国分寺で、8月25日に東京の新宿で行ったこの公開講座は好評のうちに終わり、多くの教育関係者から貴重なご意見をいただきました。



公開講座の様子

大学への寄付講義・寄付講座

当グループの各社では、これまで国内外の大学で寄付講義・寄付講座を提供してきました。こうした実績を踏まえ、2006年度は銀行、証券、信託、資産運用など総合金融サービスを提供する当グループの金融実務知識を活用すべく、実務経験豊かな役職員をグループ横断的に大学に派遣した講義を、新たに実施することとしました。具体的には、前期に一橋大学、後期に早稲田大学と慶應義塾大学に開設します。

各大学のニーズにあわせて個別に設定したこれらの講義で、具体的な金融の実務事例を題材に、学生の皆さまが銀行業務を中心とした金融業務全般を体系的に考察し、現代の金融ビジネスの実態を深く理解・習得できるように構成しています。

2007年度以降も、2006年度の実績を評価・検証し、継続していくとともに、東京大学経済学部にも寄付講座を設置し、取り組みを拡充させていきたいと考えています。

金融の先端分野を中心とした講義：一橋大学

「金融フロンティア論」という講義名で講義を行いました。みずほ総合研究所のコーディネーションのもと、金融実務のなかでも最先端の取り組みを中心に構成し、わが国の経済や産業構造の変化と金融システムの変遷を踏まえ、企業金融をめぐるニーズの多様化に対応したシンジケートローンや証券化などの金融ソリューション、金融ビジネスの変化と今後の展望について講義しました。



一橋大学での講義の様子

一橋大学寄付講義の内容

- 1 経済・産業構造・金融システムの変遷と金融ニーズの多様化
- 2 不良債権問題と企業再生ビジネス
- 3 市場型間接金融(金融ビジョン懇話会)
- 4 シンジケートローン・ローントレーディング
- 5 証券化・流動化ビジネス
- 6 プロジェクトファイナンス
- 7 PFI
- 8 スモールビジネスとスコアリング活用
- 9 販売チャネル多様化とリテールビジネス
- 10 プライベートバンキング
- 11 信託ビジネス
- 12 高度化するリスク管理
- 13 多様化する金融ニーズに対応する新たなビジネスモデル(総括)

市場の発展にともなう業務の変遷：早稲田大学

「金融市場の変化と金融機関」という講座名で講義を行います。ここでは、金融機関を取り巻く環境の変化に注目し、伝統的な業務から現代の金融実務までを講義します。金融機関が、金融ソリューションとして企業に提供する多様な資金調達手法について、具体的な事例をまじえてその意義と効果を考察します。また、基盤強化のためにメガバンクが重要な経営戦略として位置づけているチャネル戦略やリスク管理などについても、実例を踏まえた講義を行います。



早稲田大学大隈銅像と講堂

資金調達に関する金融実務：慶應義塾大学

「現代の企業金融」という講座名で講義を行います。わが国の産業および金融環境の変化に伴う企業の資金調達の新しい手法について講義します。従来型の企業金融の総論を踏まえた上で、資金調達を、1) 保有する資産を活用した資金調達、2) 借入による資金調達、3) エクイティファイナンスによる資金調達に区分して講義を行います。最後に多様化する金融ニーズに対応する新たなビジネスモデルについて講義を行います。



慶應義塾大学の図書館旧館と福澤諭吉胸像

東京大学経済学部への寄付講座設置

2006年7月、〈みずほ〉は、東京大学経済学部が計画中の金融学科新設の趣旨に賛同し、金融学科新設に向けたさまざまな協力を行うことについて、東京大学経済学部と合意しました。

協力の一環として、東京大学経済学部にて「みずほフィナンシャルグループ寄付講座『金融機関のリスクマネジメント』」を2007年度より3年間設置し、総合的な金融関連講座を提供することで、東京大学経済学部の金融学科設置に向けた講座充実に協力します。

また、設置を予定している経済学部金融学科の新設準備、その後の金融教育・研究支援のための寄付として、「金融学研究振興基金」に2006年度より3年間にわたって資金を拠出し、新設予定の金融学科発展のため、協力を行っていく予定です。



東京大学安田講堂

2006年度寄付講義・寄付講座開設状況

	大学名	講座名・主要テーマ	運営形態	
国内	みずほ フィナンシャルグループ	一橋大学 商学部	金融フロンティア論	教授・講師派遣、シンポジウム開催
		早稲田大学 政治経済学部	金融市場の変化と金融機関	講師派遣
		慶應義塾大学 商学部	現代の企業金融	講師派遣
	みずほ証券	京都大学 経済学部 京都大学大学院 経済学研究科	企業金融関連(全14講座)	講師派遣、教授・助教授招聘 シンポジウム開催
		一橋大学 商学部 一橋大学大学院 商学研究科	金融戦略論 企業金融論	教授・講師派遣、シンポジウム開催
		明治大学大学院 グローバルビジネス研究科	コーポレート・ファイナンス論(特論)	教授・講師派遣、シンポジウム開催
	みずほ証券・新光証券 の共同運営	早稲田大学 オープン教育センター	企業金融と投資銀行ビジネスのフロンティア (概論)／(実践・応用)	講師派遣 インターンシップ(みずほ証券)
慶應義塾大学 経済学部		企業金融論	講師派遣	
みずほインベスターズ証券	日本文理大学	金融、証券市場の概要と実際	講師派遣	
海外	復旦大学(中国)	金融資本市場	講師派遣	
	北京大学(中国)	金融資本市場、コーポレート・ファイナンス、 コーポレート・ガバナンス	講師派遣、早稲田大学との共同講座	

千葉大学の「キャリア教育」の講義への協力

千葉大学教育学部では、「キャリア教育」(子ども一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育)を実践できる教員の養成を目的とした講義を、企業や千葉県教育委員会、NPO法人企業教育研究会と連携して実施しています。

〈みずほ〉は2006年5月にこの講義に協力して社員を派遣し、基礎的な金融の知識や〈みずほ〉での業務経験に基づいた勤労観などの話を通じ、社会の重要なインフラである金融について、子どものうちから正しい知識を身につけることの重要性を説明しました。

また、この講義では学校現場でキャリア教育を行うための教材制作実習も行っており、みずほ銀行東京中央支店では、2006年7月にこの実習に協力してビデオ教材制作のための学生の取材を受け入れました。

制作されたビデオ教材では、預金の預け方、融資の流れや銀行員の1日の仕事をわかりやすく伝えるために、みずほ銀行の社員がインタビューに応えたほか、融資営業で取引先との折衝の様子を再現する映像の撮影に協力しました。



千葉大学「キャリア教育」の講義の様子



千葉大学生による取材風景

学校現場で求められるキャリア教育

フリーターやニート問題が注目されるなか、子どものうちから職業観意識を高める「キャリア教育」の取り組みが求められています。

このキャリア教育を進めるためには、社会発展のために必要不可欠な要素である金融についても、子どもが正しく理解することは非常に重要です。

お金の流れを知ることは、有機的につながっている社会の仕組みを知ることでもあり、子どもに望ましい職業観・勤労観を育成する上で非常に効果的です。

キャリア教育の取り組みに理解を示していただいている〈みずほ〉の協力については、大変嬉しく思っています。



NPO法人企業教育研究会
理事長 (千葉大学助教授)
藤川大祐氏

海外における金融教育

〈みずほ〉の金融教育への取り組みは国内での活動にとどまりません。

加州みずほコーポレート銀行では、低中所得者層の学生や大人に金融について教えるため、社員の有志が米連邦預金保険公社(FDIC)の主催する金融リテラシー研修を受講し、学校現場へ講師として出向いて金融教育の実践を始めています。また、高齢者を狙った金融詐欺に関するセミナーを開催し、啓発活動を行いました。

みずほコーポレート銀行ロスアンゼルス支店では、社員の有志がジュニア・アチーブメント*の提供する金融リテラシープログラムに参加し、地元公立小学校へ出向いて金融知識に関する授業を行いました。

*ジュニア・アチーブメント：1919年米国で発足した民間の非営利団体で、世界規模で経済教育活動を展開。

職場訪問の受け入れ

当グループでは、金融教育の支援と地域貢献の観点から、中学校からの職場訪問要請にお応えし、金融教育を

含めたお手伝いを行っています。

〈みずほ〉の本部での受け入れ

大妻多摩中学校の進路指導の一環として、中学2年生の夏休みに行っている職場訪問の課題に協力しました。

2006年8月に、大妻多摩中学校の2年生5名を東京・大手町のみずほ銀行東京中央支店とみずほコーポレート銀行本店に招きました。

みずほ銀行では、預金・融資・外為の窓口受付や、地下大貸金庫、支店に併設しているみずほインベスターズ証券のブースなどを見学してもらいました。

みずほコーポレート銀行では、社員が「銀行の役割」について説明し、中学生の皆さんから銀行の仕事について

のインタビューを受けました。

また、多くの社員が働く大手町本部ビルで、社員の生活を支える社員食堂や社員の健康管理を行う健康開発センターも見学してもらいました。

このようなくみずほ〉の取り組みに対し、大妻多摩中学校から高い評価をいただいています。



みずほ銀行東京中央支店での見学風景

〈みずほ〉の支店での受け入れ

みずほ銀行久米川支店では、前年度に続き2005年11月に2日間にわたり地元の中学2年生3名を受け入れ、金融一般について講義を行い、支店業務の体験学習・業務見学、取引先外訪を体験してもらいました。

みずほ銀行小金井支店では、2006年2月に地元の中学1年生5名の訪問を受け、支店業務全般を説明し、各業務に関して支店内見学をしてもらいました。

このような活動は、金融教育という観点に加え、将来

を担う子どもたちの職業観・勤労観を養う上でも大切です。地域社会へ貢献できる活動として、さらに育て上げていきたいと考えています。



みずほ銀行小金井支店での
見学風景

〈みずほ〉の支店での共同研究成果の活用

みずほ銀行亀有支店では、2006年8月に、地元の中学2年生3名を受け入れ、金融の仕組みの講義や、銀行業務の説明をし、支店を案内しました。また、お札の数え方講習、ロビーでのあいさつなども体験してもらいました。今回は、東京学芸大学との共同研究メンバー*も協力し、共同研究で作成した教材や指導書などを初めて活用しました。生徒の皆さんからは、大変わかりやすいテキストで説明を受け、銀行の仕組みがよくわかり、さらに興味が沸い

てきたとの感想をいただきました。今後も共同研究の成果を活かしていきます。

*東京学芸大学との共同研究についてはP10・P11をご参照ください。



みずほ銀行亀有支店での
受け入れの様子

より良い未来を創造する金融

私たちは金融の仕組みを通じて、社会・環境に配慮した事業の芽を伸ばし、持続可能な未来づくりを支援していくことができます。個人・法人や海外のお客さまが、いまある夢を実現するだけでなく、その先に広がる新しい可能性を見つけ出し、より良い未来を創造していくために、〈みずほ〉はさまざまな形でサポートしていきたいと考えています。

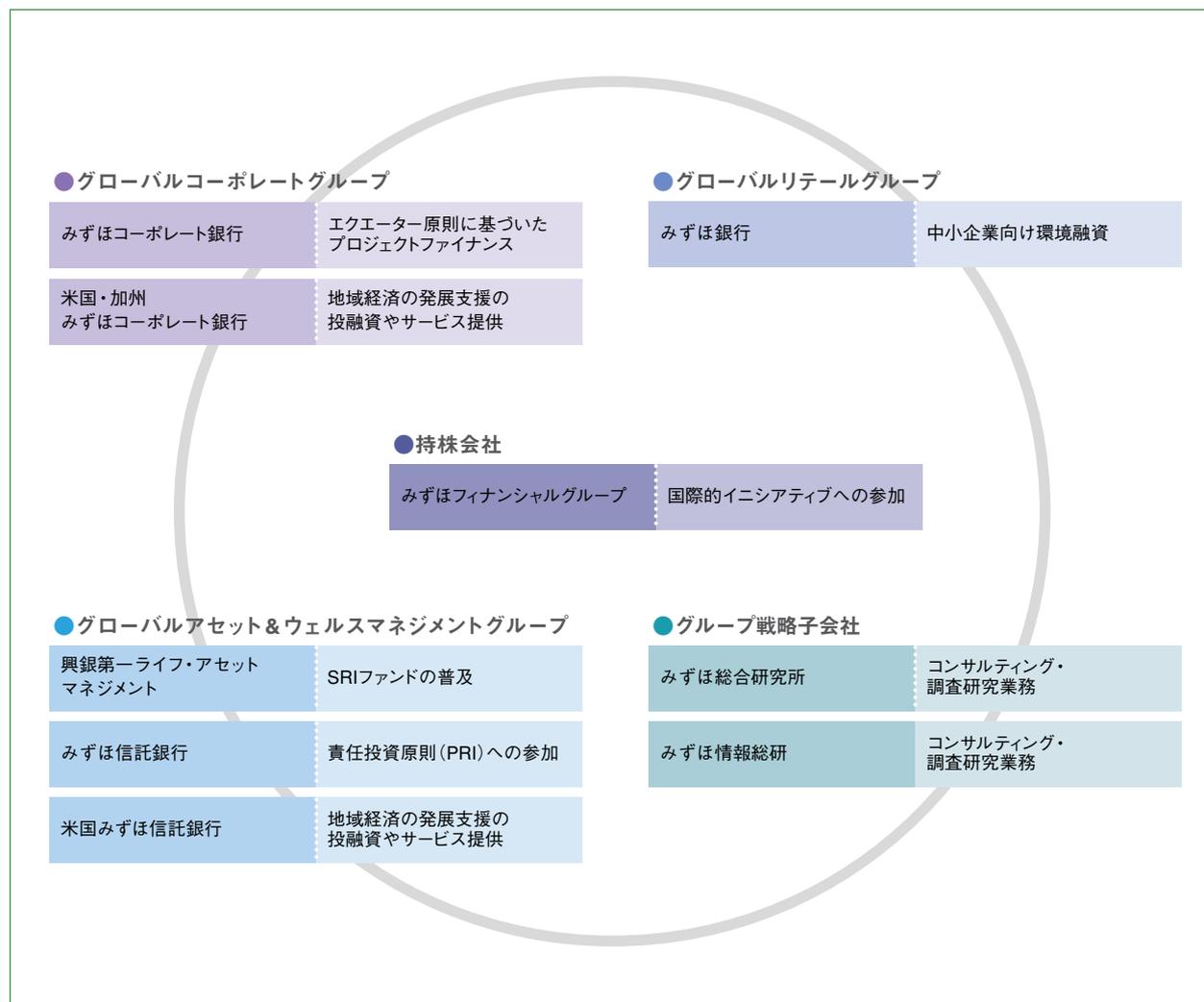
グループの総合力を持続可能な未来の創造のために

社会と広く接点を持つ金融機関は、ステークホルダーと未来を共有し、その実現のためのサポートをできる立場にあります。〈みずほ〉は、ステークホルダーのさまざまな夢と可能性を実現するために、「グローバルコーポレート」、「グローバルリテール」、「グローバルアセット&ウェルスマネジメント」の3つのグローバルグループが一体となってサポートしていきます。

ステークホルダーが望む未来、その前提となるのは「持続可能な発展」です。経済、社会、環境という要素がバランスよく発展することではじめて、人々が安全にそして安心して暮らすことが可能となります。

〈みずほ〉は、こうした持続可能な発展のために、国際的なイニシアティブに参加し、取り組みを進めています。

各グローバルグループの持続的発展に向けた取り組み事例



エクエーター原則に基づいたプロジェクトファイナンスの推進

政府や企業による大型の開発事業への融資には、プロジェクトファイナンスという手法がとられます。プロジェクトファイナンスとは、事業主の信用力ではなく、事業から生み出されるキャッシュフローに注目し、これを返済原資とするものです。

途上国での大型開発事業は、社会・環境への影響も大きいため、企業の社会的責任への関心が高まるなか、事業に融資をする金融機関のかかわり方も注目される時代になりました。こうした状況を背景に、2003年6月、欧米銀行10行により「エクエーター原則 (Equator Principles: 赤道原則)」という民間銀行共通の自主基準が、環境NGOなどの意見を取り入れて制定されました。この原則は、開発地域の自然環境や社会に与える影響に配慮してプロジェクトファイナンスを実施するための「枠組み」です。対象案件は社会・環境への影響度合いによってA～Cの3つのカテゴリーに分類され、それぞれに対応した環境アセスメント、アクションプランが求められます。

エクエーター原則の採択と推進の専門部署の設置

2003年10月、みずほコーポレート銀行(みずほCB)は邦銀として初めて同原則を採択しました。そしてプロジェクトファイナンス部内のEP (Equator Principles) ユニットにて、「エクエーター原則実施マニュアル」を制定し、同原則を適用した具体的な案件のスクリーニングを開始しました。2006年3月には、同原則に基づく社会・環境に配慮した業務の取り組みを強化するために「グローバル環境室」を設置し、東京および海外拠点(ニューヨーク、ロンドン、シンガポール、香港、シドニー)のプロジェクトファイナンスの融資案件およびフィナンシャルアドバイザー(FA)案件を対象に、案件スクリーニングのグローバルな運用を統括する体制に移行しました。

同室では、プロジェクトファイナンスを中心とした個別案件について原則の要求事項にしたがって環境レビューを行い、プロジェクトが社会・環境に与える影響を把握・評価して環境スクリーニング報告書などを審査部門に提出します。みずほCBが環境オーガナイザーとなる案件では、同様の評価をし、シンジケーション参加行へ情報提供を行います。また、ドキュメンテーションにおいては、ア

クションプランの遵守や、遵守状況を定期的に事業者が報告することを求める条項を盛り込むようになっています。「実施マニュアル」制定以降、36件(2006年8月末現在)の環境レビューを実施し、そのうち、4件は環境オーガナイザーとして関与しています。

このほか、同室では環境NGOとの定期会合への出席や対話の窓口なども担っているほか、月1回程度ニューズレターをグループ内関係者に配布することで、原則の採択行としての教育・啓発や情報提供に努めています。

こうしたマニュアルの制定や情報開示の姿勢がFinancial Timesに評価され、2006年6月に「Sustainable Bankers of the Year」にノミネートされました。

なお、国際金融公社(IFC)の環境方針が改定されたことに伴い、エクエーター原則は2006年7月に改定され、みずほCBはこれに合わせて新原則を再採択しました。この新原則は、世界の25に及ぶNGOや世界的な石油・鉱山会社などに対するコンサルテーションを実施し、さらにロンドンで開催されたNGOと採択金融機関との合同会議を経て、改定が発表されました。新原則では、対象となるプロジェクトの総資本コスト額が5,000万米ドル以上から1,000万米ドル以上に引き下げられるなど、より適用範囲が拡大されたほか、採択金融機関によるエクエーター原則実施状況についてのレポートの義務化など、全体的に厳格で、より質の高い社会・環境基準となっています。

タイ・カエンコイⅡ天然ガス焚き複合火力発電事業

みずほCBは2005年11月、エクエーター原則に基づくスクリーニングを実施し、リード・アレンジャーとしてファイナンス組成を進めてきたタイのカエンコイⅡ天然ガス焚き複合火力発電事業の融資契約に調印しました。タイ発電公社に25年間の売電事業を行う本案件は、2015年のピーク時需要が2004年度の約2倍に達するといわれるタイにおいて、同国の電力の安定供給に貢献するものです。



建設中の第一発電設備遠景(2006年6月7日撮影)

中小企業向け環境融資

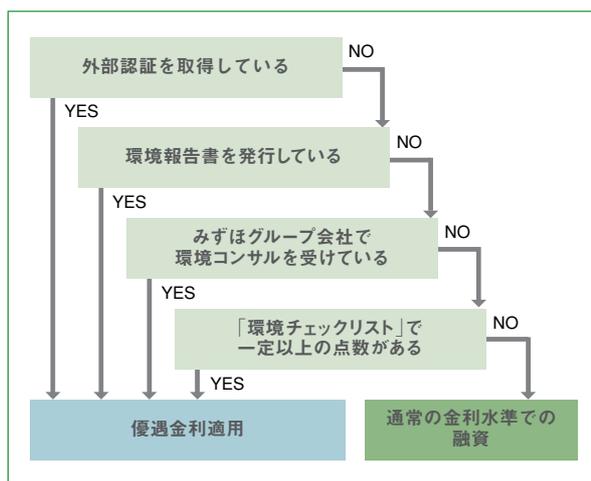
みずほ銀行では、2005年12月に中小企業の環境配慮活動を支援する「環境配慮型企業向け融資制度」を創設しました。この制度は、同行の既存商品である「みずほロング・パートナー」を活用して、環境配慮型の企業に対して通常の融資利率から優遇をするものです。

環境配慮型企業の認定基準は、①ISO14001などの外部認証取得、②環境報告書発行、③みずほグループ会社で環境コンサルを受けている、などのいずれかに該当していることとしています。さらに、本制度の大きな特徴は、現時点では十分な取り組みができていなくても、「今後、環境配慮の取り組み実施を計画している」中小企業も支援していくという点です。この判断は、みずほ情報総研と協力して作成した独自の「環境チェックリスト」に基づきます。リストは7つの環境活動分野の全28項目で構成され、一定の得点以上の企業が対象となります。みずほ情報総研は、チェックリスト記載内容のレビュー、環境対応状況に関するヒアリングなどを行い、融資実行後も環境配慮

の取り組み状況をフォローします。

現在、同行の営業店を通じて本制度の紹介がされていますが、今後は現場の意見をチェックリストの改善や新たな商品開発に結び付けていきます。

融資の決定プロセス



オリジナルな視点でのSRIファンドの普及

興銀第一ライフ・アセットマネジメント(DIAM)は、わが国におけるSRIファンドの草創期である1999年に、環境問題への対応を重視した企業に投資する「エコ・ファンド」を設定しました。2005年12月には、純資産総額の25%をCSRに積極的に取り組んでいる日本企業に投資し、残る部分を格付けの高い資源国に投資する「ハッピークローバーSRI」を設定しました。このほか、2004年12月には岩



自然環境保護ファンド「尾瀬紀行」パンフレット

手銀行との連携で「いわぎん HIRAIZUMI」を設定しました。このファンドでは、岩手銀行は報酬の一部を平泉町世界遺産推進基金に寄付し、「平泉の文化遺産」が世界遺産に登録されることを支援しています。

こうした商品の考え方を基本に、2006年5月に

「尾瀬紀行」を設定しました。本ファンドは、群馬銀行、第四銀行、東邦銀行との連携により実現したもので、「ハッピークローバーSRI」の運用手法を踏襲しつつ、報酬の一部を(財)尾瀬保護財団に寄付し、尾瀬地区の自然環境保護に貢献します。

一方、地域経済への資金還流を狙ったファンドの組成にも取り組んでいます。2005年3月に滋賀銀行と連携して「におのハーモニー」を設定しました。このファンドは、地元金融機関の地域企業に対する貸付債権を裏付けとする信託受益権に投資するもので、滋賀銀行のお客さまと県内の中小企業を直接結び付けることで金融の円滑化を図るものです。また、2006年2月に横浜銀行と連携して「はまぎん住宅ローン証券化投信06-02」を設定しました。このファンドは横浜銀行の持つ住宅ローンを裏付けとする住宅ローン債権信託受益権に投資するもので、横浜銀行のお客さまと住宅ローンを借りている地域のお客さまを直接結び付けることで、地域発展に貢献しています。

コンサルティング・調査研究業務

企業や行政など多様なステークホルダーの持続可能な社会にむけた取り組みを支援するため、みずほ総合研究所およびみずほ情報総研では、企業や行政などに対して環境をはじめとするCSRに関連する各種分野でコンサルティング・調査研究業務を行っています。

企業に対しては、環境マネジメント体制の構築、環境配慮型商品・サービスの開発、環境面の定量的評価や市場調査などの支援を行っているほか、環境省、経済産業省をはじめとする行政に対しても、環境政策や制度立案の支援やそのための調査・研究を行っています。

このようなコンサルティング・調査研究の対象は、地球温暖化・CO₂削減、資源・エネルギー、化学物質、大気・土壌・水質汚染といった環境の各分野および企業の社会的責任(CSR)など、多岐の分野を網羅しています。

コンサルティング・調査研究業務の実施件数

対象	2004年度	2005年度
民間企業向けコンサルティング・調査研究	170件	204件
官公庁向けコンサルティング・調査研究	127件	123件
その他レポートの発行等	37件	51件

地域経済の発展のために——地域再投資法(Community Reinvestment Act)について

Community Reinvestment Act (CRA)とは、金融機関による地域経済の発展への貢献を奨励し、低所得者層を含む地域社会の個人や企業の資金ニーズへの対応を促すことを目的に、米国で1977年に制定された法律です。この法律のもとで、各金融機関は、投融资や助成金の実施実績や地域活動を通じた貢献度について監督当局から定期的に検査を受け、その適合状況に応じて、①優秀、②適合、③改善余地あり、④不適合、の4段階で評価され

ます。

当グループでは、米国みずほコーポレート銀行、加州みずほコーポレート銀行および米国みずほ信託銀行がCRAの対象となっており、そのいずれもが最高位の評価である「優秀」を取得しています。

とくに、米国みずほコーポレート銀行のニューヨークの5つの行政区に対するCRA対象資産は51.9百万ドルに上り、地域の経済発展に大きく貢献しています。

国際的なイニシアティブへの参加

CSRは企業の持続性を前提とした取り組みであることから、本業を通じた活動を実践していくことが重要です。したがって、金融機関においては経済的側面に加えて社会・環境面にも配慮した投資・融資活動がCSRの重要な要素となります。このような考えが次第に定着するなか、投資運用商品としてのSRI(社会的責任投資)の概念をさらに広げた「Responsible Finance(責任ある投融资)」という考え方が広がりつつあります。

〈みずほ〉は金融機関として、本業を通じたCSR活動をさらに推し進めるべく、このたび国連環境計画・金融イニシアティブ、国連責任投資原則、国連グローバル・コンパクトの3つの国際的イニシアティブへの参加を表明しました。



UNEP Finance Initiative
Innovative financing for sustainability

*1



*2



THE GLOBAL
COMPACT

*3

*1 国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)
金融機関としての持続可能性や環境に配慮した最も望ましい事業のありかたを追求し、その普及・促進することを目的とするもの。

*2 国連責任投資原則(PRI)
機関投資家や年金基金などが投資の意思決定のプロセスにおいて、環境、社会、企業統治の問題に配慮する視点を取り入れることを目的とするもの。

*3 国連グローバル・コンパクト
世界の企業や団体に対して、人権、労働、環境、腐敗防止の4分野における世界的に確立された10原則の支持と実践を促すもの。



■ ガバナンス&マネジメント	22
■ 経済性報告	32
■ 社会性報告	34
■ 環境報告	52
■ コミュニケーション	60



**当グループのCSRにかかわる体制、理念と方針、
取り組み内容と実績を報告します。**

〈みずほ〉のCSR

当グループは、銀行を中核としグローバルに活動するわが国を代表する総合金融グループとして、重い社会的責任と公共的使命を負っています。ここでは当グループのCSRについて、その全体像を紹介します。

〈みずほ〉にとってのCSR

当グループが社会に存在する意義は何か。社会の公器としてどのような役割を果たしていくのか。これを問い続け、その答えを出していくことがみずほにとってのCSRであると考えています。このCSRを支える基本的な考え方として、私たちは統合の基本理念を掲げ、企業行動規範を制定しています。

当グループは、公共性の高い事業を行っているため、健全かつ適切な経営を実践し、業務を確実に遂行することで、お客さまをはじめとする社会からの揺るぎない信頼を確立することが必要です。そして、預金者等の保護を確保するとともに、金融の円滑化を図り、責任ある投融資を行うことによって、世界経済の健全かつ持続可能な発展に貢献する使命を与えられています。

また、こうした本来業務における本源的責任の遂行に加え、私たちには、社会的責任として「経済的」「法的」「倫理的」「社会貢献的」責任が期待されています。コンプライアンスの徹底、お客さま満足の追求、人権の尊重、環境負荷の低減、社会貢献活動等の基本的な責任を果たし、誠実かつ透明性のあるコミュニケーションを社会とともに図っていくことが重要であると認識しています。

みずほの企業行動規範

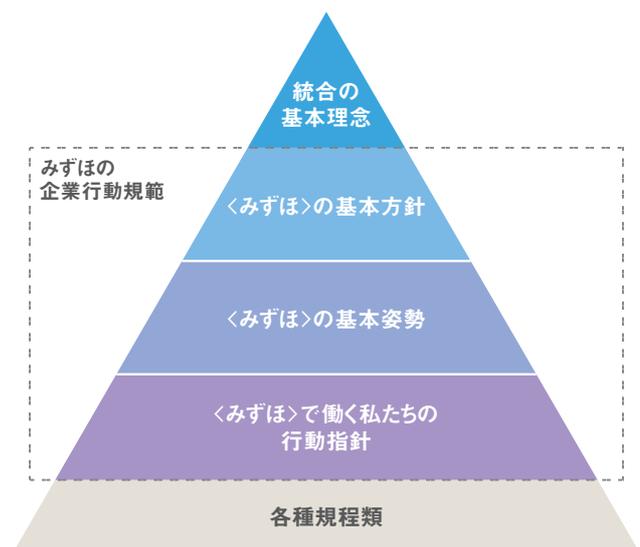
「みずほの企業行動規範」は、第一勧業銀行、富士銀行および日本興業銀行の3行の共同持株会社設立を機に、統合の基本理念を実践するために遵守する倫理上の規範として、2000年10月に制定されたものです。経営および業務上の各種の決定や行動をする際に、常に拠り所となる具体的な基準を示しています。

全体的な方針である〈みずほ〉の基本方針のもとに、ステークホルダーごとに定めた〈みずほ〉の基本姿勢があり、さらに役員および社員のとるべき行動についてより具体的に定めた〈みずほ〉で働く私たちの行動指針があります。

統合の基本理念

〈みずほ〉はその誕生に際し、以下の5つを基本理念として、21世紀に向けて飛翔する新しい総合金融グループを創造していくことを決意しました。

- ▶ お客さま・お取引先に最高水準の総合金融サービスを提供する。
- ▶ 株主、市場から高く評価され、我が国を代表するトップバンクとして、広く社会から信頼される。
- ▶ 社員にとって働き甲斐があり魅力に富んだ職場にする。
- ▶ 事業分野、機能について、それぞれの特色・強みを最大限に発揮するとともに、徹底した合理化、効率化により統合の効果を最大限に追求する。
- ▶ 各行の既往文化に拘らない新しい風土・企業文化を持った金融グループを創造する。



<みずほ>の基本方針

1 社会的責任と公共的使命

- ・日本を代表する総合金融グループとして、社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、自己責任に基づく健全な経営に徹します。
- ・社会とのコミュニケーションを密にし、企業行動が社会常識と調和するよう努めます。

2 お客さま第一主義の実践

- ・お客さまを第一と考え、常に最高のサービスを提供します。
- ・お客さまの信頼を得ることが、株主、地域社会その他全てのステークホルダー(利害関係者)から信頼を得るための基盤と考えます。

3 法令やルールの遵守

- ・あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。
- ・国際ルールや世界の各地域における法律の遵守はもちろん、そこでの慣習・文化を尊重します。

4 人権の尊重

- ・お客さま、役員および社員をはじめ、あらゆる人の尊厳と基本的人権を尊重して行動するとともに、人権尊重の精神に溢れた企業風土を築き上げます。

5 反社会的勢力との対決

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

(案文のみ抜粋)

<みずほ>の基本姿勢

- 1 お客さまに対する基本姿勢
- 2 株主に対する基本姿勢
- 3 地域社会に対する基本姿勢
- 4 社員に対する基本姿勢
- 5 仕入先、競争会社に対する基本姿勢
- 6 政治・行政に対する基本姿勢

(見出しのみ抜粋)

※1~4の詳細は社会性報告(p.34-51)をご覧ください。

<みずほ>で働く私たちの行動指針

- 1 職場の秩序維持
- 2 会社資産の私用禁止
- 3 適正な情報管理
- 4 利益相反行為の禁止
- 5 節度ある私的活動

(見出しのみ抜粋)

<みずほ>の社会的責任とその重点取り組み分野

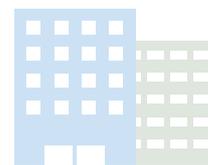
本業における本源的責任

- ▶ 信用を維持し預金者等の保護を確保
- ▶ 金融の円滑化を図り、責任ある投融資を行うことによる、世界経済の健全かつ持続可能な発展への貢献
- ▶ 健全かつ適切な経営によって、業務の確実な遂行とお客さまをはじめとする社会からの揺るぎない信頼の確立



ガバナンスの高度化

- ▶ 誠実かつ公正な企業活動を持続的に行うため、グローバルな金融・資本市場においても高い評価を得られるガバナンス体制を確立



環境への取り組み

- ▶ 地球環境への負荷の抑制・軽減を社会の共通課題と捉え、温暖化防止等の環境政策に即した金融サービスを提供するとともに、自らも地球資源の消費削減を実践



金融教育の支援

- ▶ 将来を担う次世代に対する金融教育の支援を通じ、金融知識の習得のみならず、日常生活で直面する諸課題に対応できる能力を育成



高感度コミュニケーションの実現

- ▶ 情報開示の一層の強化を通じて企業活動の透明性を確保し、ステークホルダーとの対話重視型のコミュニケーションを実現



コーポレートガバナンス

当グループは監督機能と業務執行を分離し、透明で効率性の高い企業経営を目指しています。ここでは、当グループの経営体制とコーポレートガバナンス体制について報告します。

グループ経営体制

当グループの経営管理体制は、持株会社であるみずほフィナンシャルグループが、グループ会社に対して経営管理を行う体制となっています。みずほフィナンシャルグループが主要グループ会社*について直接経営管理を行い、そのほかのグループ会社については、主要グループ会社を通じた間接経営管理としています。

*主要グループ会社：みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ証券、みずほ信託銀行、みずほインベスターズ証券、資産管理サービス信託銀行、第一勧業アセットマネジメント、富士投信投資顧問、興銀第一ライフ・アセットマネジメント、みずほ総合研究所、みずほ情報総研、みずほフィナンシャルストラテジー、みずほプライベートウェルスマネジメント

コーポレートガバナンス体制

当グループは、透明で効率性の高いグループ経営を目指すとともに、コンプライアンス（法令等遵守）の徹底を経営の基本原則として位置づけ、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行していきます。そのため、以下のようなコーポレートガバナンス体制を整えています。

監査役

みずほフィナンシャルグループでは監査役制度を採用しており、監査役が取締役会への出席や意見具申などを通じて取締役の職務執行の適法性を監査しています。現在、監査役5名のうち、3名が社外監査役です。

取締役会

取締役会は、持株会社並びにグループの経営方針やその他重要事項を決定するとともに、取締役および執行役員の職務の執行を監督しています。なお、取締役会の経営監督機能を一層強化するため、業務執行から独立した立場の社外取締役を迎えており、現在、取締役9名のうち、3名が社外取締役です。

内部監査部門

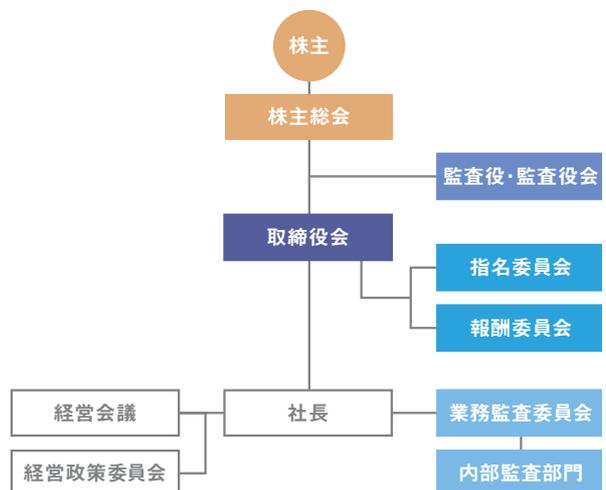
業務部門から独立した業務監査委員会（委員長：社長）を設置し、内部監査に関する重要事項の審議・決定を行っています。業務監査委員会には、専門性の補強と客観性の確保の観点から、外部の専門家（現状、弁護士1名、公認会計士1名）が特別委員として参加しています。

内部監査部門は、業務監査委員会の配下で内部管理の適切性・有効性を客観的に検証・評価し、問題点の改善方法の提言までを実施しています。

指名委員会、報酬委員会

取締役の人事および報酬に対する透明性・客観性を確保する観点から、社外取締役を含めた取締役を構成員とする指名委員会、報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しています。

コーポレートガバナンス体制



（2006年6月27日現在）

業務執行

業務の執行にあたっては、効率性と有効性を高め、リスク管理やコンプライアンスを徹底することが重要だと考えています。ここでは、当グループの業務執行の体制について報告します。

業務執行

経営の監督機能と業務執行を分離し権限と責任を明確化するため、執行役員制度を導入しています。みずほフィナンシャルグループ社長は、取締役会の決定した基本方針に基づき、業務執行上の最高責任者として業務を統括し、みずほフィナンシャルグループの各グループ・部門が所管するグループ各社の経営管理を行っています。

なお、業務執行に関する重要な事項を審議する社長の

諮問機関として経営会議を設置するとともに、各執行役員の担当業務を横断する全社的な諸問題について、総合的に審議・調整を行う経営政策委員会を設置しています。また、特定の全社的な諸問題については5つの委員会を設置し、それぞれの所管する業務について協議・周知徹底・推進などを行っています。

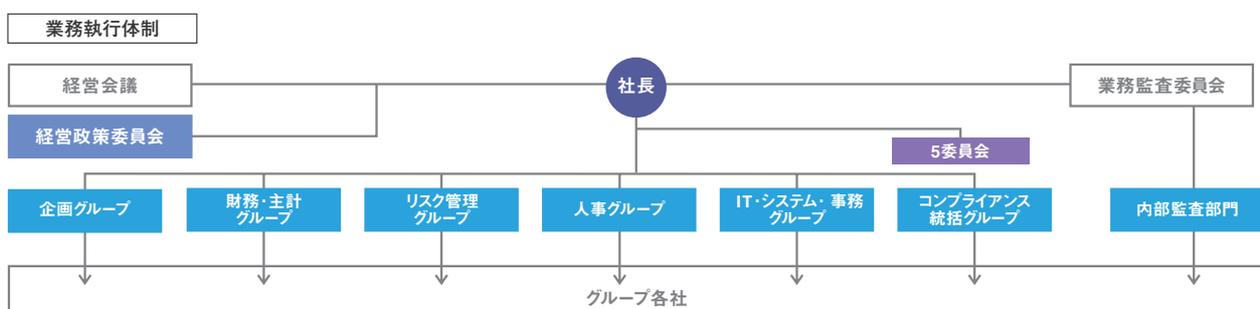
一方、グループ各社はみずほフィナンシャルグループが策定した基本方針などを踏まえ、それぞれの事業領域における業務運営を行っています。

経営政策委員会

- **ポートフォリオマネジメント委員会**：ポートフォリオの基本方針やその運営について審議・調整およびモニタリング等を行います。
- **ALM・マーケットリスク委員会**：ALMに関する基本方針やリスク計画、資金運用調達、マーケットリスク管理についての審議・調整および実績管理等を行います。
- **コンプライアンス委員会**：外部の専門家(弁護士1名、公認会計士1名)が特別委員として参加し、コンプライアンス統括や反社会的勢力に関する事項、事故処理に関する事項についての審議・調整等を行います。
- **情報管理委員会**：情報管理に関する各種施策の推進状況や情報セキュリティにかかるリスク管理、個人情報保護法対応、情報管理に関する各種規程等についての審議・調整等を行います。
- **ディスクロージャー委員会**：法定開示および適時開示に関する事項について、情報開示に関する重要事項の審議・調整を行い、投資家からの信頼を得られる開示態勢および内部統制の確保を進めています。
- **CSR委員会**：CSRに関する各種施策の取り組み状況や要対応事項、取り組み方針、CSR報告書等について審議・調整等を行います。

5委員会

- **緊急対策委員会**：緊急事態への対策に関する方針の協議、周知徹底、推進を行います。
- **人権啓発推進委員会**：人権問題への取り組みに関する方針の協議、周知徹底、推進を行っています。人権尊重の精神にあふれた企業風土づくりを図っています。
- **障害者雇用促進委員会**：障害者の雇用および職場定着に関する方針の協議、周知徹底、推進を行います。
- **社会貢献委員会**：社会貢献活動に関する方針の協議、周知徹底、推進を行います。自主プログラムの検討や社員の社会貢献活動の支援についても協議しています。
- **環境問題委員会**：当グループ自身の環境負荷の低減や事業を通じたお客さまの環境対応への支援等、地球環境問題への取り組みに関する方針の協議、周知徹底、推進を行います。



リスク管理

金融の自由化、国際化が一層進展するなか、金融業務は急速に多様化・複雑化しており、金融機関は多様なリスクを抱えています。これらのリスクを適正に管理することは、企業価値向上のために不可欠な要素であると考えています。ここでは、リスク管理についての考え方と管理態勢について報告します。

リスク管理の基本的な考え方と管理態勢

当グループでは、当グループで発生するリスクを、リスクの要因別に「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」「オペレーショナルリスク」などに分類し、リスクの特性に応じて管理しています。また、各リスク単位での管理に加え、リスク全体を把握・評価し、必要に応じて定性面・定量面それぞれから適切な対応を行い、経営として許容できる範囲にリスクを制御しています。

当グループでは、これらのリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題のひとつとして認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

総合的なリスク管理態勢

みずほフィナンシャルグループでは、各種リスクの明確な定義、適切なリスク管理を行うための態勢の整備と人材の育成、リスク管理態勢の有効性および適切性の監査の実施などを内容とした、当グループ全体に共通するリスク管理の基本方針を取締役会において制定しています。

グループ各社は、みずほフィナンシャルグループで定めた基本方針に則り、リスク管理の高度化を図り、管理の強化に努めるとともに、業務内容や保有するリスクの規模・態様に応じた適切なリスク管理を行っています。

みずほフィナンシャルグループは、主要グループ会社からリスクの状況などについて定期的および必要に応じて申請・報告を受け、リスク管理に関する適切な指示を行っています。また、主要グループ会社においても、それぞれリスク管理態勢を整備し、自社のグループ会社からリスクの状況などについて報告を受け、適切な指示を行っています。

また、当グループでは、グループ全体が抱えているリスクを可能な限り把握し、リスクキャピタル配賦の枠組みのもと、リスクの総量を当グループの資本勘定などの財務体力の範囲内にとどめる運営を実施しています。

信用リスクの管理

当グループでは、信用リスクを「与信先の財務状況の悪化などにより、資産（オフバランス項目を含む）の価値が減少または消失し、当グループが損失を被るリスク」と定義し、以下の2つのアプローチによって相互に補完しながら管理しています。

まず、信用リスクの顕在化により発生する損失を抑制するために、お取引先の信用状態の調査を基に、与信実行から回収までの過程を個々に管理する「個別案件管理」を行っています。

みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行の3行では統一の信用格付を活用し、定期的に信用格付を見直すほか、与信先の信用状況の変化があった場合には随時見直しを行うことにより、与信先の状況をタイムリーに把握できる体制としています。

次に、信用リスクを把握し適切に対応するために、信用リスク顕在化の可能性を統計的な手法によって把握する「ポートフォリオ管理」を実施しています。

ポートフォリオ管理においては、予測される平均的な損失額（＝信用コスト）と、その予測額を越えて損失が膨らむ場合の最大超過額（＝信用リスク量）という2つの計数を活用して、ポートフォリオ全体の構成を把握・管理し、特定の企業・企業グループ・業種等へ与信が過度に集中せず、リスクの分散が図られるように努めています。

市場リスクの管理

当グループでは、市場リスクを「金利・株価・為替等の変動により損失を被るリスク」とし、適切な管理・制御を行っています。

具体的には、量的な制御の観点から、VARによる限度や損失に対する限度などのリミットを設定しています。これらのリミットの設定に際しては、主要グループ会社が持株会社あてに申請し、持株会社ではグループ全体の業務戦略や過去の実績・リスク負担能力などを勘案の上、これ

らを承認する仕組みとしています。

持株会社および主要グループ会社各社のリスク管理部署では、それぞれの保有するリスクの内容・特性に応じた適切な手法を用いてリスク量を計測し市場リスクの状況を把握、併せて損益の状況も把握し、上記各種リミットの遵守状況とともに、社長（頭取）をはじめ経営陣には日次で、また取締役会や経営会議等には定期的に報告を行っています。

流動性リスクの管理

当グループでは、流動性リスクを「当グループの財務内容の悪化などにより必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク」と定義しています。

流動性リスクの管理は、市場からの資金調達に関する上限額などの管理指標を設定してコントロールしています。

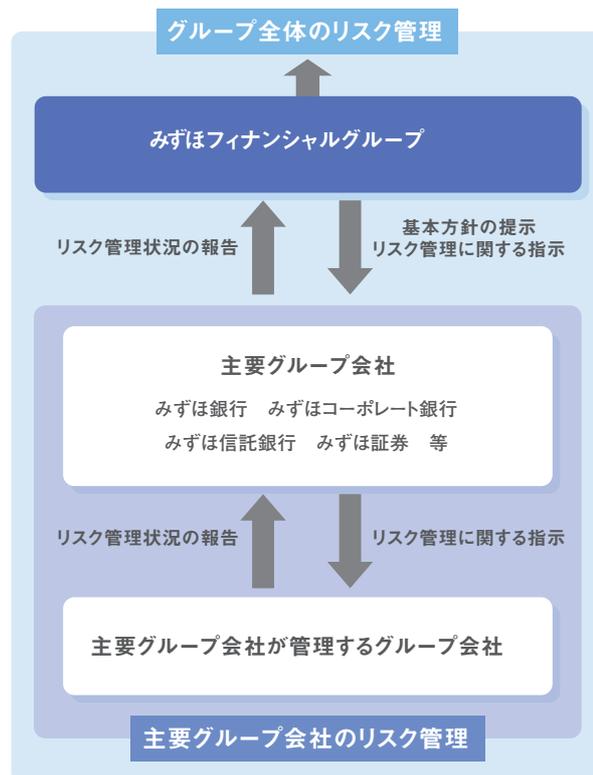
オペレーショナルリスクの管理

当グループでは、オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当グループに生じる損失にかかるリスク」と定義しています。

当グループは、オペレーショナルリスクについて、システムリスク、事務リスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、レピュテーションリスクの各リスクを含む幅広いリスクと考えています。管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、リスクを適切に把握・管理しています。

なお、2005年12月のみずほ証券による株式委託注文の誤発注により、関係者の皆さまに多大なるご迷惑をおかけ致しました。このような事態の再発防止のため、リスク管理・内部管理体制面を含めた経営管理態勢の一層の強化を実施し、市場の信認回復に努めております。

みずほフィナンシャルグループのリスク管理態勢



バーゼルⅡへの取り組み

1992年から適用されている銀行の健全性についての国際標準の規制が、リスク管理手法の発展などを受け、より実態に適した内容に見直されます。それが「バーゼルⅡ」（新BIS規制）と呼ばれるものであり、日本においては2007年3月より適用される予定です。バーゼルⅡは、銀行が保有するリスク（信用リスクの計測手法を見直すとともにオペレーショナルリスクを追加）に対して保有すべき最低所要自己資本を定めた「第一の柱」、最低所要自己資本規制だけでは把握しきれないリスクの評価等について監督当局が行う検証プロセスを定めた「第二の柱」、適切な開示に基づいた市場による評価を受ける市場規律について定めた「第三の柱」から成り立っています。当グループでは、本規制の趣旨を踏まえて準備を進めており、規制の適用開始までに所定の手続が整うよう、万全の体制で臨んでいます。

コンプライアンス

当グループは、世界に通用するコンプライアンスの推進に努めています。ここでは、コンプライアンスについての考え方および、それを確保するための運営体制と活動などについて報告します。

コンプライアンスの考え方

当グループは、日本を代表する総合金融グループとしての社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、「法令・諸規則を遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を実践すること」がコンプライアンスであると考えています。そして、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置づけてコンプライアンスの推進に努めるとともに、みずほフィナンシャルグループが示す基本方針に則り、当グループの各社がおのこのコンプライアンス態勢を確立しています。

コンプライアンスの運営体制と活動

みずほフィナンシャルグループ、みずほ銀行およびみずほコーポレート銀行では、それぞれの社長（頭取）がコンプライアンスを統括するとともに、コンプライアンス委員会（委員長：社長）にて重要事項の審議を行っています。

また、コンプライアンス担当役員のもとにコンプライアンスの企画・推進を行うコンプライアンス統括部署を設けています。

さらに、各社の部室店では、その長がコンプライアンスの責任者として指導・実践するとともに、各部室店に配置されたコンプライアンス管理者が、遵守状況をチェックする運営体制としています。

主要グループ会社のコンプライアンス管理については、みずほフィナンシャルグループが遵守状況を報告などにより把握し、必要に応じて適切な対応を行っています。

主要グループ会社以外のグループ会社については、主要グループ会社を通じて管理しています。

コンプライアンスの遵守状況をチェックする具体的な方法として、各部署自らが行う第一次チェック、監査部門による第二次チェックを実施することでコンプライアンスの徹底に努めています。

なお、コンプライアンスの遵守状況については、社員の人事評価の対象項目にも含まれており、上司からの評

価のみならず、360度評価による部下・業務上の関係が深い他部署からの評価も行っています。

コンプライアンス運営体制



コンプライアンスマニュアル

当グループでは、コンプライアンスに関する具体的な遵守基準を示すため、グループ各社の業務内容に応じ、遵守すべき法令諸規則および実践するコンプライアンス活動をわかりやすく明示した、コンプライアンスマニュアルを策定しています。

教育・研修

定期的に行っている人事部主催の集合研修、あるいはコンプライアンス統括部署の指示によって各部室店が実施する研修において、具体的なテーマに沿ってケースを交えた現場教育を行っています。

コンプライアンスプログラム

コンプライアンスにかかるさまざまな体制整備、研修、チェックなどを実施するための具体的な実践計画として、各社はコンプライアンスプログラムを年度ごとに策定しています。実施状況については、半年ごとにフォローアップしており、その実施状況・結果を取締役に報告しています。

コンプライアンスホットライン

当グループでは、本来のコンプライアンス報告体制で適切な措置が講じられないなどのコンプライアンス上の問題が発生した場合の救済措置として、社員が直接通報できるように各社コンプライアンス統括部署にコンプライアンスホットラインを設けるとともに、外部の弁護士事務所にも窓口を設け、相談者および相談内容に関する秘匿性にも配慮をしています。また、みずほフィナンシャルグループでは、社内外から通報を受け付ける「会計、財務報告にかかる内部統制、監査に係るホットライン」も設置しています。

政治・行政との健全かつ 正常な関係の維持

公務員等との関係

当グループは、政治・行政に対して、もたれ合いや癒着と取られるような行動をせず、健全かつ透明な関係を保つことを基本姿勢としています。この基本姿勢を貫くために、前述の「コンプライアンスの運営体制と活動」のもとで、厳格な遵守システムを運営しています。そして、コンプライアンスマニュアルに、基本姿勢や遵守システムを明記し、コンプライアンス研修などを通じて周知徹底を図っています。

例えば、政治・行政との関係において贈収賄などの疑義が生じないよう、公務員等（政治家を含む）との接待贈答にあたっては、便宜供与を期待する意図で行わないことなど、厳格な実施基準を定めています。そして、各部署店のコンプライアンス管理者やコンプライアンス統括部署による事前チェックを義務づけています。

外国公務員との関係

外国公務員との関係においては、さらに不正競争防止法、各国の刑事法および「国際取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」に基づいて定められた各国の国内法との適合性のチェックを義務づけています。

政治活動との関係

政治活動に関する寄付の取り扱いについては、違法な政治献金や利益供与を行わないよう、慎重に行う方針としています。

コンプライアンス・内部管理の 徹底に向けて

2006年1月にみずほ銀行の元社員がお客さまの預金等を着服するという業務上横領の容疑で逮捕され、また同年2月に支店の課長職にあった社員がお客さま情報を外部に流出させたとして業務上横領の容疑で逮捕されました。これらの事件に関しまして、みずほ銀行は、金融庁より業務改善命令を受けました。

また、2006年8月に公正取引委員会より、みずほ銀行が2006年3月1日より31日まで使用していた「住宅ローン長期固定金利キャンペーン」および「住宅ローン特別金利キャンペーン」のチラシについて、適用金利の表示が一般消費者に誤認される疑いがあるとして、警告を受けました。

このような事態がおきましたことにより、お客さまをはじめ、皆さまにご迷惑をおかけしましたことを深く反省するとともに、コンプライアンス・内部管理態勢の一層の充実・強化を図り再発防止に取り組んでまいります。

<みずほ>のステークホルダー

当グループは、ステークホルダーとの高感度なコミュニケーションを実現し、社会的責任を果たしてまいります。ここでは、当グループのステークホルダーに対する考え方とそのかわりについて報告します。

ステークホルダーへの考え方

企業は株主さまのものであると同時に、金融機関のように公共的な役割を担っている企業は、社会に対して大きな影響力を持っており、したがって社会に対して大きな責任を負っています。

そのため当グループでは、多様なステークホルダーに対して情報を開示し、対話型のコミュニケーションを図りながら、当グループの社会とのかかわり方を見直し、バランスの良い企業経営を行っていくことが重要だと考えています。そして、すべてのステークホルダーに対して社会的責任を果たし、企業価値を向上することが、持続可能な企業の条件だと考えています。

当グループでは、ステークホルダーをお客さま、株主さま、地域社会、社員、仕入先・競争会社、政治・行政に分類しています。



お客さま

当グループのお客さまは、預金者と融資先、信託の委託者と受益者、投資家等、個人から企業や公共法人までと非常に多様です。また、地理的にも幅広く、世界の各地にお客さまがいらっしゃいます。

お客さまからは「お客さまの声カード」「コールセンター」「お客さま満足度調査」などによりご意見を伺うほか、ホームページやダイレクトメール、店頭や営業を通じた直接対話などにより、コミュニケーションを図っています。これらの方法により集められたお客さまの声は、さまざまな形でサービスや経営品質の向上に活用されています。



地域社会

当グループは、2006年3月末現在で、27カ国の764カ所（国内705、海外59）に及ぶ事業所を通じた企業活動、あるいは社員一人ひとりの行動を通じて、地域社会と深いかかわりを持っており、地域社会は<みずほ>の存立基盤といえます。そのため、<みずほ>の利益と社会の利益とを調和させつつ事業活動を行い、地域の発展に貢献することが大切であると考えています。

また、通常の事業活動以外にも、積極的な社会貢献活動を通じて地域と交流する努力をしています。





株主さま

2006年3月末時点では、12,003,995.49株の普通株式のほかに、1,280,430株の優先株式を発行していましたが、2006年7月、公的資金の借り入れのために発行した国(株式会社整理回収機構)への優先株式300,000株を取得および消却し、公的資金を完済しました。普通株式については、56.82%を日本の法人株主等が所有しており、29.91%を外国法人等が、13.27%を個人が所有しています。これら株主の皆さまからの信頼と期待に応えるため、資産の保全・拡大を図り、収益性の向上に努めます。また、株主の皆さまから広く理解を得るため、財務・税務・会計の正確性・信頼性を堅持するとともに、厳格な内部管理体制のもとで、それが適性かつ有効に機能しているかをモニタリングします。さらに、独立した内部監査機能を一層強化し、内部管理体制を充実させます。



当グループ

政治・行政

当グループは、日本をはじめとする世界の多くの国々とさまざまな場面でかかわりを持っています。事業を行ううえでの法規制を受ける立場、事業に必要な公共サービスを利用する立場、国や国家事業への資金の貸し手、中央銀行から資金を調達する借り手等として、どの場面においても各国法令を遵守し、当グループの業務を管轄する各国行政当局や政治家とは健全かつ正常な関係を保ちます。



社員

当グループの連結ベースの社員数は2006年3月末現在45,758人に上り、日本を中心に、世界27カ国で活躍しています。

人材は〈みずほ〉にとって最も重要な経営資源であり、人材こそが他の追随を許さない競争優位の源泉です。人材への積極的な投資を通じて、社員一人ひとりの価値を高めていくことが、〈みずほ〉の持続的な価値創造につながると考えています。このような考えのもと、社員にとって魅力に富んだ働きやすく働き甲斐がある自由闊達な職場環境づくりに努めています。

また、コンプライアンス教育・研修を行うとともに、労働関係法令の遵守の徹底、職場の安全・衛生への配慮、差別・セクハラに対応したホットラインの設置なども行っています。



仕入先・競争会社

当グループでは、システムの発注や物品・サービスの購入などを通じて、仕入先との取引が発生します。

仕入先とは最良の品質・サービスの提供を受けることを目的に健全かつ透明な関係を保ち、経営効率向上のためのビジネスパートナーとして共存共栄を目指します。そのため、仕入先に対しても「みずほの企業行動規範」についての理解を求めていきます。

当グループは、市場経済体制の前提となる自己責任原則に則り、自助・自立意識に基づいて公正・透明・自由な競争を実践します。

〈みずほ〉の経済的パフォーマンス

ここでは、当グループの事業活動の結果である財務・損益状況に関して、ステークホルダーとの経済的関係という観点で捉え、報告します。

CSREポートにおける経済性報告の考え方

企業が存続するためには、継続的に利益を確保し、財務体質を強化することが必要です。さらに、持続可能な発展を目指した事業活動を行うためには、さまざまなステークホルダーとの関係を十分に認識する必要があります。

このような観点から、当経済性報告においては、みずほフィナンシャルグループの財務・損益状況のうち、財務基盤拡充に関する特徴的な内容を紹介するとともに、収益状況などの数値をステークホルダーとの経済的関係という観点で試行的に捉え、報告します。

※詳細な損益状況、財務数値につきましては、有価証券報告書、ディスクロージャー誌をご覧ください。

財務健全性の向上

剰余金を着実に積み上げ、自己資本の充実を図るべく、顧客部門を中心としたグループ総合収益力の強化に努めております。また、繰延税金資産の純額は、引き続き保守的な見積もりを実施するなか、課税所得の計上およびその他有価証券評価差額の増加などにより、2005年度末時点で連結Tier I 対比6.4%の水準まで低下しました。

さらに不良債権については、財務の健全性のさらなる進展により、2005年度末時点で1兆528億円（前年度末比▲4,428億円）となり、不良債権比率は1.41%（前年度末比▲0.74%）となりました。

[連結]

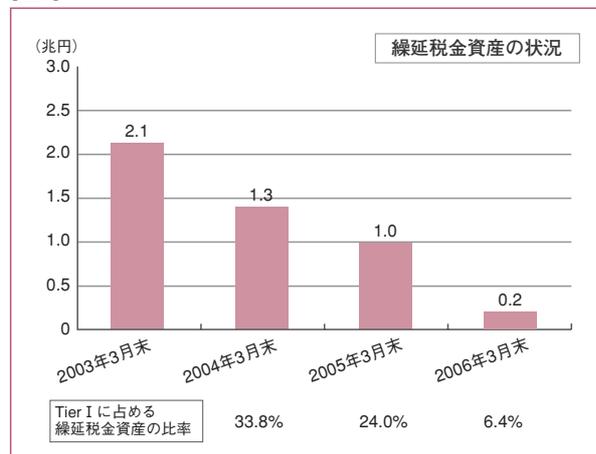
	2005年度末実績	
	2004年度末比	
BIS自己資本比率	11.59%	▲0.32%
Tier I 比率	5.87%	▲0.32%
繰延税金資産純額	2,957億円	▲7,071億円
対Tier I 比率	6.4%	▲17.5%

[3行合算(再生専門子会社を含む)]

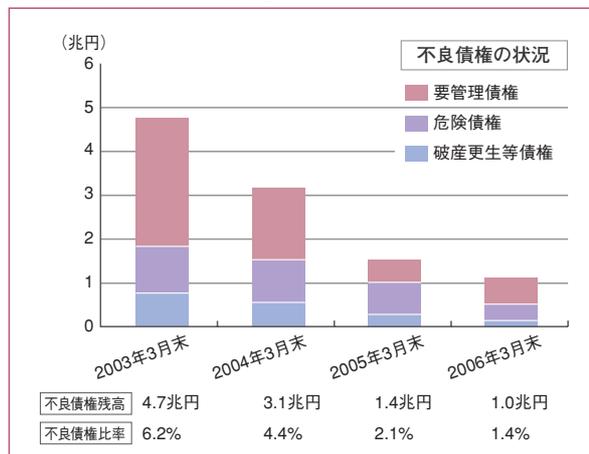
	2005年度末実績	
	2004年度末比	
金融再生法開示債権	10,528億円	▲4,428億円
不良債権比率	1.41%	▲0.74%

[3行合算(再生専門子会社を含む)]の計数については、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行の3銀行単体に傘下の再生専門子会社を合算した計数を示しています。なお、各再生専門子会社は、2005年10月1日に親銀行と合併しています。

[連結]



[3行合算(再生専門子会社を含む)]



公的資金の返済

公的資金については、2005年8月に6,164億円、10月に2,500億円、2006年7月に6,000億円（いずれも発行価額ベース）の公的資金優先株式の取得・消却を実施しました。これにより、すでに2004年度に完済した公的資金劣後債と併せ、当初公的資金残高2兆9,490億円を完済いたしました。



収益状況とステークホルダーとの経済的関係

2005年度連結損益計算書 (主要項目抜粋)		
経常収益		35,575
	うち信託勘定と信関係費用	▲14
経常費用		▲26,364
	営業経費	▲10,952
	うち人件費	▲4,840
	うち物件費	▲5,563
	うち税金	▲547
	不良債権処理額(含む一般貸倒引当金純繰入額)	▲847
	その他	▲14,565
経常利益		9,210
特別損益		590
	うち貸倒引当金純取崩額等	1,393
税金等調整前当期純利益		9,801
法人税、住民税及び事業税		▲640
法人税等調整額		▲1,850
少数株主損益		▲811
当期純利益		6,499
与信関係費用		532
*与信関係費用 =不良債権処理額(含む一般貸倒引当金純繰入額) + 貸倒引当金純取崩額等 + 信託勘定と信関係費用		
連結利益剰余金増減		+4,496
	うち配当金	▲758

ステークホルダーとの経済的関係 (試算)	
お客さまへの売上	35,575
お客さまからの仕入れ(原価)	14,565
お客さまからの仕入れ(不良債権処理額等)	—
株主さま	1,570
地域社会	社会性報告ご参照
社員および役員	4,840
仕入先(物件の仕入れ)	5,563
行政	1,188

「ステークホルダーとの経済的関係」の試算方法

- お客さまへの売上: 「経常収益」としました。
- お客さまからの仕入れ(原価): 「経常費用」から「営業経費」と「不良債権処理額(含む一般貸倒引当金純繰入額)」を除いたものとしました。
- お客さまからの仕入れ(不良債権処理額等): 「与信関係費用」としました。
※但し、2005年度は与信関係費用が戻入益となっているため記載しておりません。
- 株主さま: 「配当金」の金額と「少数株主損益」の合計としました。
- 地域社会: 社会性報告の「社会貢献支出の分野別内訳」をご参照ください。
- 社員および役員: 営業経費中の「人件費」の金額としました。
- 仕入先: 営業経費中の「物件費」の金額としました。
- 行政: 営業経費中の「税金」の金額と「法人税、住民税及び事業税」の金額の合計値としました。

お客さまとのかかわり

当グループは、「CS(お客さま満足度)トップ」を目指しています。ここでは、お客さまの満足と信頼を得るための当グループの取り組みについて報告します。

お客さまに対する基本姿勢

- ・お客さまの満足と信頼を得るため常に努力し、長期的な信頼関係を築きます。
- ・お客さまを良く知り、誠実な姿勢で臨みます。
- ・お客さまに十分な情報を提供し、最高水準の総合金融サービスを提供します。
- ・お客さまの資産を厳正に管理します。
- ・お客さまに役立つよう、優れた識見や専門的知識・技能を身につけるために自己研鑽に努めます。

「CSトップ」を目指す

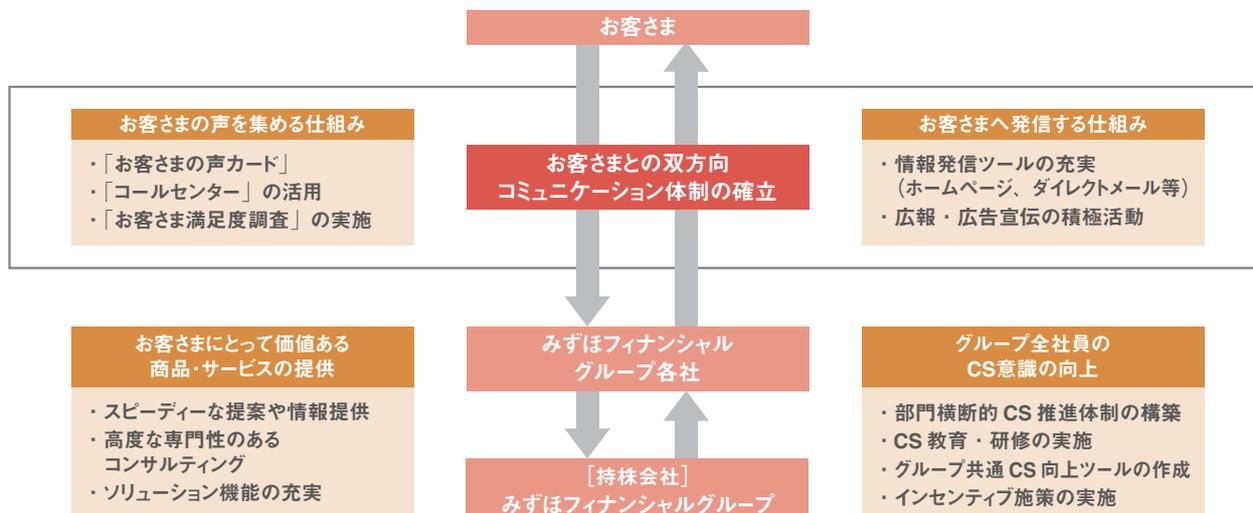
当グループは、「お客さまを第一とするサービス業としての企業文化」を真に根づかせ、「常にお客さまへの最高のサービス提供を追求しようとする行動」がすべての社員に定着するよう努めています。また、お客さまから当グループに寄せられるご不満やご批判などの声については、真摯に受け止め、迅速かつ適切に対応して問題解決を図ります。さらに、こうした声を経営資源のひとつとして捉え、問題発生の原因を調査・分析し問題点を明確にした上で、未然防止および商品開発・サービス改善につなげるなど、グループ全体の経営品質の向上に反映させていきます。

「CSトップ」を目指す経営

お客さまとのコミュニケーション

お客さまのご要望やご不満を知るためには双方向のコミュニケーションが重要です。当グループでは、お客さまの声を集める仕組みとお客さまに発信する仕組みの両面で取り組みを進めています。

最高品質の商品・サービス提供によるお客さま満足・ロイヤルティの向上



金融商品の勧誘に関する方針

当グループでは、お客さまに対する金融商品の販売等に関して、グループ統一の方針として以下の5項目を掲げて適正な勧誘に努めています。

1. お客さまの知識や経験および財産の状況に応じた、適切な金融商品をお勧め致します。
2. お客さまご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解していただけるよう、説明に努めます。
3. 断定的判断を申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
4. お客さまにとって不都合な時間帯やご迷惑な場所などで勧誘を行うことは致しません。
5. 本勧誘方針に沿った適正な勧誘を行うために、研修体制の充実や社内ルールの整備などに努めます。

お客さまの声を集める仕組み

お客さまの声カード

みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、みずほインベスターズ証券では、「お客さまの声カード」を用意し、お客さまの幅広い声の収集を行っています（2005年度にはみずほ銀行に約17万枚の「お客さまの声」をいただきました）。



「お客さまの声カード」見本
(みずほ銀行)

コールセンター

リテール業務を行う当グループの銀行・証券会社・信託銀行では、コールセンターを設置し、お客さまからの電話によるお問い合わせにお応えしています。コールセンターに寄せられたご意見・ご要望は、お客さまサービス担当部に集約しています(2005年度のみずほ銀行への電話での「お問い合わせ・各種照会」件数は約255万件でした)。

お客さま満足度調査

当グループでは、「CSトップ」を目指す経営方針のもと、「お客さまの声カード」や「コールセンター」の活用のほか、お客さまがどの程度の満足感を持ってお取引いただいているかを知るために、お客さま満足度調査を実施しています。

声を経営に反映させる仕組み

お客さまからいただいた声は当グループ各社のお客さまサービス担当部署を通して各社の経営層に報告されるとともに、みずほフィナンシャルグループのCS研究所で集約・分析され、グループ全体の経営品質の向上のために活用されています。お客さまからいただいたご意見やご要望を踏まえた取り組みについては、下記ホームページで紹介しています。

Webリンク

- みずほ銀行
<http://www.mizuhobank.co.jp/company/cstorikumi.html>
- みずほコーポレート銀行
<http://www.mizuhocbk.co.jp/company/cs.html>
- みずほ信託銀行
http://www.mizuho-tb.co.jp/company/release/ff_torikumi.html
- みずほ証券
http://www.mizuho-sc.com/ja/mission_statement/customers_satisfaction/index.html
- みずほインベスターズ証券
<https://www.mizuho-isec.co.jp/corp/cs.html>
- 資産管理サービス信託銀行
<http://www.tcsb.co.jp/about/efforts.html>
- 第一勧業アセットマネジメント
http://www.dka.co.jp/dkaStatic/pdf/NEWS/060630_FG_Torikumi.pdf
- 富士投信投資顧問
<http://www.fimco.co.jp/company/customer.html>
- 興銀第一ライフ・アセットマネジメント
<http://www.diam.co.jp/ICSFiles/afidfile/2006/06/21/CS060630.pdf>
- 新光証券
<http://www.shinko-sec.co.jp/ir/cs.html>

お客さまへ発信する仕組み

当グループでは、マーケティング目的ではない、さまざまな情報をホームページやダイレクトメール、Eメール、新聞公告など、適切で効果的な方法を用い、できる限り迅速かつ確実にお客さまに伝達することに努めています。

お客さまに「便利」と「安心」を

当グループでは、お客さまに便利で安全なお取引を行っていただくために、2005年度もキャッシュカード取引・インターネットバンキング取引等におけるセキュリティ強化に積極的に取り組みました。

2006年度も引き続きセキュリティ強化に取り組み、上期には、みずほ銀行で、お客さまのATMでのお取引の安全性を飛躍的に向上させるため、指静脈生体認証*を活用した本人確認を開始する予定です。

*指静脈生体認証：従来の暗証番号に加え、お客さまの指静脈情報をATM取引の都度確認させていただくことで、本人確認を行う認証方法

キャッシュカードのIC化促進

みずほ銀行では、ICキャッシュカードをすでに300万枚以上発行し、全ATMの半数以上にあたる約3,000台のATMをICキャッシュカード対応とするなど、お客さまにICキャッシュカードによる安全なお取引を行っていただくための施策を推進しています。また、みずほ信託銀行でも、2006年4月よりICキャッシュカードの発行を開始し、すべてのATMをICキャッシュカード対応としました。

●みずほ銀行のICキャッシュカード



みずほマイレージクラブカード



個人のお客さま向け
普通預金キャッシュカード

●みずほ信託銀行のICキャッシュカード



個人のお客さま向け
普通預金キャッシュカード

ATMご利用限度額の変更

キャッシュカードの盗難・偽造被害を抑制するため、2005年9月より、みずほ銀行において、ICキャッシュカードに対応していないお取引について、ATMにおける1日あたりの利用限度額を引き下げました。みずほ信託銀行においても、同年7月より、同様の引き下げを行っています。

また、お客さまのご希望のご利用限度額への変更が可能な「ATM利用限度額任意設定サービス」も両行で開始しており、一人ひとりのお客さまのニーズにあわせたカード取引を行っていただくことで、セキュリティ向上とお客さまの利便性向上の両立を目指しています。

ATMコーナーのセキュリティ強化

みずほ銀行およびみずほ信託銀行のすべてのATMには、後方からの覗き見を防止する「後方確認ミラー」、ATM画面操作時に暗証番号を盗み見されないための「偏光フィルム」を設置しています。

個人のお客さまの偽造・盗難カード被害への補償対応

2006年2月、いわゆる「預金者保護法」*が施行されましたが、みずほ銀行およびみずほ信託銀行では、それに先立つ2005年11月に各種カード規定を改定し、偽造カードの補償対応に加えて、個人のお客さまの盗難カード被害への補償対応を開始しました。

被害に遭われたお客さまからのご相談を受けつける窓口として、みずほ銀行は、専門コールセンター「カードセキュリティサポートセンター」を設置し、みずほ信託銀行では、「セキュリティ対策室」をご相談窓口としています。



カードセキュリティサポートセンター

*預金者保護法：「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」

インターネットバンキング取引におけるセキュリティ強化

みずほ銀行が提供する個人のお客さま向けインターネットバンキングサービス(みずほダイレクト)では、スパイウェア*1などへの対策として、2005年8月、「ソフトウェアキーボード」*2の導入と「第2暗証番号の可変化」*3を実施したほか、2006年1月にはログインパスワードを最大32桁設定可能としました。

また、お客さまのパソコン環境のセキュリティ対策(ウイルス対策・スパイウェア対策)を進めていただく観点から、総合セキュリティソフト(期間限定版)のCD-ROMの無償配布や、インターネットセキュリティに関する情報サイトの提供など、安全かつ便利なインターネットバンキングの利用環境の実現に取り組んでいます。

このほかにも、法人のお客さまとの電子商取引におけるセキュリティ強化にも努めており、セキュリティ向上とお客さまの利便性向上の両立を目指しています。



ソフトウェアキーボード



暗証番号可変化

- *1 スパイウェア：受信した電子メールの添付ファイルを開けるときのなど、利用者の気づかないうちにパソコンに侵入し、暗証番号など利用者に関する情報を盗み出すソフト
- *2 ソフトウェアキーボード：マウスのクリックだけでパスワードを入力できる機能
- *3 第2暗証番号の可変化：振込・振替などの際に使用する第2暗証番号6桁のうち、みずほ銀行が都度指定する4つの数字を、指定する順番で入力する方法

情報セキュリティの確保

総合金融サービスを提供する当グループにとって、お客さまに関する情報をはじめとする情報資産を適切に利用することは、当グループの競争力の源泉です。そして、その情報資産を適切に保護することは、重要な社会的責任であると考えており、当グループ各社において統括部署を定め、情報管理に係る各種安全管理措置の強化に取り組んでいます。

2005年9月、みずほフィナンシャルグループでは、第三者による検証を通じた情報管理態勢の実効性確保等を目的として、情報セキュリティ管理の規格であるISMS認証基準(Ver.2.0)とBS7799-2の認証を、全部門において取得し、2006年9月には規格の国際化に伴い、ISO/IEC27001およびJISQ27001の認証を移行取得しました。みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、みずほインベスターズ証券、資産管理サービス信託銀行およびみずほ情報総研も、特定業務で認証を取得しています。

当グループでは、認証取得・拡大を推進するなど、情報管理態勢の一層の強化に努めています。



情報セキュリティ管理認定マーク
(みずほフィナンシャルグループ)

IS97580 / ISO IEC27001

個人情報の保護

お客さまの個人情報保護については、「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令の遵守に加え、個人情報保護に関する取り組み方針および個人情報の取り扱いに関する考え方を定めたプライバシーポリシーを当グループ各社において制定し、ホームページなどで公表しています。

当グループは、お客さまの個人情報を適切に取り扱い、より付加価値の高い金融商品やサービスを提供するよう取り組んでいます。個人情報の取り扱いにあたっては、その重要性を十分に踏まえた厳格な情報管理を行い、安全性の確保に努めています。

バリアフリー化への取り組み

高齢化社会の進展や障害を持たれた方々の社会参加機会の増加などを踏まえ、多くの人々が利用する施設のアクセシビリティ*向上への社会的要請が高まってきています。公共的な使命を持つ銀行においても、「高齢者の方々をはじめとする、あらゆる層のお客さまが利用しやすい銀行」に向けた取り組みが不可欠であると考えます。

* 利用しやすさの度合い

ハートフルプロジェクトへの取り組みの背景

現在、わが国では急速な高齢化が進んでおり、2014年には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となると予測されています。また、障害を持たれた方々の社会・経済活動への積極的参加の実現も、強く求められています。このような背景を踏まえ、「ハートビル法」*1や「交通バリアフリー法」*2が施行されるなど、多くの人々が利用する施設におけるアクセシビリティ向上に対する社会的要請が高まっています。みずほ銀行では、こうした動向を踏まえ、「年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、誰にでも利用しやすい銀行」を目指し、「ハートフルプロジェクト」として、多面的なバリアフリー化を推進していくこととしました。

*1 ハートビル法：高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

*2 交通バリアフリー法：高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律

ハートフルプロジェクトの概要

みずほ銀行では、バリアフリーやユニバーサルデザインの有識者の方々に、「ハートフルアドバイザー」にご就任いただき、ご指導をいただくとともに、公共機関や交通機

関からのバリアフリーやユニバーサルデザインに関する調査受託などで実績のあるみずほ総合研究所の協力のもと、「ハートフルプロジェクト」を推進しています。

「ハートフルプロジェクト」では、「基本的取組」として、店舗・設備・機器類といった「ハード面」に加え、お客さま対応・お客さま向け書類・インターネットコンテンツなどの「ソフト面」、役職員一人ひとりの接遇などの「ハート面」におけるバリアフリー化に取り組みます。

また、取り組み内容については、定期的に効果検証を行い、質の向上を図ってまいります。

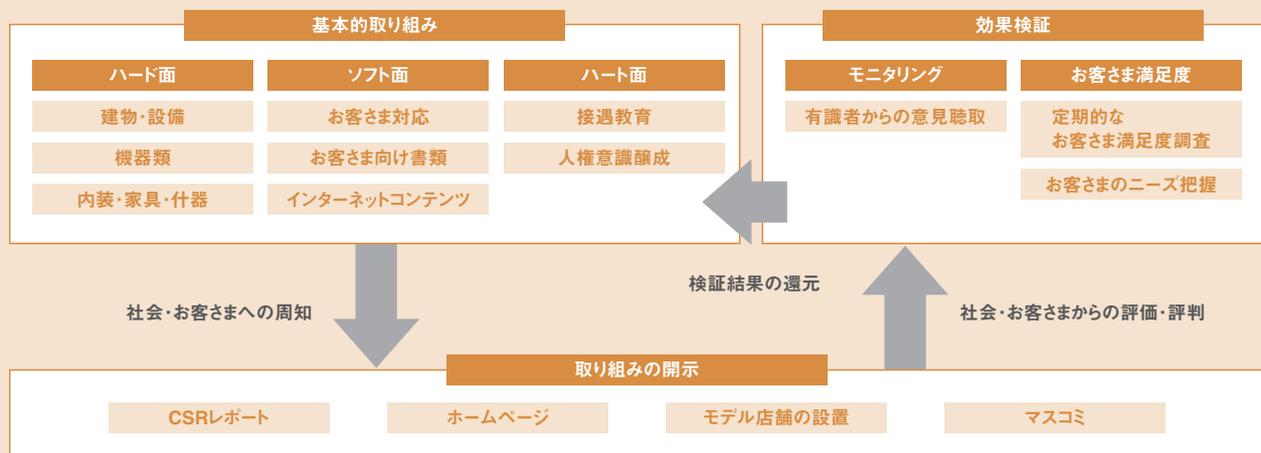
今後の主な取り組み

みずほ銀行では、今後、以下の取り組みを推進していきます。

ハード面のバリアフリー化

建物の構造などにより整備が困難な場合などを除き、段差解消、通路幅の整備、自動ドアの設置、お客さま用エレベーター・トイレの設置、視覚障害者対応ATMの設置など、店舗・設備のバリアフリー化を推進します。

ハートフルプロジェクトの全体像



主な取り組み内容

- 段差解消 ● 通路幅の整備 ● 自動ドアの設置
- 車いす用駐車場の設置 ● お客さま用エレベーターの設置
- お客さま用トイレの設置 ● 視覚障害者対応ATMの設置 など

ソフト面のバリアフリー化

分かりやすさを重視した商品パンフレットやホームページの作成などを推進します。

主な取り組み内容

- 分かりやすい商品パンフレットの作成
- 誰にでも利用できる、使いやすいホームページの作成
- 営業店窓口における「筆談用ホワイトボード」の設置 など

ハート面のバリアフリー化

高齢のお客さまや障害をお持ちのお客さまなどへの対応に関する役職員教育を推進します。

主な取り組み内容

- 高齢のお客さまや障害をお持ちのお客さまなどへの対応をまとめたマニュアル・ビデオの制作
- 役職員の教育推進
- ロビーコンシェルジュ*1の「サービス介助士2級」*2資格取得推進など

*1 ロビーコンシェルジュ：営業店ロビーでお客さまの誘導など総合受付業務を担当しています。
*2 サービス介助士2級：特定非営利活動法人日本ケアフィットサービス協会が認定している介助に関する民間資格



営業店窓口を設置している「筆談用ホワイトボード」

「ハートフルアドバイザー」のご意見

「ハートフルアドバイザー」にご就任いただいた有識者の方々に、「ハートフルアドバイザー会議」（2006年7月18日開催）などを通じ、「ハートフルプロジェクト」に対するご意見をいただきました。

大日方邦子氏

2006年トリノパラリンピック金メダリスト
日本パラリンピック委員会運営委員などを務める。



高齢の方、からだが不自由な方、子供連れ・妊娠中の方などを含めたあらゆる層のお客さまにとって利用しやすい銀行を目指すというこのプロジェクトには期待しています。このプロジェクトを根付かせるためには、現場を知っている社員の方々からさまざまなアイデアを吸い上げ、具体化する仕組みが必要です。また、障害のある社員からの声を積極的に取り上げていただき、改善に役立てていただきたいと思えます。このプロジェクトを通じて、社員一人ひとりの意識改革が実現すれば、社会に対し大きな情報発信ができると思えます。

川内美彦氏

一級建築士
ユニバーサル・デザイン国際会議で「第1回ロン・メイス21世紀デザイン賞」受賞。



店舗のハード面の整備にあたっては、一人ひとりの社員が現場の視点から、具体的にどのようにお客さまが利用されるのかを考え、広い視野で取り組んでいただきたいと思えます。おからだの不自由なお客さまのためには、鉄道における「らくらくお出かけネット」（交通エコロジー・モビリティ財団ホームページ）のように、銀行の店舗に関するアクセシビリティ情報を整備するとよいでしょう。本プロジェクトでは、お客さまの声や反応を踏まえ、ハード、ソフト、ハート面のバリアフリー化に向けて、継続して改善に取り組んでいただきたいと思えます。

古瀬 敏氏

静岡文化芸術大学デザイン学部教授
専門は建築安全計画など。ユニバーサル・デザイン国際会議で「第1回ロン・メイス21世紀デザイン賞」受賞。



銀行の店舗には危険な場所は少ないと思えますが、一般の施設では、お客さまがつかずきやすい状況になっているケースもあります。今後、銀行のバリアフリー化を進めるにあたり、安全面に十分配慮した取り組みをお願いしたいと思います。私は、ISOにおけるバリアフリーの標準化の審議などにも携わっておりますが、バリアフリーの考え方は日々進化しています。このプロジェクトにおいても、対応事項について試行錯誤をしながら進めていくことになると思えますが、お客さまのニーズを丁寧に捉えて、進めていただきたいと思えます。

高橋儀平氏

東洋大学ライフデザイン学部教授
専門はバリアフリー、ユニバーサル・デザインなど。
内閣府障害者施策推進本部参与などを務める。



バリアフリー化の推進にあたっては、店舗の大きさや地域の実情を踏まえ、柔軟に対応することが望ましいと思えます。また、バリアフリーの基準は日々変わってまいりますので、柔軟に考えるべきです。お客さまへの対応では、お客さま一人ひとりのお気持ちやニーズを理解して臨機応変に対応することが大切です。お客さまへの対応における失敗事例は、共有化し、今後の解決策の策定に活かしていただきたいと思えます。このプロジェクトにおける取り組みを着実に積み上げていくことが、10年、20年後の銀行の評価につながっていくでしょう。

株主・投資家の皆さまとのかかわり

当グループは、株主・投資家の皆さまとの積極的なコミュニケーションを重視し、「開かれた経営」を目指しています。ここでは、株主・投資家の皆さまの信頼と期待に応えるための、当グループの取り組みについて報告します。

株主の皆さまに対する基本姿勢

- ・株主の皆さまからの信頼を得るため、会社資産の保全・拡大に努めます。
- ・適正な会計処理や効果的な内部監査を行う等、内部管理体制を充実・強化します。
- ・株主の皆さまに経営内容を正しく伝えるため、積極的に情報を開示し、経営の透明性を高めます。

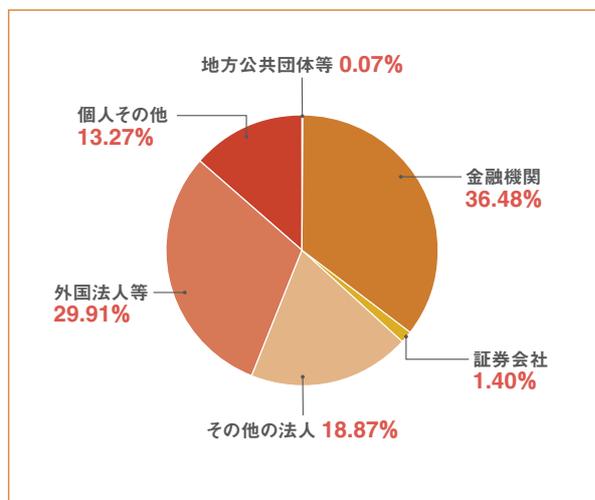
株主の皆さまとのコミュニケーション

開かれた株主総会

毎年6月下旬に開催する定時株主総会は、いわゆる集中日を避けて開催しています。2006年は、6月27日に東京国際フォーラムホールAにおいて、第4期定時株主総会を開催し、1,859名の株主の皆さまにご出席いただきました。株主総会における営業のご報告では、大型スクリーンを活用してよりビジュアルな説明に努め、株主の皆さまと経営トップとの間では活発な質疑応答が行われました。株主総会の招集ご通知は、内容の充実を図るとともに早期発送に努めており、発送と同時にホームページでも和文・英文を公開しました。

一方、株主総会に出席いただけない株主の皆さまには、

所有株式数株主構成(普通株式)



2006年3月末時点

書面またはインターネットにより議決権を行使していただけるほか、2006年6月の総会より株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームに参加することにより、国内外の機関投資家の皆さまに権利行使を容易に行っていただくことができる環境を提供しています。また、株主総会の模様をマスコミに公開しているほか、株主総会での営業のご報告および社長からのメッセージは、株主総会後約3カ月間ホームページで公開しています。

事業報告書

当グループの事業内容や決算概況などの経営内容を株主の皆さまにお知らせするため、株主総会と中間決算発表の後に「事業報告書」をお届けしています。読みやすさと分かりやすさの観点から、グラフ、表、写真などを活用し、ビジュアルな構成を意識したカラー版で作成しています。また、2006年6月にお届けした「第4期事業報告書」から、事業報告書の内容などについて株主さまのご意見をいただけるようアンケートはがきの添付を開始しました。

なお、「事業報告書」は、株主総会の招集ご通知に添付した「営業報告書」とともに、ホームページにも掲載しています。



アンケートはがきと事業報告書

〈みずほ〉のIR活動について

当グループは、株主・投資家の皆さまが当グループの実態を正確に認識・判断できるよう、継続して、公平かつ適時・適切な情報開示に努めることを経営上の最重要課題のひとつに位置づけており、グループ全体の情報開示に関する基本的な考え方や情報開示統制の枠組などを「ディスクロージャー方針」として、ディスクロージャー誌やホームページ上で公開しています。

当グループのIR活動にあたっては、上記に加え、双方向性にも留意の上、誠意を持った対応を旨とし、当グループの経営戦略や財務状況等に関する内容を的確に理解していただけるよう努めることで、市場の信頼を得ることを目指しています。

経営トップによる積極的なIR活動

当グループでは経営トップによる国内での定期的な「会社説明会（投資家向け説明会）」の開催に加え、海外IR活動を行う際には、各地にてグループミーティングなども行っています。さらに、個別業務分野の事業戦略に関する説明会を2005年度に3回実施したほか、国内外における証券会社主催の投資家向けセミナーにも2005年度は3回参加しております。このように、あらゆる機会を捉え、国内外の株主・投資家の皆さまに当グループに対する理解を深めていただけるよう努めています。



国内の機関投資家やアナリスト向けに開催した「2006年3月期会社説明会」

多様な情報開示媒体の活用

当グループのホームページで上記説明会の資料および説明会におけるプレゼンテーションの様態を公開しているほか、決算短信等の財務情報、プレスリリース、ディスクロージャー誌、CSR活動に関する情報など、多種多様な資料をホームページに掲載しています。さらに決算発表

後には、インターネットを使った日本語・英語でのコンファレンスも実施しています。また、グループ紹介冊子といった各種刊行物の作成やプレスリリースの電子メール配信など、株主・投資家の皆さまの多様化するニーズに合わせた情報開示チャンネルの有効活用を進めています。

Webリンク

- IR関連情報
<http://www.mizuho-fg.co.jp/ir/index.html>
- 株式関連情報
<http://www.mizuho-fg.co.jp/stock/index.html>



みずほフィナンシャルグループホームページ

SRI(社会的責任投資)ファンド等への対応

CSRへの関心の高まりとともに、コーポレートガバナンスやSRI関連のファンドが増加しているなか、当グループではCSRへのさらなる取り組みに加え、このようなファンドやSRI関連調査会社からのアンケート・取材にも積極的に対応することにより、当グループのCSR活動を正しくご理解いただくよう努めています。

さらなる透明性の確保に向けて

コーポレートガバナンスの透明性を確保し株主・投資家の皆さまからの信頼性を向上するために、2006年度中のニューヨーク証券取引所(NYSE)への上場を目指して準備を進めています。上場準備の一環として、グローバル企業にとって国際標準のひとつとされる米国会計基準に即した情報開示を行う体制を整えるとともに、国際的にもっとも厳格な米国サーベンス・オクスリー法に準拠した開示および内部統制の体制構築を進めています。

※本記載は、証券の募集を行うものではありません。

社員とのかかわり

当グループでは、社員一人ひとりの価値を高めていくことが、グループ全体の発展につながると考えています。ここでは、社員に対する考え方と社員が活躍するための制度や取り組みなどについて報告します。

社員に対する基本姿勢

- ・社員のゆとりや豊かさを実現し、快適で安全な働きやすい環境を確保します。
- ・職場で共に働く人々が互いに尊重しあい、差別・ハラスメント(いやがらせ)のない職場を作ります。

人事ビジョン

当グループにとって、最も重要な経営資源は人材であり、人材こそが他の追随を許さない競争優位の源泉です。人材への積極的な投資を通じて、一人ひとりの価値を高めていくことが、グループ全体の発展へとつながっていくと考えています。持続的な価値創造のために「人材投資のROE」を高め、魅力に富んだ働き甲斐のある環境をつくり上げていくこと、これが当グループの掲げる人事ビジョンです。

人材投資の
ROE

Responsibility 自主性と自己責任原則の徹底

Opportunity 公正な機会の提供

Employability 市場競争力のある専門性の追求

社員の区分

社員は、各人のライフスタイルやキャリアに対する考え方、保有する専門性やスキルなどに応じ、役割職務や処遇体系の異なる事務職員(「プロフェッショナル職」「基幹職」「特定職」、庶務職員、プロフェッショナル契約社員、嘱託などに区分されます。

- **プロフェッショナル職**：専門業務分野に継続して従事し、高度な専門知識・技能や創造力・企画力などを発揮していく職系です。成果を重視した個別契約性の強い年俸制を適用しています。
- **基幹職**：さまざまな業務分野に従事し、高度な専門知識・技能や創造力・企画力などを発揮していく職系です。
- **特定職**：特定分野における豊富な経験や知識を基礎に、熟練した技能や実務力を発揮していく職系です。

グループの人的シナジー効果の発揮

社員については、グループ各社ごとの雇用とし、それぞれの独自性の発揮や、スピードを重視した専門家集団を目指します。一方で、会社間異動(転籍異動)により、人的シナジー効果の発揮や、より一層の適材適所の人材配置を実現しています。転籍異動に際して基本的な処遇の継続性を確保するために、人事制度の一部を共通化(共通プラットフォーム)しているほか、各種人事施策についても基本的に一体となって運営しております。

人事の共通プラットフォーム



成果主義の実践

社員の貢献に十分報いるために、成果主義の評価制度を導入し、職務と成果に応じた公正な評価を実施しています。評価結果は、各期の賞与、給与改定や退職金等に反映し、中長期的な貢献や成果も考慮することでモチベーションの維持増進に努めています。

人材の育成と専門性強化

教育研修と自己啓発

教育研修制度を「人材投資のROE」を具現化するものとして位置づけ、グループ各社別およびグループ共通の教育環境の整備に力を入れています。

各社ごとの研修については、それぞれのビジネスモデルに沿った専門性の高い教育研修を実施するとともに、グループ各社の教育制度を積極的に相互開放しています。

また、グループ共通の人材育成として「みずほユニバーシティ」を構築し、外部リソースを活用してグループ横断的に高度な教育プログラムを実施しています。ユニバーシティは「総合大学内」のカリキュラムをイメージしたプログラム構成になっており、「みずほAMP (Advanced Management Program)」「みずほPMD (Program for Management Development)」「みずほカレッジ」「みずほナレッジフォーラム」「外部派遣制度」および「公募留学制度」などがあります。

プロフェッショナル人材の活用

専門業務分野に継続して従事し、高度な専門知識・技能や創造力・企画力などを発揮していく人材層として「プロフェ

ッショナル職」「プロフェッショナル契約社員」という区分を設け、成果を最大に重視した個別契約性の強い年俸制処遇を適用しています。

プロフェッショナル人材については、外部市場から積極的に新規に採用するほか、既存社員からの転換も行っています。

人材の活用と活性化

社員一人ひとりの意欲を高め、社員自身の成長と成果への結実を企図し、本人希望を尊重する枠組みを設けています。

ルーキージョブリクエスト制度

新入社員の初回の人事異動に際して、本人からの希望職務の申告を重視して実施するもので、申告時にはキャリアガイダンスを行うなどの工夫を盛り込んでいます。

支店長公募制度

若手層の早期育成と積極的登用の観点から、2003年1月より支店長公募制度を導入しています。30才代の職員を対象にみずほ銀行の営業店の支店長を公募する制度で、2006年5月までに若手・中堅社員52名の合格者を出し、順次支店長に登用しています。

ジョブ公募制度

社員が自らのキャリアを追求し、より高い専門性の獲得を目指す目的でジョブ公募制度を実施しています。グループ各社間で横断的に多くの職務について募集しており、現在の所属会社にとらわれず、自らが希望する職務にチャレンジすることができます。

社員に関する基礎データ

	2004年3月**			2005年3月**			2006年3月**		
	社員数	平均年齢	平均勤続	社員数	平均年齢	平均勤続	社員数	平均年齢	平均勤続
プロ職	358人	38.8歳	8.6年	389人	39.3歳	10.0年	430人	39.7歳	10.4年
基幹職	42人	35.9歳	5.3年	47人	36.7歳	6.4年	50人	37.8歳	7.0年
	17,998人	40.1歳	17.6年	19,106人	40.0歳	17.1年	18,935人	40.2歳	17.2年
特定職	282人	35.9歳	12.6年	967人	33.4歳	10.3年	1,149人	33.6歳	10.4年
	98人	50.0歳	28.4年	217人	37.2歳	17.1年	211人	37.8歳	17.7年
庶務職	11,289人	34.3歳	13.4年	10,048人	34.3歳	13.4年	9,624人	34.9歳	13.8年
	538人	50.9歳	12.6年	266人	50.4歳	13.4年	252人	51.1歳	14.2年
プロ契約社員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	215人	37.4歳	1.1年	368人	37.4歳	1.3年	513人	37.6歳	1.5年
嘱託	117人	31.2歳	1.3年	183人	32.0歳	1.4年	240人	33.5歳	1.6年
	364人	57.4歳	5.1年	409人	53.9歳	4.6年	505人	50.9歳	3.7年
海外 ³⁾	1,626人	48.4歳	6.6年	1,760人	48.2歳	6.5年	1,795人	48.3歳	6.3年
海外 ³⁾	3,960人	-	-	3,912人	-	-	4,343人	-	-

*1 2004年3月末のデータは、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ証券、みずほ信託銀行、みずほフィナンシャルグループの5社

*2 2005年3月末以降のデータは、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ証券、みずほ信託銀行、みずほフィナンシャルグループ、みずほ情報総研の6社

*3 海外の人数は、みずほコーポレート銀行、みずほ証券、みずほ信託銀行の支店・駐在員事務所・現地法人の現地採用の社員

雇用環境の整備

やる気のある社員がその持てる力を存分に発揮できるように、職場の安全・衛生に十分配慮するとともに、魅力に富んだ働き甲斐のある環境を作りあげます。

安全・衛生面の取り組み

労働安全衛生に係る法令に則り、各種健診の実施、産業医などによる健康管理、衛生委員会の組成など、社員の安全・衛生の向上に取り組んでいます。また2004年からはメンタルヘルス対策を社員の健康保持増進の主要な柱と位置づけ、社員・管理者を対象とした研修の実施、職場のストレス状況のモニタリング、相談・受入体制の整備などを行っています。

労働災害発生件数の推移

	2003年度	2004年度	2005年度
業務上災害	100	118	105
うち休業発生	25	29	15
通勤災害	77	63	68
うち休業発生	30	23	18
計	177	181	173
うち休業発生	55	52	33

*集計対象：みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ証券、みずほ信託銀行、みずほフィナンシャルグループ。なお、2005年5月よりみずほ情報総研を対象に加えている。

*労災に伴う死亡者は発生していない。

会社と社員の健全な関係の保持

当グループは社員との間において、相互に立場を尊重し、協力して社員の労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図るとともに、会社の健全な発展を通じて国民経済に寄与する関係を築きます。

各社とも労働法令に基づき、各事業場の社員の過半数を代表する者（組合または社員代表）を当事者として、必要な労使交渉を行うほか、経営方針や組織改編に係る重要事項については説明を行っており、いずれも良好な関係を築いております。また前記の衛生委員会や労使委員会などにおいても、委員の一部を社員の過半数を代表する者の推薦、指名に基づき選任しています。

- **経営協議会**：経営方針、業績などについての意見交換、および紛争が生じ、または生じるおそれのある場合に、その解決を図るための場です。

- **中央協議会**：勤務時間、処遇条件など社員の労働条件に係る事項についての協議の場です。

- **職場協議会**：各事業場ごとの労働条件、福利厚生、規律維持、能率増進、職場の苦情などに関する協議の場です。

人権の尊重／ダイバーシティの実践

人権研修の重視

人権尊重の精神に溢れた企業風土を築き上げるために、グループ各社で同和問題を始めとするさまざまな人権啓発に取り組んでいます。全職場の社員が「人権啓発職場研修」を毎年必ず受講^{*1}するほか、役員・部室店長や人権啓発推進員向けの人権啓発研修も実施しています。また各種階層別研修^{*2}においても、人権啓発の単元をカリキュラムに組み入れています。さらに関連会社を含むグループ社員に独自の人権啓発リーフレットを配布し、人権意識の高揚を図っています。

*1 グループ全体で約42,000人が受講

*2 「初任部店長研修」、「初任次課長研修」、「新入社員研修」、「中途採用者研修」など

差別や偏見の払拭

HIV／エイズに関する啓発コラムの社内報への掲載・社内イントラネットへの掲出などによりHIV／エイズについての理解を深め、差別や偏見をなくすよう、社員に徹底しています。また新入社員研修においても同テーマを取り上げて研修しています。

そのほか、国籍、性別、思想信条などあらゆる面で差別やハラスメントのない職場づくりに努めています。

障害者雇用への取り組み

当グループでは継続的に障害者雇用を推進し、法定雇用率以上の雇用率を安定的に達成するよう取り組んでいます。2006年6月現在、当グループの障害者雇用率は1.99%^{*}となり、法定雇用率を上回っています。

*グループ6社（みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ証券、みずほ信託銀行、みずほフィナンシャルグループ、ビジネスチャレンジド（特例子会社））合算での雇用率

障害者雇用率の推移

年度	2004年度	2005年度	2006年度
障害者雇用率	1.95%	1.93%	1.99%

海外における取り組み

〈みずほ〉の海外での活動は世界26カ国59カ所の拠点に及んでいます。その各地での事業活動を支えているのは、現地で採用されているナショナルスタッフと呼ばれている社員です。〈みずほ〉の社員に対する基本姿勢および人事ビジョンは、国内外を問わず共通していますが、海外での社員の採用に当たっては、各地域での業務上の特性やその地域での慣習などを考慮した機動的な採用を行っており、より専門性の高い人材を各拠点が独自に採用

しています。

教育研修も原則として各拠点が独自に実施し、ニーズに合った人材育成を行っています。みずほコーポレート銀行では、各拠点で中核的な役割を担う中堅社員を日本に招聘し、関連する役員・部長とのミーティングや業務部門の同僚とのワーキングセッションなどを通じて、拠点経営を担っていくために必要となる総合的な知識や枠組みを習得するための研修制度を設けて、内外の一体化を推進しています。

多様性を活かす職場づくり

当グループでは、社員の能力を最大限に引き出せるよう、成果主義に基づく人事制度を設け、成果貢献を大きく賞与に反映する傍ら、さまざまな場面で生活をサポートする福利厚生諸制度を充実させています。なかでも、大きなライフイベントである「出産・育児」については、次世代育成支援という社会要請に応える観点からも、育児介護休業関連制度の充実に努めてきました。一方で、男女雇用均等法が求める男女

の均等な機会や待遇の確保のために、「ポジティブ・アクション」として女性の能力発揮促進に資する体制づくりを整えつつあります。こうした取り組みを併せ、とくに女性社員が高い意欲のもとで能力・知識・スキルを十分に発揮できる、多様性を活かした魅力と活力に溢れた職場づくりのため、“4つのR”で構成される基本方針を明確化し、これに沿った種々の施策を今後展開していきます。

	方針	具体的な取り組み／実績
Recruit	<ul style="list-style-type: none"> 必要な人材の積極的活用 基幹職における新卒採用の女性比率20%以上 	<p>採用比率：女子学生向けセミナーの開催や、女性基幹職が女性の活躍する状況やポジティブ・アクションを紹介する取り組みを行い、すでに20%を達成。</p>
Raise	<ul style="list-style-type: none"> 従来以上に公平公正な評価の徹底 女性の管理職比率を2008年度末までに2004年度比1.5倍 研修の拡充によるスキル・ノウハウ習得支援 	<p>女性管理職の登用：マネジメント職階以上への登用が見込まれる特定職女性社員にエキスパートプログラムを適用し、本人のキャリアアップを検討。基幹職女性社員については、経営職階への登用候補者を個別に育成。</p>
Retain	<ul style="list-style-type: none"> 社員の活力を引き出す環境整備 仕事と家庭の両立をサポート 特に「出産・育児」に係る障壁を極小化していく枠組みの強化 	<p>就業環境の整備：(1) 子育てや介護を行う社員の職場と家庭の両立の支援のため、育児関連や介護関連諸制度の充実、制度の趣旨徹底などへの取り組み。(2) 2005年4月、次世代育成支援対策推進法に則り「一般事業主行動計画」を策定し、すでに当初計画を上回る形で制度の充実化を実施。(以下)</p> <ol style="list-style-type: none"> 育児休業期間の延長（子どもが満2才まで） 時間外勤務の軽減・免除、短時間勤務制度の拡充（子どもが小学校就学後1カ月に達するまで） 配偶者出産休暇の拡大（年5日） 看護休暇の充実（子ども1人につき年5日） <p>仕事と家庭の両立：(1) 首都圏における保育施設の需給が極めて厳しいことから、都内において2006年度中に事業所内保育施設を提供すべく準備中。(2) 職場関連資料の送付手続の明確化、休業中の社員同士の自由な意見交換や、会社による各種情報提供の場として「BabyLife」(web上のコミュニティサイト)を設置。</p>
Relate	<ul style="list-style-type: none"> 社内外との積極的な対話の推進 組織全体の意識改革推進 	<p>対話の推進：施策の検討にあたり、グループ各社でワーキングマザーのコミッティ、職場で活躍する女性社員のプロジェクトチームの組成などを通じて課題を把握。2006年6月には育児休業取得者を対象に各社横断的なアンケートを実施するなど、社員の生の声を施策に取り入れる工夫を行っている。</p> <p>意識改革推進：制度の充実に加えて運用面での実効を担保するため、管理職向け研修の実施や、ガイドブックの作成・配布などにより、周囲の社員や管理者の意識改革にも注力。</p>

地域社会とのかかわり

当グループは「良き企業市民」として、存立基盤である地域に貢献していきたいと考えています。ここでは、当グループの社会貢献活動の考え方とその事例を報告します。

地域社会に対する基本姿勢

- ・地域社会と共に歩む「良き企業市民」としての役割を果たします。
- ・積極的に社会貢献活動を行います。

社会貢献の考え方と在り方

基本姿勢に掲げた「地域社会と共に歩む『良き企業市民』としての役割」。そのためには、社会とのコミュニケーションを密にし、活動が社会の常識と期待に沿う必要があります。

そのため当グループでは、社会貢献活動を社会的責任のひとつとして積極的に捉えつつ、情報開示にも努め、社会からの理解が得られるように考えています。

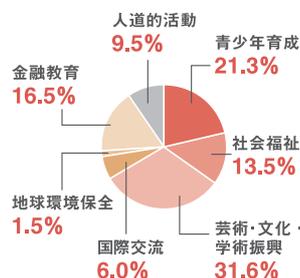
この点、社会貢献を継続的に実施するための具体策として、「社会貢献・環境問題に関する運営基準」を設けています。社会の変容に対応するために、定期的な見直しを行っています。

この運営基準では社会貢献を7つの分野、①青少年育成、②社会福祉、③芸術・文化・学術振興、④国際交流、⑤地球環境保全、⑥金融教育、⑦人道的活動、に分類しています。また、こうした社会貢献の実施にあたっては、地域社会の発展への貢献、公益性が高く社会の理解が得られる取り組み、社会が抱える課題に対する独創性・先進性、という多面的な視点から検討し、効果を客観的に評価しています。

社会貢献には、経済的支援が前提とされる社会貢献と無償のボランティアが求められる貢献とがあります。当グループは、それらの実施状況を個別に把握し、より効率的な貢献を図っています。

金融機関として培ったノウハウを活かして本業周辺でどのような社会貢献が可能か。また、本業と直接のかかわりがなくても、福祉や学術への助成・支援など、持続可能な社会を築き上げるために当グループとして実現可能な社会貢献は何か。地域社会に根ざした支店網はもとより、

社会とのあらゆる接点からニーズをくみ取り、今後も社会貢献の在り方を模索していきます。



社会貢献支出の分野別内訳(2005年度)

みずほフィナンシャルグループの支出総額：152百万円

分野が2つにまたがるものは、分野ごとに1/2の金額にて算出。

社会貢献プログラム実施の運営基準

社会貢献プログラム実施の判断基準として、以下の運営基準を定めています。実施プログラムについては継続して取り組むことを基本としつつ、時代とともに変化する社会に対応するため定期的に見直しを行っています。

社会貢献・環境問題に関する運営基準

1 実施の対象分野

以下の分野について取り組む。

- ① 青少年育成 ② 社会福祉 ③ 芸術・文化・学術振興
- ④ 国際交流 ⑤ 地球環境保全 ⑥ 金融教育
- ⑦ 人道的活動

2 実施の判断基準

以下の基準に照らして実施の判断を行う。

- ① 地域社会への貢献：地域社会の発展に資する取り組み
- ② 社会からの理解：公益性が高く、広く社会の理解が得られる取り組み
- ③ 独創性：社会の課題に対し、独創性や先進性のある取り組み

3 実施の形態

以下の形態で実施する。

- ① 自主企画プログラム
- ② 当社グループ社会貢献財団の活動に対する支援
- ③ 寄付
- ④ 役職員のボランティア活動に対する支援

青少年育成

黄色いワッペン贈呈事業

真新しいランドセルと黄色いワッペン。いまや小学1年生のスタイルとして定着しています。

1965年に始まった「黄色いワッペン」贈呈事業は、2006年で42回を迎えました。この事業は交通事故で愛するわが子を失った母親が、当時の佐藤栄作首相に宛てた「交通事故撲滅」を願う一通の手紙を紹介した新聞記事がきっかけとなり、子どもたちを交通事故から守るため、交通安全と交通事故撲滅を願って「黄色い腕章」を全国の新入学一年生に届けることを目的に始まりました。その後、腕章から「黄色いワッペン」に変わり、1968年からは交通事故傷害保険が付保され、毎年のワッペンには全日本交通安全協会が募集する「交通安全スローガン」内閣総理大臣賞子ども部門の最優秀作のスローガンが記載されるようになり、今日に至っています。事業開始当初は配布地域が限られていましたが、現在は警察・教育機関の協力

を得て、全国の新入学一年生に届けられています。毎年2月から4月にかけて、協賛4社の支店・支社などにより全国各地で



2006年の黄色いワッペン贈呈式(東京都)

「黄色いワッペン」贈呈式が行われており、東京都の贈呈式では式典のあとに警視庁の協力のもと、交通安全教室を開催し、新入学児童に交通ルールを学んでもらっています。42回を数えるこの事業で配られたワッペンは累計で約5,200万枚を数え、親子二代にわたって「黄色いワッペン」を着用する家族が増えています。この事業は、当グループ、(株)損害保険ジャパン、明治安田生命保険(相)、第一生命保険(相)が共同で実施しています。



ピーボくんと黄色いワッペンをつけての交通安全教室(東京都)



社会福祉

みずほ社会貢献ファンド

当グループでは、グループの役職員の社会貢献活動を推進する募金制度として、毎月の給与からの寄付金で運営されている任意参加による「みずほ社会貢献ファンド」があります。

寄付先や拠出金額の決定は、公正な活用を図るため運営委員会が行い、大規模災害発生時の義援金や、役職員が自ら参加しているボランティア活動の支援金などとして活用されています。

2005年度は、「米国ハリケーン・カトリーナ」「パキスタン北部地震」および「フィリピンレイテ島大規模地滑災害」

に対する災害義援金を拠出しました。また、役職員が自ら参加しているボランティア活動などへの支援として8団体に対して助成金を拠出しました。



「フィリピンレイテ島大規模地滑災害」の義援金を現地NPOに寄贈

地域交流

地域コミュニティの一員として

東京都中央区日本橋にある日本の名橋「日本橋」は、東海道をはじめとする五街道の起点として知られ、橋の中央には「日本国道路元標」が設置されています。

1968年に地元有志により発足した「名橋『日本橋』保存会」を中心に、毎年7月に日本橋を清掃する「名橋『日本橋』を洗う会」が行われています。

みずほ銀行日本橋支店の役職員は、毎年このイベントに参加し、地元住民と連携して街のシンボルと環境の美化活動を行っています。

2006年7月23日、36回目を迎えたこのイベントには、同店から23人の役職員が参加し、地元住民の皆さまや近隣

一般企業の方々と橋を洗いました。地域に密着した銀行として、地域コミュニティの一翼を担っています。



日本橋の皆さまと日本国道路元標を洗う役職員

ロビー展

銀行をより身近なものにしたいとの思いから、支店によっては支店の特色や地域性を活かして、店内のロビーを活用した「ロビー展」を開催しています。

みずほ銀行富山支店では、「地域との共生」を目的に地元密着型のロビー展を常時開催し、お客さまからも「いつも楽しみにしている」と好評をいただいています。

みずほ銀行福山支店では、月替わりで地域の愛好家による洋画、日本画、造形、押し花などを展示、お客さまの目を楽しませています。福山支店のロビー展の歴史は古く、50年前に福山市のバラ公園づくりを支援するために「バラ展」を開催したことが、現在の「福山ばら祭」のきっかけとなるなど、地域に根付いた活動として継続しています。



2006年4月・5月富山支店でお客さまの作品を飾った「私のキルト展」



2006年5月福山支店で着物の端切れを使用した人形を展示したロビー展

中堅・中小企業の振興

当グループでは、日本経済の発展の原動力である中堅・中小企業振興の一環として、(社)中小企業研究センターを1966年の発足当時より支援しており、同センターの実証的調査研究と優れた企業を広く全国から発掘する顕彰事業をサポートしています。

また、1996年には「公益信託みずほニュービジネス育成基金」を設立し、従来の銀行融資やベンチャーキャピタ

ルによる支援では十分にサポートされない事業に対して、公益的見地に立った助成金給付事業を行っています。

地球環境保全

環境絵画コンクール

当グループでは、全国小中学校環境教育研究会が主催している「全国小中学校児童・生徒環境絵画コンクール」に協賛しています。このコンクールは全国の小中学生に「自然の大切さ」や「住みよい街」を考える機会を持ってほしいという趣旨のもとに開催されており、2006年で10回目を迎えました。

今回のテーマ「みんなで守ろう大切な自然」に対し、小中学生合わせて4,569点の応募がありました。そのなかから文部科学大臣奨励賞、環境大臣賞、みずほ特別賞などに40作品が選ばれ、入選者には賞状と受賞絵画の画集を贈呈しました。

このコンクールは当グループ、明治安田生命保険(相)、丸紅(株)が協賛しています。



みずほ特別賞
(小学生部門受賞 森つむぎさん)



みずほ特別賞
(中学生部門受賞 近藤路音さん)

芸術文化支援

成人の日コンサート

当グループでは1990年から毎年成人の日に「成人の日コンサート」を主催しています。「若手アーティストの支援」の一環として、毎回二十歳を迎える新成人アーティストを起用し、コンサートを構成しています。また、「次世代を担う青少年層へのクラシック音楽の普及」を目的として開催しており、その年の新成人50組100名を公募により招待しています。2006年は「Colors」をテーマに、アメリカの作曲家ジョージ・ガーシュウインの音楽をさまざまな形で楽しんでもいただきました。



新日本フィルハーモニー交響楽団による
ジョージ・ガーシュウインの曲の演奏

ラ・フォル・ジュルネ・オ・ジャポン

当グループは、東京国際フォーラムを主会場に東京丸の内・有楽町で2006年4月29日から5月6日に行われた「熱狂の日」音楽祭2006 ラ・フォル・ジュルネ・オ・ジャポンに、地域企業の1社として協賛しました。

幅広い方々に気軽に音楽に親しんでいただくこのイベントは、フランス北西部の港町ナントで地域振興を目的として1995年に誕生したクラシック音楽祭の日本版です。

2006年は、生誕250年を迎えたモーツァルトをテーマに開催、延べ来場者数は695,000人に上りました。



2006年のテーマ「モーツァルトと仲間たち」
写真：久保靖夫

社会貢献財団の活動

財団等を通じた社会貢献活動

当グループは、それぞれ特徴を持つ5つの社会貢献財団を国内に有しています。これらの財団を通じて、高齢者福祉、障害者福祉、教育・奨学育英、国際交流および学術研究助成などの事業を支援しています。



社会福祉車輛贈呈
(みずほ福祉助成財団)

「みずほ育英会」 (1954年設立)	「みずほ学術振興財団」 (1957年設立)	「みずほ教育福祉財団」 (1972年設立)	「みずほ福祉助成財団」 (1980年設立)	「みずほ国際交流奨学財団」 (1991年設立)
経済的理由により修学困難な優秀学生への奨学金の貸与。	研究助成金(工学・法学)の交付。懸賞論文(法律・経済)の公募。外国人留学生への奨学金の支給。	へき地教育・障害児教育および高齢者福祉等への助成(助成金、運動具、図書、福祉車輛の贈呈等)。	障害者福祉事業への助成(助成金、電動車椅子・福祉車輛等の贈呈。視覚障害を持つ大学生の点訳介助)。	外国人留学生に対する奨学金の支給。国際交流を担う人材育成事業。

国際社会とのかかわり

北米での活動

米国みずほ財団

〈みずほ〉の北米での活動の中心となっている米国みずほ財団は、2003年1月に旧日本興業銀行と旧第一勧業銀行の財団が合併して誕生しました。現在の基本財産約14百万ドルを利用して、低所得者層居住地域の経済発展と住民生活改善のため、各種非営利団体(NPO)が行う幅広いプログラムを対象に寄付を行っています。具体的にはホームレス化防止、若年層や生活保護者への職業訓練・職業斡旋、金融知識教育、持家推進・持家補修教育セミナーなどです。

また、これらの主たる寄付活動に加え、当グループ社員のボランティア活動を支援するため、以下の3つのプログラムを有しています。

- **マッチング・ギフト・プログラム**: 社員が行う寄付に対して当該財団が同額を寄付する制度。
- **地域参加助成プログラム**: 〈みずほ〉の米国拠点が地域の団体と主催するボランティア活動に対して、2,000ドルを上限として助成を行う制度。
- **ボランティア報奨プログラム**: 社員の自発的ボランティア活動に対して、その活動団体に500ドルを上限として助成を行う制度。

その結果、2005年には、ニューヨーク、ロサンゼルス、サンノゼなどのNPOに対する寄付および社員のボランティア

活動の支援など、合計487,494ドルの寄付を実施しました。



読書の楽しみを子どもたちに伝えるボランティア活動「EVERYBODY WINS!」に参加したみずほコーポレート銀行の社員

カナダみずほコーポレート銀行

2005年12月、トロントの王立オンタリオ博物館に「高円宮殿下日本ギャラリー」がオープンしましたが、カナダみずほコーポレート銀行は日系企業の先陣を切って寄付キャンペーンに応じ、合計2.5万カナダドルの貢献をしました。このギャラリーは日加修好75周年を背景に設立が推進され、日加親善に尽くされた高円宮殿下を称えて命名されたものです。



ギャラリーのオープニングで展示をご覧になる高円宮妃殿下と王立オンタリオ博物館館長写真は王立オンタリオ博物館理事会のご好意によりご提供いただいています。
撮影: Jeff Speed

みずほコーポレート銀行ニューヨーク支店

ホームレスや家出をした青少年を支援する団体である「Covenant House」(コベナント・ハウス)や、低所得者家族のデジタルデバイド問題に取り組む団体である「Per Scholas」(パー・スコラ)などに対して、余剰となったオフィスの什器備品やパソコンなどを寄付しました。

加州みずほコーポレート銀行

加州みずほコーポレート銀行では、「Foodbank」(フードバンク)、「FiveAcre」(ファイブエイカズ)、「El Centro del Pueblo」(エル・セントロ・デル・プエブロ)など、虐待を受けている子どもやホームレスへの支援、低所得者層への職業訓練など、米国の社会的問題に取り組むボランティア団体の活動に賛同し、社員がボランティア活動を行っています。

欧州での活動

みずほコーポレート銀行ロンドン支店では、社内イントラネットを利用したチャリティーネットオークションを開催し、社内で不要となったコーヒーセットなどの食器類や備品を社員に提供しました。このオークションに参加した社員は、自らの購入代金について、あらかじめ選ばれたチャリティー団体のなかから寄付先を選ぶ仕組みとなっており、「BBC Children in Need Appeal」(英国BBCの子どもチャリティーキャンペーン)、「Royal National Institute for the Blind」(英国王立盲人援護協会)、「Macmillan Cancer Relief」(マックミランがん救済財団)、「Alzheimer's Society」(英国アルツハイマー病協会)の4つのチャリティー団体に総額で2,221ポンドの寄付を行いました。

毎年世界各地で開催されるチャリティマラソン大会 Chase Corporate Challengeに、みずほコーポレート銀行ロンドン支店では2002年から毎年参加しています。2006年に行われた大会では、ロンドン支店とみずほインターナショナルから66名の社員が参加しました。



チャリティマラソンに参加したくみずほ>チームのメンバー

アジアでの活動

<みずほ>のアジアにおける社会貢献活動は、各国に設立された基金を通じた活動のほか、拠点独自の自主的な活動があります。インドネシアみずほコーポレート銀行では、ジャカルタ市内の孤児院と老人ホームを社員の代表約20名が訪問し、施設の人たちとの親睦を深めるとともに、社員が募金活動により集めた寄付金5百万ルピアと義援物資の衣料類を寄贈しました。



孤児院と老人ホームの慰問に参加したインドネシアみずほコーポレート銀行の社員

<みずほ>のアジアにおける財団・基金

国・地域	財団・基金名	設立	活動内容
香港	みずほ-Wing Hang Bank奨学公益基金	1989年	香港の非営利団体に対して教育助成金を寄付。また、在香港の大学の学生に奨学金を給付
台湾	瑞穂愛心基金会	1989年	教育・医療・福祉関係を中心に支援するための基金
中国	対外経済貿易大学(瑞穂基金)	1995年	将来中国の金融界で活躍する若者の育成を支援するための基金
タイ	みずほアジア人材育成基金	1998年	アセアン諸国の健全な青少年育成と麻薬撲滅・スポーツ振興を目的とした公益信託

環境方針と体制

当グループでは、自然環境の維持・保全が、社会・経済の持続的発展の基盤であることを認識し、みずほの企業行動規範において基本方針を設定し、グループ各社が活動を続けています。

〈みずほ〉の基本方針

- ・経済発展と環境保全の両立を図っていく社会的責任があると認識し、自主的・積極的に環境問題に取り組みます。
- ・環境関連法令を遵守し、ごみの分別回収や再生素材の使用等の省資源・省エネルギーに取り組みます。
- ・環境保護団体やお客さまとの環境問題への取り組みを支援するとともに、環境保全に貢献する金融商品やサービスを提供します。

主要な環境影響

金融サービスを主体とする当グループの環境への影響・負荷は、事業活動における電力・水・ガソリン・紙などの使用および廃棄による直接的な環境影響と、投融資を含めた金融サービスの提供や製品・サービスの購入などを通じた間接的な環境影響があります。これまでのグループ各社の個別の取り組みを着実に前進させるとともに、グループ統一的な環境負荷低減策を講じ、直接的な環境影響への配慮はもとより、環境影響を考慮した金融サービスの提供も推進します。

グループ推進体制

当グループでは、みずほフィナンシャルグループ コーポレート・コミュニケーション部CSR推進室が、CSRへの取り組みにかかる企画立案・推進、関係部署への提言を行うほか、CSRに関する情報収集、主要グループ会社への情報発信、CSRへの取り組みにかかる内外へのコミュニケーション活動を行っています。2005年度からは、グループ主要会社にはCSRに関する担当部署等を配置し、各社内の環境面を含むCSRでの取り組み推進・連携体制を整えました。

グループ各社では、すでに環境デュー・デリジェンスの実施や環境配慮型商品の企画・販売、環境アドバイザー・サービスなどを提供しています。

また、2006年度から、事業活動から発生する環境負荷の現状調査を、主要グループ10社を対象に開始し、環境

影響の実態把握や取り組み施策の検討を行っています。

当グループでは、各社が連携をしながら多岐にわたる業務を実施しています。環境問題についても、グループ内の専門知識やチャンネルを活用して、お客さまに付加価値の高いサービスをご提供するとともに、グループ内での環境負荷の低減に取り組んでいきます。

環境コミュニケーション

「エコプロダクツ2005」にブースを出展

当グループは、東京ビッグサイトで2005年12月15日～17日に開催された国内最大級の環境展示会「エコプロダクツ2005」にブースを出展しました。当社ブースには多数の方々にご来場いただき、837名の方がアンケートにご協力くださいました。



民間銀行業初の出展となった
〈みずほ〉のブース



〈みずほ〉の環境ビジネスについて
説明するパネルを展示しました

環境保全において金融がどのようにかかわっているのかなどのご質問をいただき、当社が推進している風力発電をはじめとする再生可能エネルギーへのファイナンスやそこでの環境影響評価の取り組み、当グループで実施している環境経営コンサルティングや情報発信サービスなどについてご紹介させていただきました。ご意見・ご感想を参考に、今後も環境と金融のかかわりについての理解を深めていただき、よりお客さまのニーズに沿った金融サービスをご提供できるように努めます。

立ち寄られ、熱心に見学をされました。



小池前環境大臣の見学を受けるくみずほブース

「第3回環境経済学世界大会」への協賛とブースの出展

当グループは、2006年7月3日～7日に京都で開催された「第3回環境経済学世界大会」に協賛し、金融と環境と資源経済学に関するセッション（Finance and Environmental and Resource Economics）を提供したほか、くみずほの環境関連ビジネスを紹介するブースを出展しました。大会にはノーベル経済学賞を受賞した学者を含む世界有数の経済学者約1,200人が参加し、持続可能な社会における環境と経済の在り方などに関する学術研究の発表が行われました。大会には、秋篠宮殿下がご臨席されたほか、小池前環境大臣がくみずほのブースに

再生可能エネルギーファイナンスチームの発足

2006年1月、みずほコーポレート銀行は、米州プロダクツ営業部（ニューヨーク支店）に再生可能エネルギーを専門に扱うチームを新たに発足させました。当チームは、風力発電など再生可能エネルギープロジェクトへの融資を積極的に手掛けるほか、米国環境省が推進するゴミ埋立地から発生するメタンガスの効率利用プログラム（Landfill Methane Outreach Program）に企業パートナーとして参加し、金融面での各種情報提供・助言を行っています。

グループ各社の環境に対する取組状況

分類	業務	対象業務分野	会社名
統括	環境への取り組みの統括	環境関連の方針決定・取りまとめ等	みずほフィナンシャルグループ
本業における 環境関連の取り組み	環境リスク管理・審査	融資・プロジェクトファイナンス等における環境リスクの評価・分析	みずほ銀行 みずほコーポレート銀行 みずほ信託銀行
	投資・融資業務・商品開発等	環境関連のプロジェクト融資・SRIの開発・環境関連融資	みずほ銀行 みずほコーポレート銀行 興銀第一ライフ・アセットマネジメント
	アドバイザー・コンサルティング	資源・エネルギー等の環境関連業界の動向調査 環境経営支援、環境技術の市場性評価・事業化支援 温暖化対策・化学物質対策支援 自然環境の分析・シミュレーション	みずほ銀行 みずほコーポレート銀行 みずほ総合研究所 みずほ情報総研 みずほ第一フィナンシャルテクノロジー
	調査・研究	政府・地方自治体の環境政策立案支援 海外政策動向調査支援 個別環境支援	みずほコーポレート銀行 みずほ総合研究所 みずほ情報総研
事業活動の環境負荷低減	事業所の環境マネジメント	省エネルギー、紙資源の削減、ごみの分別・再利用、低公害車の導入	グループ各社の管理部門

本業における取り組み

当グループは、融資や投資、アドバイザー業務など、金融機関が行う本業において、環境リスクへの配慮やお客さまの環境への取り組みを支援する金融サービスの提供を推進しています。

環境デュー・デリジェンス

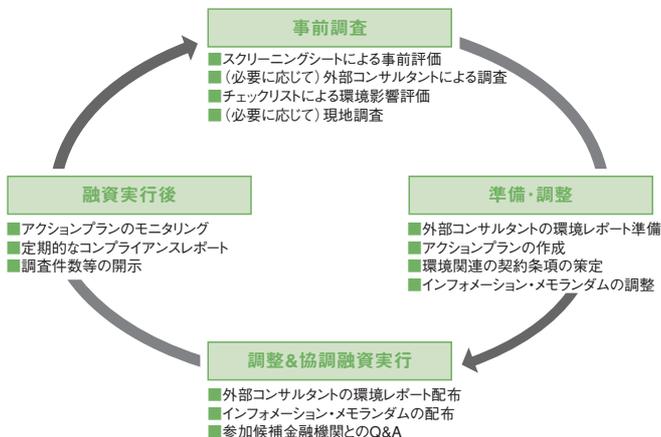
当グループは、プロジェクトファイナンスや不動産関連の投融資を行う際には、財務面だけでなく環境面の評価を行い、環境面で取引がどのような影響を持つのかについて評価・分析する取り組みを進めています。環境面での評価は、お客さまや取引関係者に対して、取引の安全性を向上させるだけでなく、長期的には財務面に影響を与えるさまざまなリスク管理につながると考えています。

プロジェクトファイナンスにおける取り組み(エクエーター原則)

みずほコーポレート銀行は、2003年にエクエーター原則を採択して以来、同原則に則ってプロジェクトファイナンスにおける社会環境影響評価を実施しています。エクエーター原則に沿って、プロジェクト契約前に独立コンサルタントによる社会環境影響評価を行い、問題点がある場合にはアクションプランを策定して、その内容に沿った契約を行います。

ファイナンス実行後も、環境面のモニタリングを行い、定期的にコンプライアンスレポートを確認します。2005年度にみずほコーポレート銀行が実施した社会環境影響評価は22件で、地域別には欧阿中近東14件、豪亜6件、米州2件となっています。

エクエーター原則による社会環境影響評価のしくみ



「エクエーター原則実施マニュアル」に基づくスクリーニング状況

環境スクリーニングのカテゴリ/ プロジェクトの分野	石油・ガス・LNG	鉱山	石油化学	電力	インフラ	合計
A 社会または環境に重大な影響を及ぼす可能性があり、その影響は複雑で不可逆的、または先例がないために影響への見積もりが困難であるプロジェクト	2	1	0	0	0	3
B 社会または環境への影響が限定的であるプロジェクト。その影響は、回数が少なく、大半は限定された地域でのみ起こるもので、ほとんどの場合は回復可能であり、負荷軽減策によって容易に対処できるプロジェクト	5	0	6	5	1	17
C 影響が最小限、あるいはまったくないプロジェクト	0	0	0	1	1	2
合計	7	1	6	6	2	22

(2005年度実績)

不動産信託業務等における土壌汚染などの調査

みずほ信託銀行では、お客さまやその関係者が行う取引の安全性を確保し、専門家としての説明責任を果たすため、不動産関連業務における環境リスクの調査を実施しています。

信託業務では、不動産証券化(流動化)スキームを組成するにあたって、すべての案件の土地・建物に関わる環境リスクを詳細に調査します。必要に応じて、お客さまとリスクを軽減するための対策を協議・実行し、信託不動産の適切な維持・管理運営を推進しています。

不動産仲介業務では、「媒介物件チェックリスト」に土壌汚染・アスベストなどの環境リスクについての項目を加え、取り扱うすべての物件についてチェックリストによる調査を実施しています。チェックリストによる調査結果に基づき、売買取引に内在するリスクを把握し、不動産取引の専門家として適切なアドバイスを行うことで、取引の安全性をより高めるよう努めています。

不動産鑑定評価業務等においても、不動産鑑定評価基準に沿い、汚染の有無や状況を踏まえた不動産評価を実施しています。

お客さまの環境への取り組みを支援する 環境配慮型金融サービス

当グループでは、お客さまに環境への取り組みを促進していただけるような金融商品・サービスの提供を推進しています。環境に配慮したプロジェクトや、企業がその事業や活動を推進するために必要な資金のファイナンスをはじめ、一般投資家の方が資産運用を通じて環境保全への取り組みを実施できる商品を企画しています。

環境関連のプロジェクトファイナンス

みずほコーポレート銀行のプロジェクトファイナンス部門が実施した、環境関連プロジェクトへの国内融資額は、以下のとおりとなっています。このほか、2004年度に9件、2005年度には5件、フィナンシャル・アドバイザーとしてアドバイザー業務を行いました。

環境関連のプロジェクトファイナンス実績

分野	2004年度	2005年度
風力発電	16億円	53.7億円
廃棄物、その他	38.3億円	18.6億円
合計	54.3億円	72.3億円

(みずほコーポレート銀行融資額：国内案件)

DIAMの社会や環境に配慮した運用商品

ファンド名称 (愛称)	設定時期	純資産残高*(百万円)	概要
エコ・ファンド	1999年10月22日	5,659	環境に配慮した経営を行っている日本企業の株式へ投資
DIAMグローバル・ボンド・ポート (いわぎん HIRAIZUMI)	2004年12月29日	2,694	岩手銀行が収受した報酬の一部を平泉町世界遺産推進基金へ寄付
コラボしがCLOファンド (におのハーモニー)	2005年3月10日	4,611	滋賀県内の金融機関が県内の企業に融資した債権を受益権として流動化し、ファンドを組成して投資家に販売
DIAM高格付インカム・オープンSRI (ハッピークローバーSRI)	2005年12月22日	1,823	格付けの高い資源国の公社債とCSRへの取組みの高い日本企業の株式へ投資
はまぎん住宅ローン証券化投信06-02	2006年2月28日	2,488	横浜銀行の住宅ローン債権を受益権として流動化し、ファンドを組成して地域内の投資家に販売
自然環境保護ファンド (尾瀬紀行)	2006年5月26日	2,198	販売会社と委託会社が収受した報酬の一部を(財)尾瀬保護財団へ寄付
合計残高		19,473	

*2006年6月末現在

中小企業向け環境融資

みずほ銀行では、環境配慮活動を実施している中小企業向けに「環境配慮型企業向け融資制度」を提供しています。本サービスは、みずほ銀行の国内支店のうち法人取引のある全店でご提供しており、2006年8月末までに約10億円の融資を実行してきました。

環境配慮型企業向け融資制度

- 対象企業
年商30億円未満の中小企業等
- 融資利率
1%台後半*(通常の「みずほロング・パートナー」から更に優遇)
*2006年9月現在
- 環境配慮活動に関する条件等
外部認証(ISO14001または環境省エコアクション21等)の取得、当グループ独自の環境チェックリストなどにより評価

資産運用・利益還元型商品

興銀第一ライフ・アセットマネジメント(DIAM)は、当グループと第一生命グループの情報力と運用ノウハウ・専門性の高い人材を結集した資産運用会社として、年金基金、公的資金、金融機関、事業法人など、大手機関投資家を中心に運用商品の提供を行っています。その商品企画力を活かして、社会や環境にも配慮したさまざまな運用商品の開発・提供をしています。

事業活動における取り組み

当グループでの直接的な環境影響は、主にオフィス活動によるものと考えられます。電力消費や紙の使用を中心に、グループ各社で環境負荷の低減に向けた取り組みを進めています。

グループの取り組み

自らの事業活動が環境に及ぼす影響を認識するとともに、グループ統一的に環境保全活動に取り組むために、2006年度より自らの事業活動から発生する環境負荷の現状調査を開始しました。

この調査結果をもとに、先行して取り組みを進めている当グループの東京都内主要9事業所^{*1}をはじめ、順次取り組みを広げていく予定です。

東京都「地球温暖化対策計画書制度」

みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行およびみずほ情報総研の都内主要9事業所は、東京都の環境確保条例に基づいた「地球温暖化対策計画書制度」の対象となっています。

この制度は、温室効果ガスの排出量が一定量以上の事業所を対象に、「地球温暖化対策計画書」等の提出・公表を義務付けることにより、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制を進め、地球温暖化の防止を図ることを目的としています。対象となる各事業所は、2005年度から2009年度にかけて温室効果ガス排出量の削減目標についての自主計画を策定することになっています。東京都は策定された自主計画を、目標削減率や対策の内容によって5段階(AA、A+、A、B、C)で評価していますが、都内主要9事業所が東京都に提出した計画書については、4事業所にAA、4事業所にA+、1事業所にAの評価を受けました。

当グループの温室効果ガス排出量の主な要因は、大半が電力消費に起因することから、省エネルギーへの取り組みが極めて重要です。都内主要9事業所では、目標達成に向けて、空調設備・照明等の省エネルギー対応設備

本レポートに掲載した環境データ範囲

	エネルギー 使用量 (CO ₂ 排出量)	水使用量	低公害車の 導入 ^{*2}	資源の消費		グリーン購入	産業廃棄物 の排出	有害物質の 保管
				コピー用紙	帳票類	文具等		
みずほフィナンシャルグループ	○	○	○	○	○	○	○	○
みずほ銀行	主要事業所 ^{*1} (5箇所)	○	○	○	○	○	○	○
	その他の事業所・支店			○	○	○		
みずほ コーポレート銀行	主要事業所 ^{*1} (2箇所)	○	○	○	○	○	○	○
	国内支店			○	○	○		
みずほ信託銀行	本店 ^{*1}	○	○	○	○		○	○
	その他の支店			○	○			
みずほ情報総研	情報センター ^{*1}	○	○		○		○	○
	その他の事業所				○			
その他のグループ会社 ^{*3}				○				

^{*1} 都内主要9事業所：東京都環境確保条例の「地球温暖化対策計画書制度」の対象となっている9事業所
これら9事業所は、以下のとおりです。

みずほ銀行：本店、大手町本部、事務センター2カ所、情報センター

みずほコーポレート銀行：本店、情報センター

みずほ信託銀行：本店

みずほ情報総研：情報センター

^{*2} 指定低公害車の導入については、東京都内のデータのみ

^{*3} みずほ証券、みずほインベスターズ証券、資産管理サービス信託銀行、第一勧業アセットマネジメント、富士投信投資顧問、興銀第一ライフ・アセットマネジメント、みずほ総合研究所

機器への更新や適切な設備の運転・管理の徹底に取り組むとともに、節水や不要な照明の消灯など、電気の使用量削減となる省エネルギー活動に努めています。特に、「地球温暖化対策計画書制度」の対象となる事業所を5つ抱えるみずほ銀行では「省エネ・地球温暖化対策総合会議」を開催し、各対策の進捗状況の把握や今後の対応について検討しています。

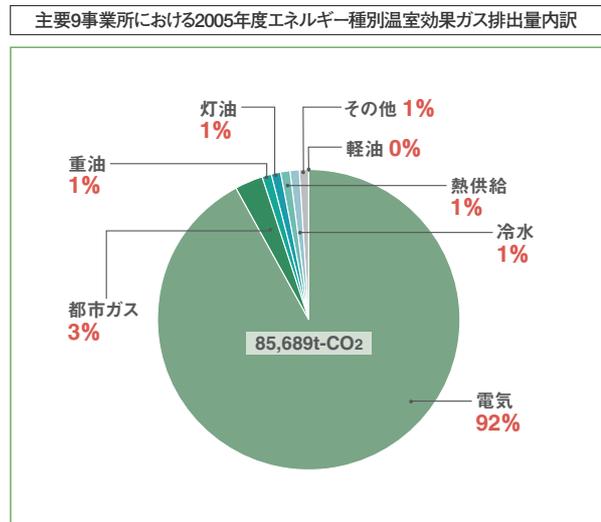
今後も東京都「地球温暖化対策計画書制度」に基づいた自主計画を着実に実施していくとともに、都内主要9事業所以外でも環境負荷低減に向けた活動に取り組む予定です。

東京都「地球温暖化対策計画書制度」をもとに
主要事業所で2009年度までに進める主な対策

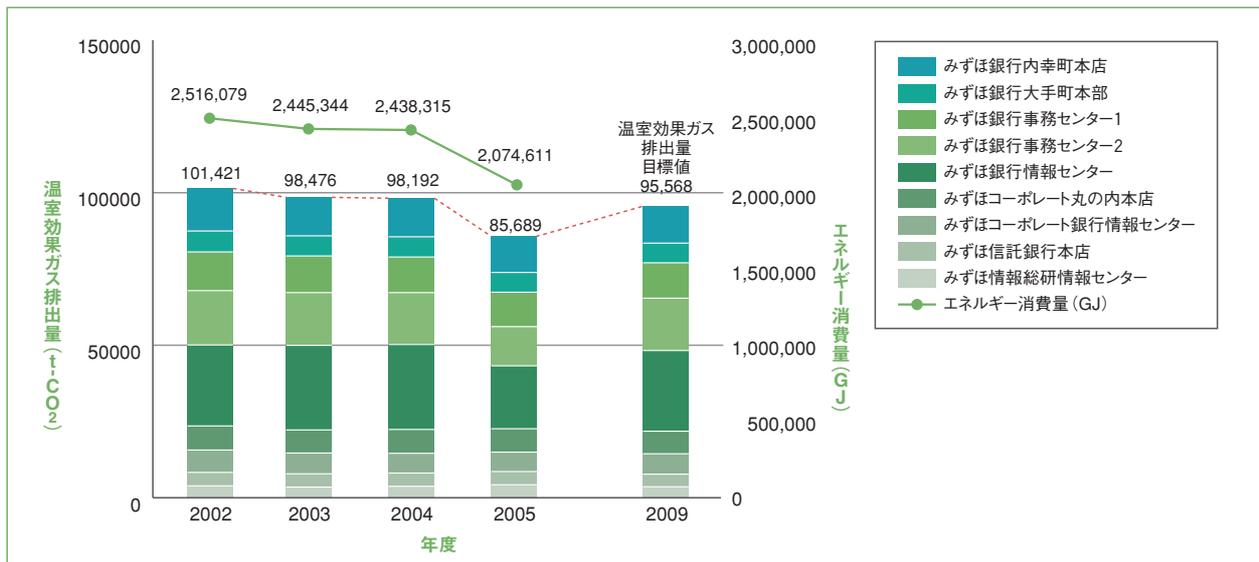
- 設備機器の省エネルギー対応化・高効率化
- 設備機器の省エネルギー運用の徹底
- 社員への省エネルギー活動の推進
- 車輛の適切な運転
など



みずほ銀行における省エネ活動推進シール



主要9事業所におけるエネルギー消費量と温室効果ガス排出量の推移



* 温室効果ガス排出量は、東京都環境確保条例「地球温暖化対策計画書制度」に則って算出し、東京都に提出したものです。
* 2005年度の都内主要9事業所の温室効果ガス排出量は、事務センターにおける設備の更新に伴う一時的な電力使用量の減少という特殊な要因が含まれます。

紙の使用・グリーン購入

紙の使用

銀行や証券業務などの金融業を主体とする当グループでは、多くの紙を使用します。

2005年度は、主要会社*1で合計3,726t*2のコピー用紙(A4換算8.87億枚)を購入しました。

当グループでは紙資源の重要性を認識し、今後もコピー用紙等の使用量削減に努めるとともに、再生紙の購入や利用も推進していきます。

*1 主要グループ会社：みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ証券、みずほ信託銀行、みずほインベスターズ証券、資産管理サービス信託銀行、第一勧業アセットマネジメント、富士投信投資顧問、みずほ総合研究所、みずほ情報総研

*2 コピー用紙1枚は4.2gとして換算

文具・消耗品類のグリーン購入

当グループでは、文具・消耗品類の調達においても環境に配慮した製品を購入(グリーン購入)するように努めています。文具・消耗品等には、トナー、ファイル、ノート、筆記具などが含まれますが、みずほ銀行およびみずほコーポレート銀行では、グリーン購入比率を高めるために、グリーン購入の状況を把握するとともに、本部で一括購入する際の購入品リストを見直しています。

更に両銀行では、2006年8月より文具・消耗品類等の物品を請求するネットワークシステムを導入し、これまで請求のため使用していた伝票を廃止するとともに、物品ごとに異なっていた請求方法を集約・統合させ、作業の合理化を図っています。

グリーン購入2005年度実績

グリーン購入品*2 (品目割合)	
みずほ銀行	35.40%
みずほコーポレート銀行	31.90%

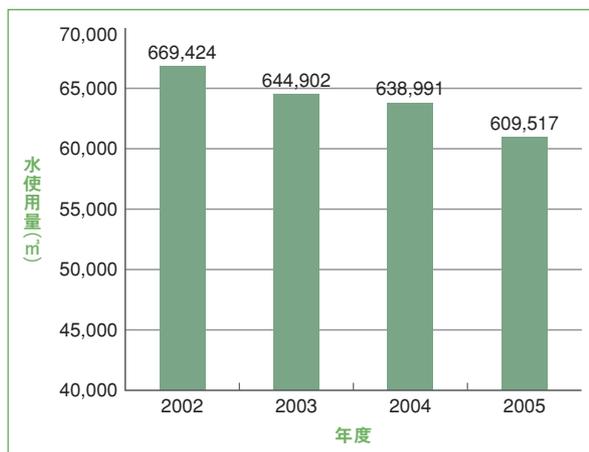
*2 グリーン購入法適合商品

水使用量の削減

当グループではさまざまな節水設備の導入などにより、水使用量の削減に努めています。

みずほ銀行大手町本部やみずほコーポレート銀行本店では女子用トイレに擬音装置を導入し、トイレの洗浄水削減に取り組んでいます。また、みずほ銀行本店では、洗面所などで一度利用した水を再生し、トイレの洗浄水として再使用することにより、水資源を有効に活用しています。2005年度は約5万tの再生した水を使用しましたが、これは必要な水使用量の約4割をまかなっていることとなります。

主要9事業所における水使用量の推移



廃棄物の排出削減

2005年度に都内主要9事業所から排出された、廃OA機器を除く産業廃棄物は、約544t(一部、重量換算係数を用いた推計を含む)でした。産業廃棄物処理に関しては廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物管理票(いわゆるマニフェスト)を適切に使用し、法令遵守に取り組んでいます。

また、紙ゴミについては一層リサイクルするとともに、紙の排出時の分別徹底を図ります。



みずほ銀行大手町本部における分別ゴミ箱

有害物質等の適正管理

主要事業所におけるオゾン層破壊物質としては、空調冷凍機の冷媒として特定フロン(CFC11)を、また消火設備の消火剤としてハロン1301を使用しています。これらについては、設備の更新時などに順次代替物質へ交換していきます。

PCBを含む機器などについては、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、適切に保管・管理を行い、保管状況を都道府県に届出しています。

主要な有害廃棄物質の管理等の状況

		主要事業所での保有量
PCB		64t+コンデンサ13台
オゾン層破壊物質	特定フロン(CFC11)	19t
	ハロン1301	39t

(2005年3月現在)

指定低公害車の導入

みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行およびみずほインベスターズ証券では、2006年5月現在、東京都内で計1,254台の車輛を利用しており、このうち東京都の指定した低公害車(排ガスレベルにより分類された超・優・良低公害車)の台数は687台となっています。

これら4社で利用している車輛については、更新の際に順次低公害車への切り替えを進めています。



みずほフィナンシャルグループ
コーポレート・コミュニケーション部
CSR推進室長
足立康徳

オフィスでの環境負荷低減を図ります

金融の仕組みを活用し、金融機関ならではの環境保全への取り組みを推進するとともに、自らの事業活動が直接的に環境に与える影響を把握し、環境負荷を低減させていくことも重要です。

当グループでは、自らの環境負荷の低減を推進するため、2006年4月以降、グループ各社の担当部署とのミーティングやヒアリングを重ね、まず環境に関するデータを収集するとともに、その管理の体制についても点検を進めています。

グループとして環境データの把握を行ったのは今回が初めてとなりますが、各社において既に講じている対策については着実に実施していくとともに、今後は、グループとして統一的な対策も講じていく必要があります。来年度以降もこのような取り組みを推進していきます。

<みずほ>に期待されるCSRとは

金融や環境、CSRの専門家にお集まりいただき、<みずほ>への期待を語っていただきました。

(開催日2006年6月12日)



金融機関の本業におけるCSRとは

藤井 金融機関というのは、あらゆる業種や経済主体にお金を回していくという点で、特別な存在です。ですから、地球の持続性のために金融の分野で何が出来るかを考えていかなければならない。それが金融機関としての競争力にもつながると思います。

末吉 確かに金融機関の事業は、一般企業と違い公共的性格が強いですね。<みずほ>は世界的な金融グループとして、環境やCSRに取り組むにあたって、世界的な観点から課題を捉える必要があると思います。

秋山 コンプライアンスやコーポレートガバナンスを超えて、社会の持続性に企業がどのように貢献していくのかという点が企業評価の上で重視されてくると考えています。企業の理念を、本業を通じてどのように実現していくのかという非常に前向きな姿勢が大切で、CSRは本業と離れたところにあるのではなく、まさに本業を通じてより良い社会をつくっていくことに意義があると思います。その点、Channel to Discoveryに込めた理念に関して、前田社長がさまざまところで積極的に発言されていることは、評価できると思います。

山本 社会的に影響力が大きい金融機関に対する期待は非常に高いです。それは、巨大なローンパワーを世界的な問題や日本の問題を解決するために行使してほしいということだと思います。

大橋 メガバンクとして私たちが担っている役割を、はっきり意識しないといけないと思っています。資金や人材をどう配分して取り組んでいくのか、グループの全員が意識を統一し、そして何よりも強い意志で臨むことが必要だと感じています。

<みずほ>のCSR活動について

伊藤 最近<みずほ>は、金融教育を積極的に実施されていますが、世間一般の人たちの金融についての基本的な知識は未だ十分とは言えません。ですから、金融機関が取り組むCSR活動として非常に良い取り組みだと思います。また、講師を務めた人たちが、受講者からエネルギーをもらって、元気になって会社に戻って来るといったメリットもあります。

秋山 金融教育は、社会貢献活動の一環として行われて

いる面もあるわけですが、実際には社員の人材育成という側面もあります。企業の中だけにいると、自分たちのやっていることしか見えなくなってしまうがちです。さまざまな形で外部と接点を持つことによって、それが外からはどう見えるかという気付きもありますし、自分の仕事を見直すことにもつながります。社員の教育という位置付けでどんどんやっていただくと、間違いなくプラスになると思います。

江川 金融教育はこだわりを持って続けています。確かに役職員のモチベーションアップにつながる効果があると思います。お話いただいた点も、ぜひ取り組みに活かして、今後とも引き続き積極的に活動を展開していきたいと思います。

山本 社員教育という点で言えば、環境やサステナブルビジネスモデルに対する「目利き」が可能な人材を育て、環境配慮型技術革新を促す融資、ファンドの設計など、金融商品の開発や普及を進めることを期待しています。

藤井 預金者が金融機関を選ぶときは、通常は金利がいくらかを見て、0.1%でも高いところを選びます。しかし欧米では、選択基準が金利だけではない。社会が良くなるような活動に、金融機関が資金を還流させているのかをチェックするようになってきています。〈みずほ〉には環境配慮型企業向け融資という商品がありますが、経済的リターンとともに、社会的なリターンを望む預金者はわが国でも育っており、必ず彼らから支持されると思います。

山本 地球温暖化の問題は、最近の科学的知見から非常に危機が間近に迫っていると言われていています。もはや大胆に動かなければならない時期に来ています。

その観点からは、金融機関の環境への取り組みとしてエクエーター原則は重要なものと言えます。〈みずほ〉は邦銀で初めてサインしたと聞きますが、これから先も常にスピード感を持って、他行をリードしていく存在でいていただきたいです。

伊藤 〈みずほ〉に限らず、金融機関の皆さんに是非取り組んでいただきたいことが3つあります。ひとつ目は、CSR活動や環境への取り組みを融資条件に反映させることです。銀行の信用の基盤である融資基準をいじるわけですから、これには当然のことながら相当なR&Dが必要となってくるでしょう。

2つ目は、融資先に対するCSRや環境配慮という切り口からのモニタリングです。かつては信用状況という切り口でしたが、新しい次元で行うのです。モニターするだ



秋山をね氏
(株)インテグレックス 代表取締役

2001年に、日本におけるSRIおよびCSR活動の推進を目的とする(株)インテグレックスを設立。内閣府 国民生活審議会臨時委員や企業年金連合会理事、社会的責任投資フォーラム理事など務める。



伊藤邦雄氏
一橋大学教授

専門は企業システム論、企業行動分析論、会計学。日本ベンチャー学会副会長、日本IR学会会長、ディスクロージャー研究会副会長などのほか、公正取引委員会・持株会社検討委員会委員など公職も多く務める。



末吉竹二郎氏
国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI) アジア・太平洋地区特別顧問

三菱銀行ニューヨーク支店長、取締役、東京三菱銀行信託会社(ニューヨーク) 頭取、日興アセットマネジメント副社長を経て、UNEP FIに携わる。2003年より現職。カーボンドィスクロージャー・プロジェクトの日本代表も務める。



藤井良広氏
上智大学大学院 地球環境学研究科教授

日本経済新聞社で環境庁(現環境省)、日銀、大蔵省(現財務省)などの記者クラブ詰めを経た後、ロンドン駐在記者を務める。1993年にライター・ファンデーション・プログラムに参加、同年から経済部編集委員。2006年から現職。



山本良一氏
東京大学生産技術研究所サステナブル材料・国際研究センター教授

専門は金属物理。ドイツのマックス・プランク金属研究所などを経て現職。通産省環境調和型製品導入促進調査委員会委員長、科学技術庁エコマテリアルプロジェクト研究推進委員長など、多くの公職も務める。

(みずほフィナンシャルグループ側参加者)



木山 博
執行役員経営企画部長



大橋 恵明
執行役員コーポレート・コミュニケーション部長



江川 透
経営企画部
企画第二チーム次長



足立 康徳
コーポレート・コミュニケーション部
CSR推進室長

けでなく、結果に基づいてアドバイスや勧告することも考えられます。

そして3つ目が、取引先の決算説明などのプレゼンの際には、CSRや環境の取り組みについて説明することを求めているかがでしょうか。これにより、より広く企業へのCSRおよび環境の取り組みの浸透が図られます。

木山 今のご指摘の点につきましては、少しずつですが動き始めているといっても良いと思います。すでにエクエーター原則の採択により、プロジェクトファイナンスのような大口案件で行っているスクリーニング手法をどこまで一般の融資にまで拡張できるのか検討しています。融資の判断基準を変えることになるので、時間をかけてしっかりしたものをつくっていきたくと思っています。

CSR意識の社員への浸透

秋山 CSRについての理念や方向性を社会に向け示した次のステップとして大事なものは、社員への浸透、CSRの意識の共有・実践だと思っています。また、CSRについてきちんと理解し、日々の業務の中で実践している人が評価されなくてはなりません。その意味では、人事評価も含め、制度的な仕組みを充実していく必要があります。

末吉 環境に配慮したプロジェクトを社内で表彰したり、提案制度を設けると良いと思います。それによって社員が、環境を大切にしているという会社の方針を理解できますし、お客さまのそういったニーズにも敏感になり、新たなビジネスチャンスに結びつくと思います。

木山 人事評価につながる仕組みについては、現状、グループの統一的な評価の仕組みの中に、「みずほグループ



アワード」などの制度を持っています。この制度の中でエクセーサー原則の採択を推進した部署を、2005年に表彰しました。通常は収益に直結する案件が対象なのですが、今回はあるひとつの理念を実現したことが評価されたという意味で特別でした。今後もCSRの推進を後押しする表彰を増やしていきたいと考えています。

藤井 企業の競争力の原点は人です。その人が特定の企業に属するのは単に経済的リターンだけが理由ではなくて、やはり生き甲斐や働き甲斐が大切ですね。一生涯のうちの過半をそこで過ごすわけですから、それを感じられない職場にいていいのかと思うわけです。例えば、同じ投資信託を販売する際にも、CSRという観点からSRIファンドを説明する。その説明に共感をいただいて、お客さまに買ってもらう。それが結果的に社会の役に立つ。そういうふうに、働き方が生き甲斐に結びつくと競争力も高まると思います。

伊藤 CSRの一番のねらいは、会社の生き方と社員の生き方を同期化することではないかと、最近考えるようになりました。CSRの推進力になるのは、社員からの支持にほかなりません。私どもが実施した調査の結果では、たとえば自社の環境への取り組みを知っている社員と知らない社員では、会社へのロイヤリティのレベルがまったく違うという結果がでました。このことは、自社の活動について、社員が理解するということがいかに大事かということを示しています。社員に行間まで理解してもらうようなかたちで、社内コミュニケーションの道具としてCSRレポ



ートを積極的に活用されると良いのではないのでしょうか。

木山 CSRとは、ひと言でいうと何なのかという点について、これまで自問自答をくり返してきました。そして、自然人であれば誰でも立派な人間になろうという欲求があり、人格を磨き上げていく行動をとりますが、いわゆる組織、法人にそういう自己欲求はあるのだろうか、と。多分、法人自らが自然人と同じように、人格を形成し、レベルを上げていく、そういう活動そのものがCSRなのではないのか、という結論に至りました。社会との対話を続けながら、自然人だったらどう考えるかということを常に省みて、気が付いたら素直に反省して直していく。その繰り返しが大切なのではないかと考えています。温暖化の問題についても、自然人である個人は、相当にまずいと感じているはずなのです。ですので、こうした気付きがあるたびに、気が付いた人が組織の中でいろいろ発言をして、議論を醸成し、変化につなげていければいい。みずほとしても、そのような組織になることを目指していきたいと考えています。

ご意見を受けて

今回のステークホルダーダイアログを通じて、示唆に富んだ数多くの貴重なご意見をいただきました。

〈みずほ〉は、積極的にグローバル展開していくことを内外に宣言していますが、CSRの分野においても、日本を代表する金融グループとしての〈みずほ〉への期待が非常に高いことを改めて実感しました。また、期待されている取り組み分野も、地球規模での環境問題から本業を通じた取引先

への働きかけと、幅広い領域に及んでいます。

これらのご意見を踏まえて、短期的に実施可能なもの、計画性をもって中長期的に取り組むものなど、取り組むべき課題をいま一度整理、分析し、〈みずほ〉の今後のCSR活動に活かしていきたいと思っております。

みずほフィナンシャルグループ
執行役員コーポレート・コミュニケーション部長
大橋恵明

『GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン (GRIガイドライン)』とは

GRI ガイドラインとは、持続可能性報告書を作成する際、その組織の経済・環境・社会の三側面のパフォーマンスを開示するための枠組みです。その主な役割は、①報告書を作成する際の方針や具体的な内容を示す、②経済・環境・社会的の三側面を正確かつバランス良く開示する枠組みを示す、③報告組織の業種や地域的要素を考慮しながら、報告書の比較可能性を高める、④報告組織の取り組みに対するパフォーマンス評価やそのベンチマーキングを可能にする、⑤ステークホルダーとのコミュニケーションを促進することです。

・このGRIガイドラインは、米国の非営利組織であるCERES (Coalition for Environmentally Responsible Economies) と国連環境計画が1997年に共同で設立した国際的NGOであるGlobal Reporting Initiativeが策定・公表しています。詳しくはこちらをご覧ください。http://www.globalreporting.org/
当グループは、GRIガイドラインを継続的に参照することで、当グループにおける情報開示の進捗状況の把握に使用するとともに、他社報告書との比較可能性を確保していきます。

・表中「-」は当グループに該当しないもの、灰色部分は記載のないもの、「他」は他の媒体で情報開示しているものを表しています。

・参考のため、情報開示の進捗状況を昨年との対比で本表の最後に図示しています。

〈参照ガイドライン〉

- ・サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2002
- ・金融サービス業業種別捕捉文書

サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2002

項目	指標	記載ページ	備考
1 ビジョンと戦略			
1.1	持続可能な発展への寄与に関する組織のビジョンと戦略に関する声明	4, 5, 9, 16, 22, 23	
1.2	報告書の主要要素を表す最高経営責任者(または同等の上級管理職)の声明	5	
2 報告組織の概要			
組織概要			
2.1	報告組織の名称	2	
2.2	主な製品やサービス 適切な場合には、ブランド名も含む	2	
2.3	報告組織の事業構造	2, 8-9	
2.4	主要部門、製造部門子会社、系列企業および合併企業の記述	2	
2.5	事業所の所在国名	2	
2.6	企業形態(法的形態)例:株式会社、有限会社など	2	
2.7	対象市場の特質	8-9	
2.8	組織規模	2	
2.9	ステークホルダーのリスト、その特質、および報告組織との関係	30-31	
報告書の範囲			
2.10	報告書に関する問い合わせ先、電子メールやホームページのアドレスなど	69	
2.11	記載情報の報告期間(年度/暦年など)	3	
2.12	前回の報告書の発行日(該当する場合)	3	
2.13	「報告組織の範囲」(国/地域、製品/サービス、部門/施設/合併事業/子会社)	3	
2.14	前回の報告書以降に発生した重大な変更(規模、構造、所有形態または製品/サービス等)	-	重大な変更はありません
2.15	時系列での、また報告組織間での比較に重大な影響を与える報告上の基礎的事柄(合併事業、子会社、リース施設、外部委託業務、その他)	2	
2.16	以前発行した報告書に含まれている情報について、報告しなす場合、再報告の性質、効果および理由を説明(合併/吸収、基準年/期間、事業内容、または、測定方法の変更など)	-	再報告する内容はあります。
報告書の概要			
2.17	報告書作成に際しGRIの原則または規定を適用しない旨の決定の記述	-	GRIガイドライン参照
2.18	経済・環境・社会的コストと効果の算出に使用された規準/定義	33	

項目	指標	記載ページ	備考
2.19	主要な経済・環境・社会情報に適用されている測定手法の前回報告書発行以降の大きな変更	-	大きな変更はありません
2.20	持続可能性報告書に必要な、正確性、網羅性、信頼性を増進し保証するための方針と組織の取り組み	F	
2.21	報告書全体についての第三者保証書を付帯することに関する方針と現行の取り組み	68	
2.22	報告書利用者が、個別施設の情報も含め、組織の活動の経済・環境・社会的側面に関する追加情報報告書を手入できる方法(可能な場合には)	3, 32	
3 統治構造とマネジメントシステム			
構造と統治			
3.1	組織の統治構造。取締役会の下にある、戦略設定と組織の監督に責任を持つ主要委員会を含む	24-25	
3.2	取締役会構成員のうち、独立している取締役、執行権を持たない取締役の割合(百分率)	24	
3.3	環境および社会的な面でのリスクと機会に関連した課題を含めて、組織の戦略の方向を導くための専門的知見が必要であるが、そのような知見を持った取締役選任プロセス		
3.4	組織の経済・環境・社会的なリスクや機会を特定し管理するための、取締役会レベルにおける監督プロセス		
3.5	役員報酬と、組織の財務的ならびに非財務的目標(環境パフォーマンス、労働慣行など)の達成度との相関		
3.6	経済・環境・社会と他の関連事項に関する各方針の、監督、実施、監査に責任を持つ組織構造と主務者	25	
3.7	組織の使命と価値の声明、組織内で開発された行動規範または原則、経済・環境・社会各パフォーマンスにかかわる方針とその実行についての方針	4, 5, 22-23, 34, 40, 42, 46, 52	
3.8	取締役会への株主による勧告ないし指導のメカニズム	40	
ステークホルダーの参画			
3.9	主要ステークホルダーの定義および選出の根拠	30-31	
3.10	ステークホルダーとの協議の手法。協議の種類別ごとに、またステークホルダーのグループごとに協議頻度に換算して報告	17, 34-35, 39, 40-41, 60-63	
3.11	ステークホルダーとの協議から生じた情報の種類	34-35, 38-39, 40-41, 60-63, 68	
3.12	ステークホルダーの参画からもたらされる情報の活用状況	34-35, 38-39, 40-41, 63	
統括的方针およびマネジメントシステム			
3.13	組織が予防的アプローチまたは予防原則を採用しているのか、また、採用している場合はその方法の説明	17, 54, 57	
3.14	組織が任意に参加、または支持している、外部で作成された経済・環境・社会的憲章、原則類や、各種の提唱(イニシアチブ)	19	
3.15	産業および業界団体、あるいは国内/国際的な提言団体の会員になっているものうちの主なもの	64	全国銀行協会の会員です
3.16	上流および下流部門での影響を管理するための方針とシステム		
3.17	自己の活動の結果、間接的に生じる経済・環境・社会的影響を管理するための報告組織としての取り組み	17, 54	
3.18	報告期間内における、所在地または事業内容の変更に關する主要な決定	-	重要な変更はありません
3.19	経済・環境・社会的パフォーマンスに関わるプログラムと手順、具体的項目	17-18, 34-59	
3.20	経済・環境・社会的マネジメントシステムに関わる認証状況	37	
4 GRIガイドライン対照表			
4.1	GRI報告書内容の各要素の所在をセクションおよび指標ごとに示した表	64-67	
5 パフォーマンス指標			
統合指標			
5.1	組織自体がその一部であるところの広範な経済・環境・社会システムと組織の活動を関連付けるもの	19	

項目	指標	記載ページ	備考
5.2	経済・環境・社会的パフォーマンスの2つ以上の側面を直接結びつけるもの 例)環境効率測定(例:単位産出量当たり、または売上高一単位当たりの排出量)		
経済的パフォーマンス指標【必須指標】			
顧客			
EC1	金銭的フロー指標:総売上げ	33	
EC2	市場の地域別内訳	2	
供給業者			
EC3	金銭的フロー指標:製品、資材、サービスなど全調達品の総コスト	33	
EC4	違約条項の適用なしに、合意済みの条件で支払い済みの契約件数のパーセンテージ		
従業員			
EC5	金銭的フロー指標:給与と給付金(時間給、年金その他の給付金と退職金も含む)総支払額の国ないし地域ごとの内訳	33	
投資家			
EC6	金銭的フロー指標:債務と借入金について利子ごとに分類された投資家への配当、また株式のすべてのカテゴリごとに分類された配当・優先配当金の遅延も含む	33	
EC7	期末時点での内部留保の増減	33	
公共部門			
EC8	金銭的フロー指標:支払税額の種類別内訳		
EC9	助成金等についての国ないし地域別内訳		
EC10	地域社会、市民団体、その他団体への寄付。金銭と物品別に分けた寄付先団体タイプごとの寄付額の内訳	46	
経済的パフォーマンス【任意指標】			
供給業者			
EC11	組織別と国別の供給業者内訳		
公共部門			
EC12	コアビジネスではない領域でのインフラ整備にかかわる支出(例えば従業員とその家族向けの学校または病院にかかわる支出)		
公共部門			
EC13	報告組織の間接的な経済影響		
環境パフォーマンス指標【必須指標】			
原材料			
EN1	水の使用量を除いた、原材料の種類別総物質使用量	58	
EN2	外部から報告組織に持ち込まれた廃棄物(処理、未処理を問わず)が、製品作りの原材料として使用された割合	-	生産を行っています
エネルギー			
EN3	直接的エネルギー使用量	57	
EN4	間接的エネルギー使用量	-	影響は軽微と考えます
水			
EN5	水の総使用量	56	
生物多様性			
EN6	生物多様性の高い地域に所有、賃借、管理している土地の所在と面積	-	該当する土地はありません
EN7	陸上、淡水域、海洋において報告組織が行う活動や提供する製品とサービスによって発生する生物多様性への主な影響の内容		
放出物、排出物および廃棄物			
EN8	温室効果ガス排出量(CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆)	57	CO ₂ のみ
EN9	オゾン層破壊物質の使用量と排出量	59	
EN10	NOx、SOx、その他の重要な放出物(タイプ別)	59	
EN11	種類別と処理方法別の廃棄物総量	59	
EN12	種類別の主要な排水:「GRI水の測定規定」	58	生産を行っていないことから、EN5「水の総使用量」と同量
EN13	化学物質、石油および燃料の重大な漏出について、全件数と漏出量	-	漏出はありません
製品とサービス			
EN14	主要製品およびサービスの主な環境影響	17, 52	
EN15	製品使用後に再生利用可能として販売された製品の重量比、および実際に再生利用された比率	-	生産を行っています

項目	指標	記載ページ	備考
法の遵守			
EN16	環境に関する国際的な宣言/協定/条約、全国レベルの規制、地方レベルの規制、地域の規制の違反に対する付帯義務と罰金。事業活動を行う国別の状況を説明のこと	-	該当する違反はありません
環境パフォーマンス指標【任意指標】			
エネルギー			
EN17	再生可能なエネルギー源の使用、およびエネルギー効率の向上に関する取り組み	57	
EN18	主要な製品のエネルギー消費量フットプリント(製品が耐用年数中に必要とするエネルギーの年率)	-	生産は行っていません
EN19	他の間接的(上流/下流)なエネルギーの使用とその意味合い。業務上の移動、製品のライフサイクルマネジメント、エネルギー集約型原材料の使用など		
水			
EN20	報告組織の水の使用によって著しく影響を受ける水源とそれに関係する生態系/生息地。	-	上水を利用
EN21	水源からの年間利用可能な水量に占める、地下及び地上からの取水量		
EN22	水のリサイクル量および再利用量の総量	58	
生物多様性			
EN23	生産活動や探掘のために所有、賃借、管理している土地の全量	-	生産は行っていません
EN24	購入または賃借した土地のうち、不透水性の地表面の割合。		
EN25	事業活動と操業による、自然保護区や脆弱な生態系地域への影響	-	生産は行っていません
EN26	事業活動と操業に起因する、自然生息地の改変内容、および生息地が保護または復元された割合	-	生産は行っていません
EN27	生態系が劣化した地域における、原生の生態系とそこに生息する種の保護と回復のための方針、プログラムおよび目標		
EN28	操業によって影響を受ける地域に生息する、IUCN 絶滅危惧種の数	-	生産は行っていません
EN29	保護地域あるいは脆弱な生態系からなる地域とその周辺において、進行中または計画中の事業	-	生産は行っていません
放出物、排出物および廃棄物			
EN30	その他の間接的な温室効果ガス排出量(CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆):他の組織から放出されるガス排出量についてガスの種類ごとに、トンとCO ₂ 換算のトンで報告		
EN31	バーゼル条約 付属文書I、II、IIIおよびVIIで「有害」とされるすべての廃棄物の生産、輸送、輸入あるいは輸出		
EN32	報告組織からの排水と流出によって重大な影響を受ける、水源とそれに関係する生態系/生息地	-	公共の下水処理を利用
供給業者			
EN33	「統治構造とマネジメントシステム」(3.16項)に対応する「プログラムと手続き」の、環境に関係する供給業者のパフォーマンス		
輸送			
EN34	物流を目的とした輸送に関する重要な環境影響	59	
その他全般			
EN35	種類別の環境に対する総支出		
社会性パフォーマンス指標:労働慣行と公正な労働条件【必須指標】			
雇用			
LA1	労働力の内訳(可能であれば):地域・国別、身分別(従業員・非従業員)、勤務形態別(常勤・非常勤)、雇用契約別(期限不特定および終身雇用・固定期間および臨時)。また、他の雇用者に雇われている従業員(派遣社員や出向社員)の地域・国別の区分	43	
LA2	雇用創出総計と平均離職率を地域・国別に区分		
LA3	独立した労働組合もしくは真に従業員を代表する者・団体の従業員代表によりカバーされている従業員の地理的な割合。または団体交渉協定によりカバーされている従業員の地域・国別の割合	44	
LA4	報告組織の運営に関する変更(例:リストラクチャリング)の際の従業員への情報提供、協議、交渉に関する方針と手順	44	

項目	指標	記載ページ	備考
安全衛生			
LA5	労働災害および職業性疾病に関する記録・通知の慣行、ならびに「労働災害と職業病の記録と通知に関するILO行動規範」への適合性	44	
LA6	経営陣と労働者代表からなる公式の合同安全衛生委員会の記述と、この様な委員会が対象としている従業員の割合	44	
LA7	一般的な疾病、病欠、欠勤率、および業務上の死亡者数(下請け従業員を含む)	44	
LA8	HIV/AIDSについての方針およびプログラム(職域についてだけでなく全般的なもの)	44	
教育研修			
LA9	従業員当たりの職位・職域別年間平均研修時間		
人種多様性と機会均等			
LA10	機会均等に関する方針やプログラムと、その施行状況を保証する監視システムおよびその結果の記述	25, 44-45	
LA11	上級管理職および企業統治機関(取締役会を含む)の構成。男女比率及びその他、多様性を示す文化的に適切な指標を含む		
社会性パフォーマンス指標：労働慣行と公正な労働条件【任意指標】			
雇用			
LA12	従業員に対する法定以上の福利厚生	45	
労働/労使関係			
LA13	意思決定および経営(企業統治を含む)に正規従業員が参画するための規定	44	
安全衛生			
LA14	「労働安全衛生マネジメントシステムに関するILOガイドライン」の実質的遵守の立証		
LA15	職場の安全衛生に関する労働組合または真に従業員を代表する者・団体従業員代表との公式な取り決めの記述と、これらの取り決めの対象となる従業員の割合	44	
教育研修			
LA16	雇用適性を持ち続けるための従業員支援および職務終了への対処プログラムの記述	43	
LA17	技能管理または生涯学習のための特別方針とプログラム	42-43	
社会性パフォーマンス指標：人権【必須指標】			
方針とマネジメント			
HR1	業務上の人権問題の全側面に関する方針、ガイドライン、組織構成、手順に関する記述(監視システムとその結果を含む)	25, 42	
HR2	投資および調達に関する意思決定(供給業者・請負業者の選定を含む)の中に人権に与える影響への配慮が含まれているか否かの立証	17, 22-23, 25, 54	
HR3	サプライ・チェーンや請負業者における人権パフォーマンスの評価と取り組みに関する方針と手順(監視システムとその結果を含む)の記述		
差別対策			
HR4	業務上のあらゆる差別の撤廃に関するグローバルな方針、手順、プログラムの記述(監視システムとその結果も含む)	42, 44	
組合結成と団体交渉の自由			
HR5	組合結成の自由に関する方針と、この方針が地域から独立して国際的に適用される範囲の記述。またこれらの問題に取り組むための手順・プログラムの記述	22-23	
児童労働			
HR6	ILO条約第138号で規定されている児童労働の撤廃に関する方針と、この方針が明白に述べられ適用されている範囲の記述。またこの問題に取り組むための手順・プログラム(監視システムとその結果を含む)の記述	19	
強制・義務労働			
HR7	強制・義務労働撤廃に関する方針と、この方針が明白に述べられ適用されている範囲の記述。またこの問題に取り組むための手順・プログラム(監視システムとその結果を含む)の記述:ILO条約第29条第2項を参照	19	
社会性パフォーマンス指標：人権【任意指標】			
方針とマネジメント			
HR8	業務上の人権問題の全側面に関する方針と手順についての従業員研修：訓練形態、研修参加者数、平均研修期間を含めること	44	

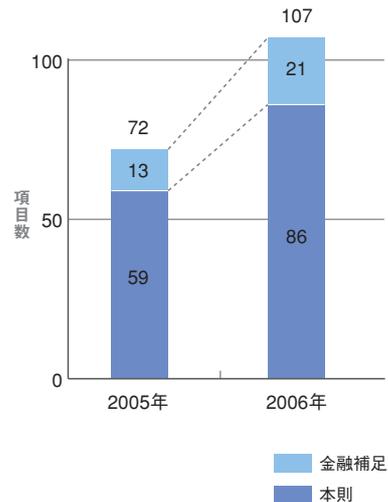
項目	指標	記載ページ	備考
懲罰慣行			
HR9	不服申し立てについての業務慣行(人権問題を含むが、それに限定されない)の記述	28	
HR10	報復防止措置と、実効的な秘密保持・苦情処理システムの記述(人権への影響を含むが、それに限定されない)	28	
保安慣行			
HR11	保安担当職員への人権研修。研修の種類、研修受講者数、平均研修期間も含むこと		
先住民の権利			
HR12	先住民のニーズに取り組む方針、ガイドライン、手順についての記述		
HR13	共同運営している地域苦情処理制度/管轄機関の記述		
HR14	事業地区からの営業収入のうち、地元地域社会に再配分される割合		
社会性パフォーマンス指標：【必須指標】			
地域社会			
SO1	組織の活動により影響を受ける地域への影響管理方針、またそれらの問題に取り組むための手順と計画(監視システムとその結果を含む)の記述	17, 38-39, 54	
贈収賄と汚職			
SO2	贈収賄と汚職に関する方針、手順/マネジメントシステムと、組織と従業員の遵守システムの記述	22, 23, 29	
政治献金			
SO3	政治的なロビー活動や献金に関する方針、手順/マネジメントシステムと遵守システムの記述	22, 23, 29	
社会性パフォーマンス指標：【任意指標】			
地域社会			
SO4	社会的、倫理、環境パフォーマンスに関する表彰		
政治献金			
SO5	政党および政候補への資金提供を主目的とした政党や団体への献金額	29	
競争と価格設定			
SO6	反トラストと独占禁止法令に関わる訴訟の判決	-	該当する訴訟はありません
SO7	不正競争行為を防ぐための組織の方針、手順/マネジメントシステム、遵守システムの記述	29	
社会性パフォーマンス指標：製品責任【必須指標】			
顧客の安全衛生			
PR1	製品・サービスの使用における顧客の安全衛生の保護に関する方針、この方針が明白に述べられ適用されている範囲、またこの問題を扱うための手順/プログラム(監視システムとその結果を含む)の記述	36-39	
製品とサービス			
PR2	商品情報と品質表示に関する組織の方針、手順/マネジメントシステム、遵守システムの記述	35	
プライバシーの尊重			
PR3	消費者のプライバシー保護に関する、方針、手順/マネジメントシステム、遵守システムの記述	36-37	
社会性パフォーマンス指標：製品責任【任意指標】			
顧客の安全衛生			
PR4	顧客の安全衛生に関する規制への不適合、およびこれらの違反に課された処罰・罰金の件数と類型	-	該当する違反はありません
PR5	製品とサービスの安全衛生を監督、規制する所轄機関、および同種の公的機関に報告されている苦情件数		
PR6	報告組織が使用することを許されたかもしくはは受け入れた、社会的、環境的責任に関する自主規範の遵守、製品ラベル、あるいは受賞	17, 19, 37	
製品とサービス			
PR7	製品情報と品質表示に関する規制への不適合の件数と類型(これらの違反に課された処罰・罰金を含む)	-	該当する違反はありません
PR8	顧客満足度に関する組織の方針、手順/マネジメントシステム、遵守システム(顧客満足度調査の結果を含む)の記述	34-35	
広告			
PR9	広告に関する規準や自主規範の遵守システムに関する方針、手順・マネジメントの記述		
PR10	広告、マーケティングに関する法律違反の件数と類型	29	

金融サービス業業種別補足文書

項目	指標	記載ページ	備考
プライバシーの尊重			
PR11	消費者のプライバシー侵害に関して正当な根拠のある苦情件数	-	該当する苦情はありません
社会性パフォーマンス指標：全業種向け			
CSRマネジメント			
CSR1	社会的要素についてのCSR方針	9, 16, 22-23	
CSR2	CSR組織	25	
CSR3	CSR監査の監査件数と監査時間		
CSR4	慎重を要する問題のマネジメント		
CSR5	違反事例の件数		
CSR6	利害関係者との対話	60-63	
内部の社会性パフォーマンス			
INT1	企業内CSR方針(人的資源についての方針におけるCSR的事柄)	42, 44-45	
INT2	従業員の離職率と雇用創出数		
INT3	従業員満足度の結果		
INT4	上級管理職の報酬額	他	有価証券報告書
INT5	持続可能な成功を促進するボーナス	43	
INT6	ボーナスを含む職級ごとの男女の給与比率		
INT7	職級ごと、国ごとの従業員プロフィール(男女、民族、障害)	43	
社会へのパフォーマンス			
SOC1	慈善的貢献の額(寄付、従業員の時間、現物贈与、管理コスト)	46-49	
SOC2	経済的付加価値のステークホルダーへの分配額	33	
供給業者			
SUP1	主要な供給業者の社会パフォーマンスを選定する方針と手順(雇用条件、労働条件、安全衛生条件)		
SUP2	供給業者の満足度(迅速な支払い、価格、扱い)		
社会性パフォーマンス指標：業種ごと			
RB1	小口金融業務の方針(社会的関連要素)	38-39	リテール・バンキング
RB2	小口金融業務：融資プロフィール(業種、企業規模など)	他	ディスクロージャー誌 リテール・バンキング
RB3	小口金融業務：高い社会的利益を伴う融資(額と割合)		リテール・バンキング
IB1	投資銀行業務：投資方針(社会的関連要素)	17, 54	インベストメント・バンキング
IB2	投資銀行業務：融資プロフィール：全世界的取引構造		インベストメント・バンキング
IB3	投資銀行業務：高い社会的利益を伴う取引(額と割合)	55	インベストメント・バンキング
AM1	資産管理方針(社会的関連要素)		インベストメント・バンキング
AM2	資産管理：高い社会的利益を伴う管理資産(額と割合)	18, 55	アセットマネジメント
AM3	資産管理：社会的責任投資(SRI)志向の株主活動	18-19, 55	アセットマネジメント
INS1	保険：引き受け方針(社会的関連要素)	-	保険業は営んでいません 保険
INS2	保険：融資プロフィール(個人：年齢、性別、民族。法人：企業規模、地理分布。)	-	保険業は営んでいません 保険
INS3	保険：顧客からの苦情(件数と内容)	-	保険業は営んでいません 保険
INS4	保険：高い社会的利益を伴う保険(額と割合)	-	保険業は営んでいません 保険
環境パフォーマンス指標			
F1	コア・ビジネス・ラインに適用される環境方針の記述	54	全業種
F2	コア・ビジネス・ラインにおける環境リスクを評価及びスクリーニングするプロセスの記述。	17, 54	全業種

項目	指標	記載ページ	備考	対象業種
F3	環境リスク評価手順が各コア・ビジネス・ラインに適用される数値の表記。	17, 54		全業種
F4	リスク評価プロセスにて指摘された環境項目の、顧客による実行・遵守状況のモニタリング・プロセスに関する記述。	18, 54		リテール・バンキング、 コマーシャルバンキング、 コーポレートバンキング
F5	職員の環境リスク・機会への対処力を高めるためのプロセスの記述。			全業種
F6	コア・ビジネス・ラインに関する環境リスクシステム・手順の審査を含む監査の回数・頻度。			全業種
F7	環境リスク・機会に関する顧客/出資先企業/ビジネス・パートナーとの対話の記述。			全業種
F8	金融機関の投融資先のうち、報告組織が環境問題について携わった会社の数と割合。			全業種
F9	ポジティブ・環境スクリーニング、ネガティブ・環境スクリーニング、及びベスト・プラクティス環境スクリーニングの対象となる資産の割合	18		アセットマネジメント
F10	報告組織が議決権や議決助言権を有する株式についての、環境問題に関する議決方針の記述。			アセットマネジメント
F11	報告組織が株式議決権や議決助言権を有する形で運用している資産の割合。			アセットマネジメント
F12	コア・ビジネス・ラインに従って細分化された特定の環境製品・サービスの総金銭価値。	55		全業種
F13	特定の地域及びセクターにおけるコア・ビジネス・ラインのポートフォリオの価値。			全業種

GRIガイドラインに基づく開示項目数の推移



第三者意見書



一橋大学教授

伊藤邦雄氏

2回目となるみずほフィナンシャルグループのCSR報告書には、少なからぬ点で改善・工夫や特徴が見て取れる。

第1の特徴は、昨年同様にCSRの3本柱といわれる経済性、社会性、環境という3つの視点から報告しながらも、後の2者をより充実させたことである。企業の情報開示は、従来はともすれば、経済性の面に集中してなされてきた。その慣習に照らせば、このようなレポートによる情報開示はまさに「様変わり」である。

第2は、報告書中の社会性報告に、CSRに対する本質的理解が表れている点である。CSRの本質は、ともすれば自己中心的で独善的に陥りがちな企業を、多様なステークホルダーから構成される社会との「かかわり」という視点から捉えなおすことにある。この点で、「お客さま」「株主・投資家」「社員」「地域社会」「国際社会」の「かかわり」に、バランス良く目配りしている点が評価できる。

第3に、今回の報告書で、新たにステークホルダーとの対話が設けられたことは、意義あることだと思う。評者も末席を汚したが、張り詰めた雰囲気の中かでかなり白熱した議論が展開された。ときに、メンバーが<みずほ>に詰め寄る場面もあった。そうした意見に<みずほ>から参加した担当者が、真摯に応答していたのも印象に残った。ぜひ、63頁に記されているように、すぐに対応できるものはできるだけ速やかに、そして中長期的に取り組むべきものには抜本的に対処していただきたい。

今回の対話で評者の印象に残った点がいま1つあ

る。それはメンバーのなかに競合行出身の方が入っていたことである。保守的とも言われる金融機関の慣習からすれば、かなり勇気のある決断だったと忖度する。

CSRとは、いいかえれば「共生」を意味するものであり、狭隘な「競争」を克服することにその意義があると思う。その点で、CSRの理念と一貫する今回の英断を高く評価したい。

報告書のなかで強調されているものの1つが、環境への取り組みである。エクエーター原則の採択をはじめ、環境配慮型企業向け融資制度など、金融面からの環境貢献が語られている。金融機関による環境貢献の潜在的機会や影響力は計り知れないものがある。今後はもっと踏み込んだ革新的施策を期待したい。従来のメインバンク制が崩壊したといわれるなか、環境貢献の面でそれに代わる新たな機能を金融機関は果たせるものと期待している。

今回も不祥事に言及がなされている。率直に反省し、それを報告書で明らかにすること自体は評価できる。とはいえ、またぞろという感を禁じえない。開示も大事であるが、それ以上にそうした事態を未然に防ぐほうがもっと大事であることを銘記すべきである。「信頼」が企業の最も重要な無形資産であることを再確認して欲しい。

とはいえ、報告書全体から、そして行間から、みずほグループのCSRに対する誠意と熱意を感じ取ることができる。しかし、それは今後へのさらなる期待でもある。そうした期待に経営と社員が一丸となって応えて欲しい。



表紙について

題名：「息吹」

作者：早乙女道春

季節は春、霞で風景がやさしくにじむ。木々の芽がふつふつとふくらみ、力強く伸びようと支度する。空気がだんだんと春のエネルギーで満ちていくある日の朝、新入生である妹の手を兄が引き学校へ向かう……。

春の息吹は人々に元気と活力を与えます。〈みずほ〉はお客さまにとって、常にそういう存在でありたいと考えます。お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャルパートナーを〈みずほ〉は目指しています。

本報告書に関するご意見・お問い合わせ先

株式会社みずほフィナンシャルグループ
コーポレート・コミュニケーション部 CSR推進室
03 (5224) 1111 (代表)
<http://www.mizuho-fg.co.jp/>
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-5

印刷にあたっての環境配慮について

本誌の印刷にあたっては、以下のような環境配慮を行っています。
製版については、CTP (Computer To Plate) 方式で直接製版することにより、製版フィルムが不要となっています。
インクについては、揮発性有機化合物 (VOCs) を含まない大豆油を使用したインクを用い、大気汚染の抑制に努めています。
用紙については、環境・社会・経済のすべての側面に配慮した厳しい基準に従って適切に管理された森林からの木材を原料としていることを示す、FSC認証紙を使用しています。



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6% www.team-6.jp



MIZUHO
Channel to Discovery